

第2 調査結果

1 研修施設の廃止、縮小等

勸告	説明図表番号
<p>【背景事情等】</p> <p>(各府省における研修施設の設置等)</p> <p>各府省が研修を実施するために設置している施設（以下「研修施設」という。）は、本府省に中央研修機関のみを設置しているものや地方支分部局ごとに支所等を複数設置しているものなどがある。また、研修施設の形態は、単独の施設であるもの、合同庁舎内に教室を置いているもの、宿泊施設を設置しているものや体育施設を設置しているものなど多種多様である。</p> <p>(研修施設の有効活用等)</p> <p>政府は、財政健全化に向けた基本的な考え方等を取りまとめた「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）において、すべての歳出分野の事務及び事業の必要性、執行の効率性等の観点から不断の見直しを行うことにより、歳出の無駄の排除を徹底することを歳出見直しの基本原則としており、国の行政機関においては、減量・効率化の観点から、定員の合理化などの対策を講ずることが求められているほか、現下の極めて厳しい財政状況を勘案すると、国有財産の一層の有効活用が求められている。</p> <p>このような中、研修施設についても、国費の効率的かつ効果的な執行の観点から、その必要性や有効活用方策等について検証し、国有財産の売却又は有効活用を一層推進するとともに、適正な規模の研修施設を効率的に運用するため、的確な見直しを実施することが重要である。</p> <p>また、一部の研修施設については、「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」（財務大臣主催）において、廃止や移転、各府省共用による施設の効率的な運用を図ることとされている（注）ほか、平成21年度に実施された内閣府行政刷新会議の事業仕分けにおいても、国土交通大学校が対象となり、「研修・施設の在り方等について政府全体で見直す」こととされたところである。</p> <p><small>（注） 国有財産の有効活用方策についての基本方針等が取りまとめられた「国有財産の有効活用に関する報告書」（平成19年6月15日）、「東京23区外の庁舎等の移転・再配置計画について」（平成20年6月12日）</small></p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、12府省121研修施設における施設の規模・内容、研修計画、研修実績、施設の稼働状況、研修の実施状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>(1) 研修施設を廃止、縮小等することが可能とみられるもの</p> <p>今回、12府省121研修施設における施設の規模・内容、研修計画、研修実</p>	<p>表1-①</p> <p>表1-②</p> <p>表1-③</p> <p>表1-④</p>

<p>績、施設の稼働状況等を調査した結果、次のとおり、研修施設の効率的な運用を図るため、研修施設を廃止したもの、廃止又は縮小を決定しているものがみられた。</p>	
<p>ア 教室、宿泊施設等を備えた研修等を実施するための施設を設置していたが、稼働率が低調となっていたため、合同庁舎内の会議室で研修を実施することにより、当該施設を廃止した。【財務総合政策研究所北九州研修支所】</p>	表 1 - (1) - ①
<p>イ 教室、宿泊施設等を備えた研修等を実施するための施設を設置しているが、稼働率が低調となっているため、合同庁舎内の会議室で研修を実施することにより、当該施設の廃止を決定している。【財務総合政策研究所南九州研修支所】</p>	
<p>ウ 財務省による監査において敷地の利用度が低いとの指摘を受け、施設を集約化・高層化し、敷地の縮小を決定している。【税務大学校大阪研修所】 一方、研修施設の中には、次のとおり、廃止、縮小等することが可能と考えられるものがみられた。</p>	表 1 - (1) - ②
<p>ア 研修施設を廃止することが可能とみられるもの 研修実施日数が平均で週 1 日に満たないなど、施設全体の稼働率が極めて低調となっており、既存の庁舎内の会議室等で研修を実施することにより、研修施設を廃止することが可能とみられる。【2 府省 2 研修施設（沖縄総合事務局研修所、厚生労働省白金台分室）】</p>	表 1 - (1) - ③、④
<p>イ 研修施設を縮小することが可能とみられるもの i) 広大な土地を保有し、多数の施設を設置しているものの、土地や施設の未利用が多く、非効率な状況になっていることなどから、研修施設の規模を大幅に縮小することが可能とみられる。【農林水産研修所つくば館水戸ほ場】</p>	表 1 - (1) - ⑤
<p>ii) 研修実施日数が平均で週 2 日に満たないなど、施設全体の稼働率が低調となっており、障害児の入所施設の在り方の見直しに伴い新たに必要となる機能への用途変更を行うなどにより、研修施設の機能を縮小することが可能とみられる。【秩父学園附属保護指導職員養成所（研修棟、宿舎棟）】</p>	表 1 - (1) - ⑥
<p>ウ 府省内での一体的な運用等により廃止等することが可能とみられるもの 同一府省が複数の研修施設を設置しているものの中には、研修を実施する上で必要性が乏しい体育施設や、稼働率が低調となっている教室や宿泊施設などがみられ、非効率な状況となっている。このため、必要性が乏しいものについては廃止するとともに、研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等を行うことが可能とみられる。【4 府省（総務省（情報通信政策研究所、統計研修所）、法務省（法務総合研究所支所等）、農林水産省（農林水産研修所本所・つくば館等）、国土交通省（国土技術政策総合研究所研修センター、関東地方整備局関東技術事務所、国土交通大学校小平本校・柏研</p>	表 1 - (1) - ⑦～⑩

修センター等))】

エ 研修以外の機能の移転が可能となった場合は、研修施設を廃止する必要があるもの

国際条約に基づく研修・危機管理機能を有する施設であるものの、研修施設としては、研修実施日数が年間6日と極めて低調な稼働状況となっており、また、危機管理施設である油汚染鳥の2次処理施設としては、施設の竣工以降、油汚染事故による水鳥への被害が発生しておらず、利用実績がない。このため、研修の充実等により研修施設として有効活用を図るとともに、危機管理機能については、施設の次期大規模修繕時まで近隣の他施設等への機能移転について検討し、移転が可能となった場合は、研修等の実施方法を見直し、研修施設を速やかに廃止する必要があると考えられる。【水鳥救護研修センター】

表1-(1)-①

(2) 宿泊施設を廃止等することが可能とみられるもの

宿泊施設を維持するに当たっては、代替可能な民間宿泊施設等がある場合、当該民間宿泊施設等への宿泊に支出される国費と宿泊施設の維持のために支出される経費の比較などを総合的に検討することが重要である。

今回調査した12府省121研修施設の中には、宿泊施設を設置しているものが12府省87研修施設みられ、これらの宿泊施設の維持管理経費等(注1)を調査した結果、研修の受講者一人一泊当たりの維持管理経費等(注2)と国の機関が所有する施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費(注3)との合計金額(以下「各府省宿泊施設利用時の支出額」という。)が民間宿泊施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費(注4)(以下「民間宿泊施設利用時の支出額」という。)よりも割高になっているものが7府省15研修施設みられた。

表1-(2)-①

これらについては、民間宿泊施設の活用等による宿泊施設の廃止又は維持管理経費の節減、職員の研修以外の出張の際の利用や他機関への貸出し等の有効活用方を講ずる必要があり、これらの取組を講じても、依然として各府省宿泊施設利用時の支出額が民間宿泊施設利用時の支出額よりも割高となる場合は、宿泊施設を廃止又は縮小する必要があると考えられる。

なお、今回調査した府省の中には、宿泊を伴う研修を実施するに当たって、安価な民間宿泊施設を活用していた例がみられた。

表1-(2)-②

(注1) 平成21年度における宿泊施設の維持管理に要した光熱水料、警備費、清掃費等のほか、宿泊施設の取得額等を耐用年数(47年)で除したものを加えたもの。なお、宿泊施設の維持管理経費等がその他の施設・設備と一体となっている場合は、宿泊施設分を按分して算出した。

(注2) 維持管理経費等を平成21年度の延べ宿泊者数で除したもの

(注3) 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)等により、国の機関が所有する宿泊施設を利用する30日未満の旅行行程の場合に支給している日額旅費2,080円を基本とし、各府省の旅費規程に基づき算出した。

(注4) 国家公務員等の旅費に関する法律等により、民間の宿泊施設を利用する30日未満の旅行行程の場合に支給している日額旅費5,910円を基本とし、各府省の旅費規程に基づき算出した。

<p>(3) 体育施設を廃止等することが可能とみられるもの</p> <p>今回調査した 12 府省 121 研修施設の中には、体育施設を設置しているものが 11 府省 58 研修施設みられ、これらの体育施設の設置目的、稼働状況等を調査した結果、業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施しているなど、研修を実施するに当たって体育施設を設置する必要があると考えられるものが 7 府省 39 研修施設みられた。</p> <p>一方、体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施しておらず、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられるものが 8 府省 19 研修施設みられた。これらの体育施設の研修による稼働率は、平均で 1.3%（年間で 3 日間）にとどまっており、研修で全く利用していない体育施設を設置しているものも 8 府省 12 研修施設あるなど、体育施設の研修による稼働率は極めて低調となっている。</p> <p>調査した研修施設の中には、次のとおり、施設の効率的な運用を図るため、外部の体育施設を借用して研修を実施することにより、体育施設の廃止を決定している例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用実績が低くなっており、外部の体育施設で研修を実施することにより体育施設の廃止又は廃止を決定している。【税務大学校札幌研修所、税務大学校仙台研修所、税務大学校広島研修所、税務大学校熊本研修所】 <p>一方、これら 8 府省 19 研修施設が設置している体育施設の種類をみると、体育館を設置しているものが 5 府省 12 研修施設、グラウンドやテニスコート等の体育館以外の体育施設を設置しているものが 8 府省 16 研修施設みられた。</p> <p>これらについては、上記のとおり、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられ、研修による稼働率も低調であることから、種類や形状等を踏まえ、廃止等する必要があると考えられる。</p> <p>また、これらの体育施設のほかに、研修で利用していなかった体育施設を廃止したものの、跡地が効率的に活用されておらず、これを処分する必要のあるものがみられた。【東北地方整備局東北技術事務所】</p>	<p>表 1 - (3) - ①</p> <p>表 1 - (3) - ②</p> <p>表 1 - (3) - ⑤</p> <p>表 1 - (3) - ③、④</p> <p>表 1 - (3) - ⑥</p>
<p>(4) 研修施設の共同利用の推進</p> <p>今回、研修施設を設置している 12 府省における研修の実施状況を調査した結果、同一府省に複数の研修機関を設置して研修を実施しているものが 10 府省みられ、その中には、研修施設の効率的な運用を図るため、財務省の財務総合政策研究所と会計センターが同一施設に入居し、教室、宿舍等の施設を共同利用しているものや、法務省の法務総合研究所高松支所と矯正研修所高松支所が宿泊施設を共同利用しているなどのものがみられた。</p> <p>しかしながら、これら以外で、同一府省の他の研修機関との研修施設の共</p>	<p>表 1 - (4) - ①</p> <p>表 1 - (4) - ②</p>

同利用は、ほとんど行われていない。

また、研修施設を共同利用することによって、研修施設職員の兼務化等による業務の実施体制の合理化が期待される場所であるが、研修施設間における職員の兼務化により業務を実施しているものはみられなかった。

研修施設の効率的な運用に資するためには、その利用実態や研修の実施状況等を踏まえ、近隣に所在する同一府省の他の研修機関と研修施設を共同利用することにより、研修施設の縮小、定員の合理化又は有効活用を推進することが重要であると考えられる。

さらに、府省間においても、同様の観点から、可能な範囲内で、研修施設を共同利用することが効果的であると考えられる。しかしながら、府省間における研修施設の共同利用はほとんど行われておらず、他府省からの研修施設の借用の申出に対し、貸出しのための環境整備がなされていなかったことを理由に断った例もみられたことから、研修施設を設置している府省にあつては、必要に応じて、研修施設の貸出しに係るマニュアル等を整備するなど、全府省間での共同利用を推進するための環境整備を行う必要があると考えられる。

表 1 - (4) - ③

表 1 - (4) - ④

(5) 研修業務に係る実施体制の見直しの推進

今回、おおむねブロック単位に地方研修支所等を設置している 5 府省 71 研修施設における研修業務の実施体制を調査した結果、効率的な研修業務の実施の観点から、専任の研修担当職員を配置せず、地方支分部局のブロック単位機関の職員が当該支所等における研修担当職員を兼務することにより研修業務を実施しているものが 4 府省 25 研修施設みられた。このうち、法務総合研究所では、8 地方研修支所すべてにおいて兼務の職員が研修業務を実施しており、これら 8 地方研修支所における平成 21 年度の研修実施日数の平均は 81.0 日となっている。

一方、専任の研修担当職員を配置して研修業務を実施しているものが 3 府省 46 研修施設みられ、このうち、財務総合政策研究所の 10 地方研修支所では、1 人ないし 2 人の専任の研修担当職員を配置して研修業務を実施しているが、これら 10 地方研修支所における平成 21 年度の研修実施日数の平均は 51.6 日（週 1 日程度）にとどまっている。

また、税関研修所や税務大学校の地方研修支所においても、専任の研修担当職員を配置して研修業務を実施しているものの、平成 21 年度の研修実施日数が 100 日（週 2 日程度）に満たないものがみられた。

研修業務を実施するに当たっては、スケールメリットを生かした体制の下で効率的に業務を実施することが有効であることから、地方支分部局等の同一敷地内やその近隣で研修業務を実施している地方研修支所等においては、研修施設ごとの実態を踏まえ、専任の研修担当職員の兼務化等要員配置の効率化により、研修業務に係る実施体制の見直しを推進する余地があると考え

表 1 - (5)

られる。

【所見】

したがって、関係府省は、国費の効率的かつ効果的な執行等の観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 研修施設の稼働率が低調となっているなど、廃止、縮小等することが可能と指摘した研修施設については、廃止、縮小等すること。(内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省)
- ② 民間宿泊施設に宿泊する場合に比べて、国費の支出が割高になっている宿泊施設については、廃止又は維持管理経費の節減等を実施し、これらの取組を講じても、依然として国費の支出が割高となる場合は、宿泊施設を廃止又は縮小すること。(内閣府、総務省、法務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)
- ③ 体育施設を設置する必要性が乏しいなど、廃止等することが可能と指摘した体育施設については、体育施設の種類や形状等を踏まえ、廃止等すること。(内閣府、総務省、法務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)
また、体育施設の跡地を処分する必要があるものについては、売却すること。(国土交通省)
- ④ 複数の研修機関を設置している府省にあつては、研修施設の利用実態や研修の実施状況等を踏まえ、研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うことなどにより、研修施設の縮小、定員の合理化又は有効活用を一層推進すること。(総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)
また、研修施設を設置している府省にあつては、必要に応じて、研修施設の貸出しに係るマニュアル等を整備するなど、全府省間での共同利用を推進するための環境を整備すること。(総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)
- ⑤ おおむねブロック単位に地方研修支所等を設置している府省にあつては、研修施設ごとの実態を踏まえ、当該研修施設における専任の研修担当職員の兼務化等要員配置の効率化により、研修業務に係る実施体制の見直しを一層推進すること。(国家公安委員会(警察庁)、財務省、国土交通省)

表1-①

研修施設の設置状況

府省名	研修施設名	研修施設の設置形態	施設の内容			
			教室等	宿泊施設	体育施設	
内閣府	経済社会総合研究所経済研修所	その他	—	—	—	
	沖縄総合事務局研修所	単独施設	○	○	○	
警察庁	警察大学校	単独施設	○	○	○	
	科学警察研究所法科学研修所	単独施設	○	○	○	
	皇宮警察本部皇宮警察学校	単独施設	○	○	○	
	東北管区警察学校	単独施設	○	○	○	
	関東管区警察学校	単独施設	○	○	○	
	中部管区警察学校	単独施設	○	○	○	
	近畿管区警察学校	単独施設	○	○	○	
	中国管区警察学校	単独施設	○	○	○	
	四国管区警察学校	単独施設	○	○	○	
	九州管区警察学校	単独施設	○	○	○	
総務省	自治大学校	単独施設	○	○	○	
	情報通信政策研究所	単独施設	○	○	○	
	統計研修所	単独施設	○	○	—	
消防庁	消防大学校	単独施設	○	○	○	
法務省	法務総合研究所	合同庁舎	○	—	—	
	法務総合研究所浦安総合センター	単独施設	○	○	○	
	法務総合研究所札幌支所	単独施設	○	○	○	
	法務総合研究所仙台支所	単独施設	○	○	○	
	法務総合研究所牛久支所	複合施設	○	○	○	
	法務総合研究所名古屋支所	単独施設	○	○	○	
	法務総合研究所大阪支所	合同庁舎	○	○	○	
	法務総合研究所広島支所	合同庁舎	○	○	—	
	法務総合研究所高松支所	合同庁舎	○	○	—	
	法務総合研究所福岡支所	単独施設	○	○	○	
	矯正研修所	単独施設	○	○	○	
	矯正研修所札幌支所	合同庁舎	○	○	○	
	矯正研修所仙台支所	合同庁舎	○	○	○	
	矯正研修所東京支所	単独施設	○	○	○	
	矯正研修所名古屋支所	合同庁舎	○	○	○	
	矯正研修所大阪支所	単独施設	○	○	○	
	矯正研修所広島支所	合同庁舎	○	○	○	
	矯正研修所高松支所	合同庁舎	○	○	—	
	矯正研修所福岡支所	合同庁舎	○	○	○	
	公安調査庁	公安調査庁研修所	合同庁舎	○	○	—
	外務省	外務省研修所	単独施設	○	○	○
		外務省研修所本省分室	合同庁舎	○	—	—
	財務省	財務総合政策研究所	単独施設	○	○	○
財務総合政策研究所北海道研修支所		その他	—	—	—	
財務総合政策研究所東北研修支所		合同庁舎	○	—	—	
財務総合政策研究所関東研修支所		合同庁舎	○	—	—	
財務総合政策研究所北陸研修支所		その他	—	—	—	
財務総合政策研究所東海研修支所		合同庁舎	○	—	—	
財務総合政策研究所近畿研修支所		合同庁舎	○	—	—	
財務総合政策研究所中国研修支所		合同庁舎	○	—	—	
財務総合政策研究所四国研修支所		その他	—	—	—	
財務総合政策研究所		その他	—	—	—	
四国研修支所中野町分室		その他	—	—	—	
財務総合政策研究所北九州研修支所		その他	—	—	—	
財務総合政策研究所南九州研修支所		その他	—	—	—	
財務総合政策研究所		単独施設	○	○	—	
南九州研修支所九州財務局分室		単独施設	○	○	—	
財務総合政策研究所沖縄研修支所		その他	—	—	—	
会計センター		単独施設	○	○	○	
税関研修所		単独施設	○	○	○	
税関研修所函館支所		合同庁舎	○	—	—	
税関研修所東京支所		合同庁舎	○	—	—	
税関研修所横浜支所		合同庁舎	○	—	—	
税関研修所名古屋支所		合同庁舎	○	—	—	
税関研修所大阪支所		単独施設	○	—	—	
税関研修所神戸支所		合同庁舎	○	—	—	
税関研修所門司支所		合同庁舎	○	—	—	
税関研修所長崎支所		合同庁舎	○	—	—	
税関研修所沖縄支所		その他	—	—	—	
税関研修所沖縄支所浦添分室		単独施設	○	—	—	
税務大学校		単独施設	○	○	○	

府省名	研修施設名	研修施設の設置形態	施設の内容			
			教室等	宿泊施設	体育施設	
国税庁	税務大学校札幌研修所	単独施設	○	○	○	
	税務大学校仙台研修所	単独施設	○	○	○	
	税務大学校関東信越研修所	単独施設	○	○	○	
	税務大学校東京研修所	単独施設	○	○	○	
	税務大学校金沢研修所	合同庁舎	○	—	—	
	税務大学校名古屋研修所	単独施設	○	○	○	
	税務大学校大阪研修所	単独施設	○	○	○	
	税務大学校広島研修所	単独施設	○	○	○	
	税務大学校高松研修所	合同庁舎	○	—	—	
	税務大学校福岡研修所	合同庁舎	○	—	—	
	税務大学校熊本研修所	単独施設	○	○	—	
税務大学校沖縄研修支所	合同庁舎	○	—	—		
厚生労働省	厚生労働省白金台分室	単独施設	○	—	—	
	国立保健医療科学院	単独施設	○	○	—	
	国立児童自立支援施設国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所	単独施設	○	○	—	
	国立きぬ川学院（研修棟）	単独施設	○	○	—	
	秩父学園附属保護指導職員養成所（研修棟、宿舎棟）	単独施設	○	○	—	
	国立障害者リハビリテーションセンター学院	複合施設	○	○	—	
農林水産省	植物防疫所研修センター	単独施設	○	○	—	
	農林水産研修所	単独施設	○	○	○	
	農林水産研修所つくば館	単独施設	○	—	—	
	農林水産研修所つくば館水戸ほ場	単独施設	○	—	○	
	東北農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	○	○	—	
	関東農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	○	○	—	
	北陸農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	○	○	—	
	東海農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	○	○	—	
	近畿農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	○	○	—	
	中国四国農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	○	○	—	
	九州農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	○	○	—	
	林野庁	森林技術総合研修所	単独施設	○	○	○
		森林技術総合研修所林業機械化センター	単独施設	○	○	—
経済産業省	経済産業研修所	単独施設	○	○	○	
国土交通省	国土技術政策総合研究所研修センター	単独施設	○	○	○	
	国土交通大学校	単独施設	○	○	○	
	国土交通大学校柏研修センター	単独施設	○	○	○	
	航空保安大学校	単独施設	○	○	○	
	航空保安大学校岩沼研修センター	単独施設	○	○	○	
	東北地方整備局東北技術事務所	単独施設	○	○	—	
	関東地方整備局関東技術事務所	単独施設	○	○	—	
	北陸地方整備局北陸技術事務所	単独施設	○	○	—	
	中部地方整備局中部技術事務所	単独施設	○	○	—	
	近畿地方整備局近畿技術事務所	単独施設	○	○	—	
	中国地方整備局中国技術事務所	単独施設	○	○	—	
	四国地方整備局四国技術事務所	単独施設	○	○	—	
	九州地方整備局九州技術事務所	単独施設	○	○	—	
	北海道開発局研修センター	単独施設	○	○	○	
気象庁	気象大学校	単独施設	○	○	○	
	海上保安大学校	単独施設	○	○	○	
海上保安庁	海上保安学校	単独施設	○	○	○	
	海上保安学校門司分校	単独施設	○	○	○	
	海上保安学校宮城分校	単独施設	○	○	—	
	海上保安学校宮城分校	単独施設	○	○	—	
環境省	環境調査研修所	単独施設	○	○	○	
	水鳥救護研修センター	複合施設	○	—	—	
防衛省	防衛大学校	単独施設	○	○	○	
	防衛医科大学校	単独施設	○	○	○	
	防衛研究所	複合施設	○	—	—	
合計	121研修施設		112施設	87施設	58施設	

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「単独施設」は、専ら研修を実施するための施設として単独の建物等を設置しているもの
3 「合同庁舎」は、複数の府省等が入居する合同庁舎等の一部に、研修を実施するための教室等を設置しているもの
4 「複合施設」は、研修以外の機能（研究等）を有する建物等（合同庁舎を除く。）に、研修を実施するための教室等を設置しているもの
5 「その他」は、研修専用の教室等を設置せず、会議室等で研修を実施しているもの

表1-② 財政運営戦略（平成22年6月22日閣議決定）＜抜粋＞

II. 具体的な取組

上記の基本的な考え方に立ち、財政健全化に向けて、下記の具体的な取組を行っていくこととする。

その際、以下の点に留意する。

- ① 政府は、新成長戦略の目標とする経済成長率を達成するために全力を尽くす。一方、財政健全化の道筋を示すに当たっては、慎重な経済見通しを前提とすることを基本とすべきである。そうすることにより、財政健全化の道筋の信頼性を高めるとともに、もし高い経済成長が実現すれば、財政収支の更なる改善という大きな果実を国民は手にすることができる。
- ② 財政運営は、常に、客観的な経済見通し及び経済・財政の展望を踏まえつつ、当面及び中長期の経済運営と一体的・整合的に行っていくことが必要である。過去、過度に硬直的な財政再建計画は結果的に頓挫してきた。こうした轍を踏むことのないよう、財政健全化への取組は、景気変動に対する柔軟性を有するべきである。
- ③ 最近、ギリシャ等において財政不安が著しく高まるなど、公的債務のリスクに対する内外の市場の目は厳しさを増している。我が国の財政運営に対する市場の信認を確保するため、財政健全化への取組は正直であることを第一とし、国の会計間の資金移転、赤字の付け替え等に安易に依存した財政運営は厳に慎む。また、市場との対話を重視した国債管理を強化するとともに、財政規律に対する政府の強い意思を内外に向けて発信する必要がある。

2. 財政運営の基本ルール

各年度の予算編成及び税制改正は、以下の基本ルールを踏まえて行うものとする。

(4) 歳出見直しの基本原則

特別会計を含む全ての歳出分野における事務及び事業について、その内容及び性質に応じ、必要性、執行の効率性等の観点から不断の見直しを行うことにより、歳出の無駄の排除を徹底し、思い切った予算の組替えを行う。

歳出の無駄の排除に資するため、事務及び事業の執行状況の的確な把握及び開示により、執行状況の透明性の確保を図る。

(注) 下線は当省が付した。

表1-③ 国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議の報告書等

○ 国有財産の有効活用に関する報告書のポイント（平成19年6月15日）

1 検討経過

- (1) 庁舎・宿舍について、売却・有効活用を進める観点から、徹底的に見直し
- (2) 23区内339件全ての庁舎について、民間有識者が、現地視察や省庁・民間ヒアリング含め、精力的に議論
- (3) 23区外の宿舍についても、各財務局に民間有識者会議を設置し、検討
⇒「有効活用の基本方針」を策定

2 霞が関は売却せず、高層合同庁舎化

- (1) 内閣府（講堂等）を高層合同庁舎化（容積率500%・高さ65m程度）
- (2) 財務省を高層合同庁舎化
 - ・ 現行容積率（500%）の引上げ、歴史的建築物の取扱い等については、東京都・千代田区と協議

3 大手町は処分（2.4万㎡）

- (1) 気象庁は虎ノ門へ移転（危機管理能力も向上）
- (2) 東京国税局は築地へ移転（納税者の利便は維持）
- (3) 処分の具体的手法は今後検討

4 各種庁舎、会議室、研修所、倉庫

- (1) 有効活用されていないものは廃止（35か所）
例：五反田共用会議所（内閣法制局）
千鳥ヶ淵（三番町共用会議所等）は公園化
- (2) 省庁別を改め、集約化（31か所）
例：共同研修所（西ヶ原）、共同倉庫（大井）
税務署と法務局出張所などの合築（王子）

5 23区外（札幌、仙台、関東、名古屋、大阪、広島、福岡等）の宿舍

- ・ 有効活用されていないもの、小規模なものは廃止。省庁別を改め集約化
- ・ 1,014か所（約6.1万戸）⇒377か所（約4.8万戸）
- ・ この結果、309ha（東京ドーム67個分）の跡地を捻出

6 環境・まちづくり・景観に最大限配慮

- (1) 新庁舎は、最新鋭の環境対応型
- (2) 霞が関は、景観と調和し、品格を備えた中央官庁街に
- (3) 23区外の宿舍は、地域の活性化にも貢献（＝地方公共団体とも連携）

7 売却収入

- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（庁舎0.5兆円、宿舍1.0兆円）を達成
- ・ 新庁舎建設は、一般会計負担によらず、土地の売却収入の一部を充てる（特別会計の活用）

8 民間の知見を最大限活用

9 公正・透明な手続で実施

○ 国有財産の有効活用に関する報告書（平成 19 年 6 月 15 日） <抜粋>

I 東京 23 区内の庁舎について

3. 霞が関以外にある 23 区内の庁舎の有効活用策について

(2) 主要庁舎以外の庁舎

官署名【所在地】	移転候補地
国家公務員研修センター【文京区】 総務省統計研修所【若松町】 総務省統計研修所生徒宿舎【世田谷区】 財務本省研修所【新宿区】 厚生労働本省庁舎白金台分室（研修機能部分）【港区】	西ヶ原（共同研修所。農林水産省西ヶ原分室等敷地）
食料消費技術研修館庁舎【江東区】	八王子（農林水産研修所敷地）

(略)

西ヶ原に整備する研修所については共同研修所とし、各省が共用することにより、施設の効率的な運用を図る。

○ 東京 23 区外の庁舎等の移転・再配置計画について（平成 20 年 6 月 12 日） <抜粋>

I 東京 23 区外の庁舎について

2. 検討結果

(3) 研修所等の移転・集約化

① 税務大学校

税務大学校の研修施設は、多くの施設で法定容積率に対する利用率が低い状況となっている。中でも、大阪府枚方市に所在する大阪研修所は、敷地が大規模（約 4.8 万㎡）であるとともに、敷地内に施設が分散して配置されており、法定容積率に対する利用率も約 13%となるなど敷地の利用形態が非効率なものとなっている。

このため、大阪研修所について敷地内の施設の集約化を行うとともに、各研修所における研修実施体制を合理化することにより、大阪、札幌、仙台、広島及び熊本の各研修所において、余剰地を捻出することとした。

なお、関東地方に所在する3研修所についても、和光校舎は未利用の容積が大きい状況にあり、こうした未利用の容積を活用して他の研修所を集約化するなど、その有効活用策について引き続き検討すべきである。

(4) 分室・会議室・研修所等の廃止

庁舎名	所在地	省庁名
土地改良技術事務所研修施設合宿舎	宮城県仙台市	農林水産省
土地改良技術事務所合宿舎	石川県金沢市	農林水産省
土地改良技術事務所合宿舎	愛知県名古屋市	農林水産省
大亀谷合宿所	京都府京都市	農林水産省
土地改良技術事務所合宿舎	岡山県岡山市	農林水産省
土地改良技術事務所合宿舎	熊本県熊本市	農林水産省
研修プール	福岡県北九州市	財務省

横浜地区庁舎の移転・再配置のイメージ

官署名	移転候補地
植物防疫所研修センター	横浜地区新庁舎

○ 行政改革に関する第5次答申—最終答申—（昭和58年3月14日臨時行政調査会）〈抜粋〉

第1章 行政組織

4 附属機関等の整理合理化

(2) 具体的措置

ウ 文教研修施設

(イ) 各省各庁の職員研修所等については、1省1庁1研修所等の原則の下に、研修内容の類似性、組織の簡素化等を勘案しながら、統合をも含め、その在り方を検討する。

(注) 1 国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議の資料に基づき当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

表1-④ 内閣府行政刷新会議の事業仕分けにおける国土交通大学校に対する評価結果

事業仕分けの対象	国土交通大学校（国土交通省）
日時	平成21年11月26日
評価者	第1ワーキンググループ（12名）
評価結果	見直しを行う <u>（研修・施設の在り方等について政府全体で見直す）</u> <評価者の評価の内訳> 廃止 0名 自治体又は民間が実施 0名 見直しを行わない 0名 見直しを行う 12名 （施設の統合 8名、研修カリキュラムの縮減 5名、その他 6名） （注）複数回答あり
とりまとめコメント	結論は見直しを行うということだが、 <u>本日の国土交通大学校はサンプルとして取り上げたものであり、省庁で行う研修の在り方、そしてそれに対応する施設、現有のものを含め施設の在り方は、政府全体で考え直すべき。</u> 公務員がどのような研修を受けるのか、どのような場で研修を受けるのか、負担の在り方はどうか、については、行政刷新会議で十分議論してもらえるよう、ワーキンググループとして提案したい。

（注） 内閣府行政刷新会議の資料に基づき当省が作成した。

<参考>

過去の事業仕分けの反映状況の検証結果を踏まえ内閣府行政刷新会議が国土交通大学校に求めた対応

○ 過去の事業仕分け等の反映状況の検証結果を踏まえた対応について（平成22年11月9日行政刷新会議）<抜粋>	
事業名等	国土交通大学校
指摘内容	研修・施設の在り方等については、コースの統合・再編や研修期間の短縮を図ることにより、全体で10コース、研修員数約180名、約3,300人日数の削減を図っている一方、民主党政刷新PTによる国土交通大学校への現地ヒアリングの結果、いまだ過剰な設備や余剰人員を抱える実態が指摘されており、事業仕分け第1弾の議論を踏まえた見直しが十分に行われているとは言い難い。

（注） 内閣府行政刷新会議の資料に基づき当省が作成した。

表 1 - (1) - ①

件名	稼働率が低調となっていたため、合同庁舎内の会議室で研修を実施することにより、研修施設を廃止又は廃止を決定しているもの		
研修施設名	財務総合政策研究所北九州研修支所（中比恵分室）	財務総合政策研究所南九州研修支所九州財務局分室	
所在地	福岡県福岡市博多区博多駅東 2 - 11 - 1	熊本県熊本市千葉城町 3 - 25	
設置根拠	財務省組織令（平成 12 年政令第 250 号）第 66 条		
主な研修対象者	福岡財務支局、佐賀財務事務所、長崎財務事務所、小倉出張所及び佐世保出張所の職員	九州財務局、大分財務事務所、宮崎財務事務所、鹿児島財務事務所及び名瀬出張所の職員	
定員	2 人（財務総合政策研究所北九州研修支所の定員）	2 人（財務総合政策研究所南九州研修支所の定員）	
敷地	平成 20 年 3 月に廃止	1961.16 m ²	
主な施設の設置状況	教室等	平成 20 年 3 月に廃止	教室 1 室（定員 25 人） 建て面積 286.94 m ² 延べ床面積 683.57 m ² （宿泊施設と一体）
	宿泊施設	平成 20 年 3 月に廃止	7 室（定員 15 人） （教室等と一体）
	体育施設	—	—
予算（平成 21 年度）	—（南九州研修支所九州財務局分室に係る予算は、南九州研修支所において一括で計上している。）		
研修実施状況（平成 21 年度）	研修数	平成 20 年 3 月に廃止	19 研修（南九州研修支所実施分）
	受講者数		延べ 668 人（南九州研修支所実施分）
	宿泊者数		延べ 126 人
	稼働率		施設全体 9.1% 教室平均 9.1% 宿泊施設 4.5%
<p>[説明]</p> <p>財務総合政策研究所北九州研修支所（以下「北九州研修支所」という。）及び財務総合政策研究所南九州研修支所（以下「南九州研修支所」という。）は、合同庁舎内の会議室で研修を実施することにより、研修施設の稼働率が低調となっていた研修施設を廃止又は廃止を決定し、研修施設の効率的な運用を図っている。</p> <p>1 財務総合政策研究所の支所の設置状況等</p> <p>財務総合政策研究所は、財務省組織令（平成 12 年政令第 250 号）第 66 条に基づき、財務省の施設等機関として設置されている。また、同令第 67 条第 2 項において、財務大臣は、財務総合政策研究所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、研修支所を設置することができることとされており、これに基づき、財務省組織規則（平成 13 年財務省令第 1 号）第 56 条において、北海道研修支所（札幌市）、東北研修支所（仙台市）等 11 か所の支所が設置されている。</p> <p>2 北九州研修支所</p> <p>北九州研修支所は、福岡財務支局が入居している福岡合同庁舎内に事務室を置いており、研修</p>			

については、合同庁舎内にある福岡財務支局の会議室を利用して実施している。このほか、平成19年度までは、合同庁舎付近に教室、宿泊施設等を備えた研修等を実施するための施設として「中比恵分室」を設置し、同分室においても研修を実施していたが、施設の稼働率が低調となっていたことから、平成20年3月に同分室を廃止している。

また、平成19年度における同分室の宿泊延べ人数は62人とどまっており、宿泊施設の利用実績も低調となっていた。

なお、同分室廃止後は、合同庁舎内にある福岡財務支局の会議室を利用して研修を実施している。

3 南九州研修支所

南九州研修支所は、九州財務局が入居している熊本合同庁舎内に事務室を置いており、研修については、合同庁舎内にある九州財務局の会議室を利用して実施しているほか、合同庁舎付近に設置している教室、宿泊施設等を備えた研修等を実施するための施設である「九州財務局分室」で実施している。

しかし、九州財務局分室の平成21年度の施設全体の稼働率をみると、研修実施日数が22日、稼働率は9.1%と（平均で週1日未満）と極めて低調となっていることから、平成22年度末に同分室を廃止することとしている。

また、平成21年度の宿泊施設の稼働状況をみると、宿泊施設の稼働率（注）も4.5%にとどまっており、研修施設として極めて非効率な利用状況となっている。

（注） 宿泊施設の稼働率の計算は、次のとおり。

$$\text{宿泊施設の稼働率} = \text{年間宿泊人日} \div \text{年間利用可能人日} \times 100\%$$

年間宿泊人日：平成21年度に当該宿泊施設に宿泊した人の延べ宿泊日数（126人日）（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）に宿泊した者は除く。）

年間利用可能人日：宿泊部屋定員（15人）×186日（平成21年度）（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）を除いた日）

なお、同分室廃止後は、合同庁舎内にある九州財務局の会議室を利用して研修を実施することとしている。

4 行政財産（土地）の使用状況実態監査

九州財務局分室については、財務省理財局が、国有財産の適正かつ効率的な使用、不要又は余剰となる財産の処分の促進等の観点から平成20年2月以降に実施している「行政財産（土地）の使用状況実態監査」の結果、使用を効率化することが適当であると判断されている。

主な資産等

【北九州研修支所（中比恵分室）】

○ 廃止した研修施設の土地及び主な建物の資産価値の合計は、84,765千円である。

表1 「中比恵分室」の主な資産 (単位：㎡、千円)

区分	面積	資産価値
土地	465	58,688
主な建物	531	26,077
合計	—	84,765

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「主な建物」欄には、延べ床面積を記載した(以下同じ)。
 3 「資産価値」欄には、直近の国有財産台帳の現在額を記載した(以下同じ)。

- 中比恵分室を廃止したことにより、人件費(1,973千円)及び維持管理経費(538千円)(平成19年度分)を削減

(注) 人件費及び維持管理経費は平成19年度の額を記載した。

【南九州研修支所九州財務局分室】

- 廃止した研修施設の土地及び主な建物の資産価値の合計は、194,251千円である。

表2 「九州財務局分室」の主な資産 (単位：㎡、千円)

区分	面積	資産価値
土地	1,961	167,247
主な建物	684	27,004
合計	—	194,251

(注) 当省の調査結果による。

- 九州財務局分室を廃止することにより、人件費(1,931千円)及び維持管理経費(1,357千円)を節減することが可能である。

(注) 人件費及び維持管理経費は平成21年度の額を記載した。

表 1 - (1) - ②

件名	敷地の利用度が低いとの指摘を受け、施設を集約化・高層化し、敷地の縮小を決定しているもの		
研修施設名	税務大学校大阪研修所		
所在地	大阪府枚方市香里ヶ丘 10-1-11		
設置根拠	財務省組織規則（平成 13 年財務省令第 1 号）第 438 条		
主な研修対象者	大阪国税局管内の職員		
定員	24 人		
敷地	48,317 m ²		
主な施設の設置状況	教室等	教室 10 室（定員 939 人） 建て面積 1,767 m ² 、延べ床面積 3,819 m ²	
	宿泊施設	104 室（定員 368 人） 建て面積 2,559 m ² 、延べ床面積 7,426 m ²	
	体育施設	グラウンド（約 10,100 m ² ） テニスコート（約 1,500 m ² ） バレーコート（約 1,000 m ² ） バスケットコート（約 700 m ² ） プール（約 1,300 m ² ）（閉鎖中）	
予算（平成 21 年度）	338,106 千円		
研修実施状況（平成 21 年度）	研修数	28 研修	
	受講者数	延べ 33,677 人	
	宿泊者数	延べ 15,579 人	
	稼働率	施設全体 95.0%、教室平均 47.2%、宿泊施設 22.8%	
〔説明〕			
<p>税務大学校大阪研修所（以下「大阪研修所」という。）は、財務省による監査において敷地の利用度が低い旨の指摘を受け、施設を集約化・高層化し、敷地の縮小を図ることとしている。</p>			
<p>1 税務大学校地方研修所の設置状況等</p> <p>税務大学校は、財務省組織令（平成 12 年政令第 250 号）第 95 条第 1 項に基づき、国税庁の施設等機関として設置されており、同条第 2 項において、財務省の職員に対して、国税庁の所掌事務に従事するため必要な研修を行うこととされている。また、同条第 3 項において、財務大臣は、税務大学校の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、税務大学校の地方研修所を設けることができることとされており、これに基づき、財務省組織規則（平成 13 年財務省令第 1 号）第 438 条において、札幌研修所（札幌市）、仙台研修所（仙台市）等 12 か所の地方研修所が設置されている。</p> <p>税務大学校で実施する研修については、税務大学校研修要綱（昭和 40 年国税庁訓令第 6 号）において、その種類、目的、研修期間等が定められ、研修を実施するに当たっての運営方法等については、税務大学校において、税務大学校研修実施規程の制定について（昭和 41 年税務大学校訓令第 1 号）を定めており、税務大学校本校及び地方研修所においては、これらの規程に基づき研修を実施している。</p>			
<p>2 大阪研修所の施設の概要等</p> <p>大阪研修所は、48,317 m²の敷地内に、校舎（教室、研修所の事務室等が置かれている棟）や学寮とともに、体育施設を設置している。</p>			

大阪研修所の平成 21 年度の稼働状況をみると、教室全体としては、普通科（国家公務員採用Ⅲ種試験（税務）採用者に対する 1 年間の新規採用時研修及び国家公務員中途採用者選考試験（税務）採用者に対する 1 か月間の研修）、初任者基礎研修（普通科終了後、税務署に配属されて 1 年間の実務経験期間を経た後、事務系統（個人課税、資産課税、法人課税及び管理・徴収）別に、各々の分野に必要な知識、技能等を習得するための 3 か月間の研修）での長期間利用などから、教室の平均稼働率は 47.2%となっており、一定程度の稼働率となっている。

しかしながら、①地方研修所における主要な研修である普通科の受講者が近年 70 人程度、初任者基礎研修の受講者が 70 人程度であり、200 人以上の収容力を持つ教室が 2 教室ありながら、必ずしもその収容力を生かせていない状況となっている（注）、②学寮 4 棟のうちの 2 棟の稼働率が 1 割程度となっている、③バスケットコートの稼働率が 1 割程度にとどまっているほか、プールは閉鎖中で使用していない状況等がみられた。

（注）普通科及び初任者基礎研修以外の 2 週間程度の研修等による利用は除いている。

表 大阪研修所の施設の概要

施設名		概要	稼働率 (%)
校舎	旧校舎	昭和 34 年 11 月築 教室：224 人収容教室(1)、80 人収容教室(2)、30 人収容教室(2)、15 人収容教室(1)	37.4
	新校舎	昭和 54 年 6 月築 教室：240 人収容教室(1)、80 人収容教室(3)	62.0
	平均稼働率		47.2
学寮	西寮	昭和 40 年 3 月築（女子寮） 宿泊可能人数 54 人（1 室 3 人×18 室）	12.2
	北寮	昭和 42 年 3 月築（女子寮） 宿泊可能人数 90 人（1 室 3 人×30 室）	26.3
	中寮	昭和 46 年 3 月築 宿泊可能人数 92 人（1 室 4 人×23 室）	14.2
	南寮	昭和 53 年 12 月築 宿泊可能人数 132 人（1 室 4 人×33 室）	30.6
	宿泊施設全体		22.8
体育施設	グラウンド	1 面、約 10,100 m ²	28.9
	テニスコート	2 面、約 1,500 m ²	27.7
	バレーコート	2 面、約 1,000 m ²	29.8
	バスケットコート	1 面、約 700 m ²	12.4
	プール	1 面、約 1,300 m ² （閉鎖中）	—

（注）1 財務省の資料に基づき当省が作成した。

2 「校舎」及び「体育施設」の「稼働率 (%)」欄は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日（242 日（平成 21 年度）））に対する研修利用日数の割合を示している。

3 「学寮」の「稼働率 (%)」欄の計算は、次のとおり。

学寮の稼働率 = 年間宿泊人日 ÷ 年間利用可能人日 × 100%

年間宿泊人日：平成 21 年度に当該宿泊施設に宿泊した人の延べ宿泊日数（15,579 人日）（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）に宿泊した者は除く。）

年間利用可能人日：宿泊部屋定員（368 人）×186 日（平成 21 年度）（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）を除いた日）

3 財務省による監査の指摘

大阪研修所については、平成 10 年の財務省近畿財務局による監査の際に、敷地の利用度が低い旨の指摘を受けており、これを踏まえ、施設の集約化・高層化について検討を行った。

その結果、平成 21 年 4 月の「特定国有財産整備計画」において、大阪研修所について、現有の敷地面積の約 44%を処分し、必要な施設は集約化・高層化することが盛り込まれたところである。

参考 「特定国有財産整備計画」について

- 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和 32 年法律第 115 号）第 5 条に基づき、財務大臣が、国有財産の使用の効率化及び配置の適正化を図るため、取得及び処分を定める計画
- 概要
 - (1) 集約立体化
 - （取得）耐火構造の高層な建物
 - （処分）これに伴って不用となる庁舎等
 - (2) 移転再配置
 - （処分）他の用途に供することが適当なもの（市街地に設置することが必要でないなど）
 - （取得）これに代わる施設
 - (3) 地震防災機能強化
 - （取得）地震防災機能を発揮するために必要な建物（国土交通大臣の定める耐震性能を有し、必要な備蓄倉庫を備えた合同庁舎
 - （処分）これに伴って不用となる庁舎等（使用調整・監査等を行うことにより不用となる財産を含む

（注）財務省の資料に基づき当省が作成した。

主な資産

- 処分を決定している土地の資産価値は、2,010,321 千円である。

表 大阪研修所の主な資産 (単位：㎡、千円)

区分	面積	資産価値
施設全体の土地	48,317	4,574,661
処分を決定している土地	21,232	2,010,321

（注）1 当省の調査結果による。

2 「資産価値」欄には、直近の国有財産台帳の現在額を記載した。

なお、処分を計画している土地の資産価値は、面積按分により算出した。

表1-(1)-③

件名	研修施設を廃止することが可能とみられるもの	
研修施設名	沖縄総合事務局研修所	
所在地	沖縄県名護市喜瀬部瀬名原 1980-11	
設置根拠	なし	
主な研修対象者	沖縄総合事務局職員	
定員	0人（非常勤職員8人）	
敷地	6,168 m ²	
主な施設の設置状況	教室等	教室2室（定員60人） 建て面積872 m ² 、延べ床面積1,439 m ² （教室・宿泊施設一体）
	宿泊施設	13室（定員37人）
	体育施設	テニスコート（616 m ² ）、プール（487 m ² ）
予算（平成21年度）	54,688千円	
研修実施状況 （平成21年度）	研修数	12研修
	受講者数	延べ766人
	宿泊者数	延べ314人
	稼働率	施設全体：15.3%、教室平均：9.1%、宿泊施設：4.6%
[説明]		
<p>沖縄総合事務局は、同局内（那覇市）に定員40人程度の研修室（以下「局研修室」という。）を設置しているほか、名護市内に沖縄総合事務局研修所「群星荘」（以下「研修所」という。）を所有し、主に同局職員を対象とした年間12研修の宿泊研修を実施している。</p> <p>研修所の平成21年度の稼働状況等をみると、施設の稼働率は15.3%（平均で週1日未満）と極めて低調となっており、また、研修所で実施している研修を局研修室等で実施することが可能であると考えられることから、研修所を廃止することが必要であると考えられる。</p>		
<p>1 沖縄総合事務局における研修施設の設置状況等</p> <p>沖縄総合事務局は、同局内（那覇市）に局研修室を設置しているほか、名護市内に研修所を所有し、主に同局職員を対象として研修を実施している。</p> <p>当該研修所の主な施設は、研修室（2室（注））、宿泊室（定員37人。4人部屋8室、1人部屋5室）、食堂等となっており、体育施設としてテニスコートとプールが設置されている。</p> <p>なお、沖縄総合事務局では、研修所が研修で利用されていない場合に限り、当該施設を同局職員及びその家族を対象に福利厚生観点から利用を認めており、宿泊者（中学生以上の大人）から一泊1,400円を徴収している（研修利用の場合は、500円を徴収している。）。</p> <p>（注） 2つの研修室のうち、第1研修室は定員50人であり、パーティションにより定員20人と定員30人の部屋に分割できるものとなっている。また、第2研修室は、15畳の和室である。</p>		
<p>2 研修所の研修での利用状況等</p> <p>研修所の研修での利用状況（稼働率）をみると、施設全体の稼働率が15.3%（平均で週1日未満）、教室の平均稼働率が9.1%、宿泊施設の稼働率（注）が4.6%と低く、研修施設として極めて非効率な利用状況となっている。</p> <p>（注） 宿泊施設の稼働率の計算は、次のとおり。 $\text{宿泊施設の稼働率} = \frac{\text{年間宿泊人日}}{\text{年間利用可能人日}} \times 100\%$ 年間宿泊人日：平成21年度に当該宿泊施設に宿泊した人の延べ宿泊日数（314人日）（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）に宿泊した者は除く。）</p>		

年間利用可能人日：宿泊部屋定員（37人）×186日（平成21年度）（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）を除いた日）

表1 研修所の研修での施設及び各教室の稼働状況（平成21年度）（単位：日、%、人）

区分	利用可能日 A	利用日 B	稼働率 B/A	最大利用人数
施設全体	242	37	15.3	—
教室	第1研修室	37	15.3	45
	第2研修室	7	2.9	14
	教室平均	22	9.1	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「教室平均」の「利用日」欄（22日）は、「第1研修室」の「利用日」欄（37日）と「第2研修室」の「利用日」欄（7日）を合計（44日）して部屋数（2室）で除したものである。

また、研修所には、体育施設としてプール及びテニスコートが設置されているものの、業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施していないことから、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられる。また、平成21年度の体育施設の研修による稼働状況をみると、研修では全く利用されていない。

一方、沖縄総合事務局は、前述のとおり、同局内（那覇市）に定員40人程度の局研修室を設置しており、語学研修やパソコン研修（情報化研修）等の研修に使用しているが、稼働率は17.8%となっており、研修所の研修を局研修室で実施するのに十分可能な状況となっている。

表2 局研修室の稼働状況（平成21年度）（単位：日、%）

区分	利用可能日 A	利用日 B	稼働率 B/A
局研修室	242	43 (39)	17.8 (16.1)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内の数値は、研修を局研修室のみで実施しているのみの値であり、内数である。

3 研修所での研修の実施状況等

研修所での研修の実施状況をみると、平成21年度においては12研修を実施している（いずれも研修所に宿泊して実施）が、別々の研修を同時に開催することではなく、1研修当たり受講者も最大は45人である（表1参照）。

なお、研修所における研修数及び受講者数の推移をみると、この5年間で研修数は10研修から13研修、受講者数は155人から214人と大幅な変化はない。

表3 研修所の研修数実績及び受講者数の推移（単位：研修、人）

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	伸び率
研修数	11	13	13	10	12	109
受講者数	200	195	194	155	214	107

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「伸び率」欄は、平成17年度実績を100とした場合の21年度実績の指数である。

3 「研修数」欄及び「受講者数」欄ともに、他の機関が研修所の施設内で実施した研修も含んでいる。

これら研修所で実施している研修では、いったん、沖縄総合事務局（那覇市）に集合してから、局研修室でオリエンテーションや研修（幹部講話等）を実施した上で、同局のマイクロバスで研修所（名護市）に一時間かけて移動する日程としているものが12研修中7研修あり、また、これらの7研修の内容をみるといずれも座学形式となっており、移動せずに局研修室において連続して実施することが可能なものとみられる。

なお、沖縄総合事務局では、研修所において宿泊方式の研修を実施する必要性について、研修への専念及び同局職員としての一体感の醸成等のためとしている。

4 研修所を維持する費用

研修所を維持する費用は、次のとおり、人件費が15,569千円、維持管理経費等が16,476千円の合計32,045千円となり、少なく見積もっても一人一泊当たり17千円となる。

表4 研修所の維持管理経費等（平成21年度）（単位：千円、人）

研修所の維持管理経費等				延べ宿泊者数			一人一泊当たり の国の費用(A/B)
人件費	維持管理 経費	建物の取得 額等を耐用 年数で除し た額	合計(A)	研修	その他	合計(B)	
15,569	9,915	6,561	32,045	314	1,574	1,888	17.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「人件費」欄は、管理人、調理人及び賄い人の人件費を示している。

3 「維持管理経費」欄は、当該施設を維持する費用として支出された光熱水料（電気、ガス、水道、下水道等）、警備費、清掃費等の合計を示している。

なお、研修所には、プールが附帯施設として設置されているが、当該施設を維持するための費用（清掃費等：409千円）は含まれていない。

4 「建物の取得額等を耐用年数で除した額」欄は、研修施設の主な建物の取得額、模様替等による価格増の合計額を耐用年数（47年）で除した額を示している。

5 研修に係る旅費

研修に関する出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）や各府省の旅費規程等に基づき、日額旅費（注1）が支給されており、各府省が所有する宿泊施設へ宿泊する場合は2,080円（注2）、一般の宿泊施設を利用する場合は5,910円が支給される。

沖縄総合事務局の石垣市内の職員が3泊4日（注3）の研修に参加すると仮定した場合に、研修所に宿泊する場合と一般の宿泊施設を利用する場合に要する旅費をそれぞれ試算し、これらを比較すると、表5のとおり、一般の宿泊施設を利用する場合の方が14,220円多く要することとなる。

(注1) 日額旅費の構成要素は、運賃、日当、宿泊料等であり、規定されている日額旅費を超える場合は、その差額が合わせて支給される。

(注2) 研修所に宿泊する場合は、宿泊料を徴収しているため1泊2,800円が支給されることとなるが、沖縄総合事務局では宿泊中の移動がない場合は減額調整（210円）を行っており、1泊当たり2,590円を支給している。

(注3) 研修所で平成21年度に実施された研修のうち最も研修期間が長い（3泊4日）もので試算した。

なお、2泊3日及び1泊2日の宿泊研修を同様に試算した場合、一般の宿泊施設を利用する場合の方が2泊3日の場合11,110円、1泊2日の場合8,000円それぞれ多く要することとなる。

表5 研修に係る旅費の支給（試算例）

（単位：円）

区分	日額単価	旅費の支給例（算定根拠）			計（A+B+C）
		日額旅費 A	運賃 B	その他 C	
研修所に宿泊する場合（D）	2,800	5,180	31,720	6,200	43,100
		滞在2日分 ・(2,800-210) ×2	飛行機往復 ・15,600×2 モノレール代 ・260×2	移動日(2日)分 ・日当2,200×2 ・初日宿泊1,800(宿泊料500、 夕食800、朝食500)	—
一般の宿泊施設を利用する場合（30日未満）（E）	5,910	11,400	31,720	14,200	57,320
		滞在2日分 ・(5,910-210) ×2	同上	移動日(2日)分 ・日当2,200×2 ・初日宿泊9,800	—
差（D-E）		—	—	—	▲14,220

(注) 1 内閣府の資料等を基に当省が試算した。

2 本表は、石垣市内の職員が研修所の3泊4日の研修に参加する場合について試算したものである。

3 「旅費の支給例（算定根拠）」欄は、上段が合計額、下段がその内訳を示す。

しかし、上記4のとおり、研修所の維持管理経費等は、一人一泊当たり少なくとも17,000円の国費を要することから、この場合の国費は51,000円（1人当たりの国費17,000円×3泊）支出されるため、これを表5の試算に含めると、表6のとおり、研修所を利用する場合の方が国費は36,780円多く要することとなる。

表6 石垣市内の職員が研修所3泊4日の研修に参加した場合の国費の支出額（試算）（単位：円）

区分	旅費	維持管理経費等	合計
研修所に宿泊する場合 F	43,100	51,000	94,100
一般の宿泊施設を利用する場合 G	57,320	—	57,320
差（F-G）	▲14,220	51,000	36,780

(注) 1 内閣府の資料等を基に当省が試算した。

2 「旅費」欄は、表5を参照されたい。また、「維持管理経費等」欄は、表4により算出した一人一泊当たりの国費17,000円に泊数（3泊）を乗じたものである。

3 2泊3日及び1泊2日の研修を同様に試算した場合、研修所に宿泊する場合の方が2泊3日の場合39,890円、1泊2日の場合43,000円それぞれ多く要することとなる。

6 国の支出全体からみた研修費用（民間の貸会議室を利用した場合の費用との比較）

研修所を廃止し、局研修室において研修を実施した場合、表6のとおり、旅費の支出は多くなるものの、宿泊施設の維持管理経費等が節約されるため、国の支出全体からみた研修費用は安くなると考えられる。

他方、研修所を廃止し、民間の貸会議室で研修を実施する方法も考えられる。

仮に研修所で実施されているすべての研修を民間の貸会議室で実施した場合に要する費用（概算）を次の①から④までの条件の下で試算すると、3,049千円の費用を要する。

- ① 平成21年度の研修所の延べ教室利用日数（室日）は、44室日
- ② 研修所の最多定員の教室は第1研修室で、定員は50人
- ③ ①、②を踏まえ、60人収容可能な民間の貸会議室を44日（1日9時間）利用
- ④ 沖縄総合事務局から30分圏内で貸会議室を利用（1日の利用料金は69.3千円）

また、内閣府所管旅費取扱規則（昭和 27 年総理府令第 12 号）によると、研修所の宿泊施設を利用しなかった場合は、5,910 円の日額旅費が研修受講者に支給されることとなっているため、研修所を利用した場合に支給される日額旅費（2,800 円）と比べ、日額旅費の支給額が 3,110 円割高となり、平成 21 年度の研修所の延べ宿泊利用者数（314 人）分で計算した場合は、約 98 万円割高となる。

以上を基に研修所を利用する場合の費用（維持管理経費等）と研修所を廃止し民間の貸会議室で研修を実施した場合の費用を比較すると、次の表のとおり、研修所を利用する場合が少なくとも 32,054 千円、民間の貸会議室を利用するなど研修所を利用しない場合が 4,026 千円となり、研修所を利用せずに民間の貸会議室を利用する方が年間で 28,019 千円安くなっている。

なお、民間の貸会議室を利用する場合のほかに公的機関の施設を利用したり、庁舎の会議室を活用することにより、民間の貸会議室を借用して研修を実施した場合に要する費用の節約が可能となると考えられる。

表 7 研修所の利用の有無による費用比較（平成 21 年度）（単位：千円）

区分	維持管理経費等	貸会議室利用料	追加的に発生する旅費支給額	合計	差（A－B）
研修所利用	32,045	－	－	32,045（A）	28,019
研修所未利用	－	3,049	977	4,026（B）	

（注）1 当省の調査結果による。

2 「維持管理経費等」欄は、表 4 による。

7 研修所に関する動向

沖縄総合事務局長が国有財産の売却・有効活用について、同局管内における民間からの知見を活用するため開催している「国有財産の有効活用に関する地方有識者会議」において、研修所については、利用実績等の推移を見て廃止の判断を行うこととされている。

表 8 「国有財産の有効活用に関する地方有識者会議」（沖縄総合事務局財務部）等

- 第 3 回「国有財産の有効活用に関する地方有識者会議」の開催結果（要旨）：平成 20 年 4 月 14 日（抜粋）
 廃止の検討対象とした庁舎（分室、倉庫、研修所）について
 沖縄総合事務局研修所
 現時点で廃止の判断を行うことは適当ではなく、20 年度以降、利用実績等の推移を見て判断する。
 理由：当該施設は沖縄総合事務局職員の研修のほか、沖縄振興計画に基づく事業に関連する会議・研修及び「万国津梁館」で開催される諸国際会議の準備室等としても使用している。
 また、今後、県内国家機関による共同利用も進めるとしており、必要性及び利用効率の向上が見込まれるため、20 年度以降、利用実績等を見ながら、引続き調整を行っていく。
- 第 27 回国有財産沖縄地方審議会議事録（平成 20 年 8 月 6 日）（抜粋）
 名護の沖縄総合事務局研修所は、利用実績が低いという問題がある一方、万国津梁館近くに位置しており、国際会議の準備室等としても使用されている事情もあり、双方を勘案し、廃止するか有効調整を図るか、引き続き検討を進めていくということにしております。

8 他の研修施設の動向

今回、調査した研修施設の中には、教室、宿泊施設等を備えた単独の施設を設置していたが、稼働率が低調となっていたため、合同庁舎内の会議室で研修を実施することにより、当該施設を廃止又は廃止を決定しているものがみられた。

9 沖縄総合事務局の今後の取組

以上の状況を踏まえると、沖縄総合事務局は、研修所で実施している研修を局研修室等で実施することにより、研修所を廃止することが可能と考えられる。

主な資産等 ○ 指摘した研修施設の土地及び主な建物の資産価値の合計は、380,248 千円である。

表 研修所の主な資産 (単位：㎡、千円)

区分	面積	資産価値
土地	6,168	217,613
主な建物	1,439	162,635
合計	—	380,248

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「主な建物」欄には、延べ床面積を記載した。

3 「資産価値」欄には、直近の国有財産台帳の現在額を記載した。

○ 研修所を廃止することにより、人件費と維持管理経費（年間で 25,484 千円）を節減することが可能である。

表 1 - (1) - ④

件名	研修施設を廃止することが可能とみられるもの	
研修施設名	厚生労働省白金台分室	
所在地	東京都港区白金台 2 - 6 - 21	
設置根拠	なし	
主な研修対象者	厚生労働省本省職員	
定員	0 人 (非常勤職員 2 人)	
敷地	950 m ²	
研修施設の 設置状況	教室等	教室 5 室 (定員 200 人) 建て面積 : 484 m ² 、延べ床面積 : 1,415 m ²
	宿泊施設	—
	体育施設	—
予算 (平成 21 年度)	11,871 千円	
研修実施状 況 (平成 21 年度)	研修数	8 研修
	受講者数	延べ 1,251 人
	宿泊者数	—
	稼働率	施設全体 : 16.5%、教室平均 : 13.8%

[説明]

厚生労働省は、厚生労働省職員を対象とした、職員の資質向上のための研修を実施するための施設として、白金台分室を所有している。

白金台分室の平成 21 年度の稼働状況等をみると、施設全体の稼働率は 16.5% (平均で週 1 日未満) と極めて低調となっており、また、実施している研修は白金台分室以外で実施することが可能であると考えられる。

仮に民間の貸会議室を借用して研修を実施した場合に要する費用を試算すると約 10,080 千円となり、白金台分室の年間の維持管理経費等約 13,698 千円よりも 3,618 千円安くなることから、民間の貸会議室等を活用することにより、白金台分室を廃止することが必要であると考えられる。

1 白金台分室の設置概要

厚生労働省は、厚生労働省職員を対象とした、職員の資質向上のための研修を実施するための施設として、白金台分室を所有している。

2 白金台分室の稼働状況

白金台分室の平成 21 年度の施設全体の稼働状況をみると、研修の実施日数は 40 日、施設全体の稼働率は 16.5% (平均で週 1 日未満) と極めて低調となっている。

また、平成 21 年度の教室の稼働状況をみると、表 1 のとおり、教室の平均稼働率は 13.8% にとどまっており、教室の稼働は非効率なものとなっている。

表 1 白金台分室の各教室の研修利用実績及び稼働率 (平成 21 年度) (単位 : 人、日、%)

区 分	大会議室	中会議室	小会議室 1	小会議室 2	特別会議室	平均
定員	72	48	30	30	20	—
研修利用日数	40	40	40	40	7	—
稼働率	16.5	16.5	16.5	16.5	2.9	13.8

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「稼働率」欄は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日（242日（平成21年度）））に対する研修の利用日数の割合を表す。

3 白金台分室の維持管理経費等

白金台分室の平成21年度の維持管理経費等は、表2のとおり、少なく見積もっても13,698千円となっている。

表2 白金台分室の維持管理経費等（平成21年度）（単位：千円）

人件費	維持管理経費	建物の取得額等を耐用年数で除した額	合計
5,113	4,975	3,610	13,698

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「人件費」欄は、職員の人件費のうち、管理人、調理人及び賄い人の人件費を示している。

3 「維持管理経費」欄は、研修施設の維持管理に要した光熱水料、警備費、清掃費等の合計を示している。

4 「建物の取得額等を耐用年数で除した額」欄は、研修施設の主な建物の取得額、模様替等による価格増の合計額を耐用年数（47年）で除した額を示している。

4 白金台分室の研修の実施状況

白金台分室の平成21年度の研修の実施状況をみると、表3のとおり、新規採用職員研修、語学研修、本省初任係長研修など8研修（すべて大臣官房人事課が主催）を実施しており、いずれも座学形式の講義やグループ討議等の演習形式による研修を実施していることから、白金台分室で実施されているすべての研修は、必ずしも白金台分室でなければ研修が実施できないものではない。

表3 白金台分室における研修の実施状況（平成21年度）（単位：人、日）

研修名	対象者	受講者数	利用実績
新規採用職員研修	国家公務員Ⅱ・Ⅲ種試験合格者	73	9
語学研修	業務で語学力を必要とする職員、海外派遣制度への希望をする職員	26	7
本省初任係長研修	本省内部部局に勤務する係長（相当職含む）で経験年数3年未満の職員	12	5
本省係長研修	本省内部部局に勤務する係長（相当職含む）で経験年数3年以上の職員	13	5
地方支分部局及び施設等機関係長研修	地方支分部局及び施設等機関に勤務する係長（相当職含む）	16	5
本省課長補佐研修	本省内部部局に勤務する課長補佐等で、相当職昇任3年以内の職員	13	3
中堅係員研修	国家公務員Ⅱ・Ⅲ種試験によって採用され、行（一）2級の職員で係長昇任直前の者	18	3
初任者フォローアップ研修	国家公務員Ⅱ種試験によって採用され、採用後概ね2～3年の職員	38	3
合 計		209	40

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

5 白金台分室以外で研修を実施する場合の費用

白金台分室以外で研修を実施する場合、既存の合同庁舎内の会議室や民間の貸会議室等で実施する方法が考えられる。

仮に、民間の貸会議室を借用して研修を実施した場合に要する費用（概算）を次の①から④までの条件の下で試算すると、10,080千円の費用を要する。

- ① 平成21年度における白金台分室の延べ教室利用日数（室日）は63室日（注）
- ② 白金台分室の最多定員の教室は大会議室で、定員は72人
- ③ ①、②を踏まえ、72人以上収容可能な民間の貸会議室を63日（1日9時間）利用
- ④ 霞が関近郊で貸会議室（定員96人）を利用（1日の利用料金は160千円）

（注）厚生労働省は、各教室を研修で表1のとおり利用しているとしているが、実際に研修に必要な教室利用日数の合計は63室日である。

6 民間の貸会議室を利用する場合の費用との比較

白金台分室の平成21年度の維持管理経費等と上記5で算出した白金台分室以外で研修を実施した場合の費用を比較すると、白金台分室を利用する場合の維持管理経費等が少なく見積もっても13,698千円、民間の貸会議室を利用するなど白金台分室を利用しない場合の費用が10,080千円となり、白金台分室を利用せずに民間の貸会議室を利用する方が年間3,618千円安くなっている。

なお、民間の貸会議室を利用するほかに、公的機関の施設を利用したり、庁舎内の会議室を活用することにより、民間の貸会議室を借用して研修を実施した場合に要する費用を節約することが可能である。

7 研修以外の利用

白金台分室は、厚生労働省大臣官房会計課が庁舎管理の一環として施設の管理を行っており、原則的には研修業務で利用させることとしているが、厚生労働省本庁舎内では、慢性的に会議室が不足している状態にあるとして、省内において行われる各種会議等で適宜同分室を活用することとしている。

白金台分室については、「国有財産の有効活用に関する報告書」（平成19年6月15日国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議）において、西ヶ原（農林水産省西ヶ原分室等の跡地に建設予定の共同研修所）が移転候補地として提示されているところであり、厚生労働省は、移転した際は各種会議等を厚生労働省本庁舎内の会議室又は他省庁の共用会議室等を確保の上、実施することとしていることから、現在、白金台分室を活用して実施されている各種会議等については、白金台分室以外での実施が可能であると考えられる。

8 他の研修施設の動向

今回、調査した研修施設の中には、教室、宿泊施設等を備えた研修等を実施する施設を設置していたが、稼働率が低調となっていたため、合同庁舎内の会議室で研修を実施することにより、当該施設を廃止又は廃止を決定しているものがみられた。

9 厚生労働省の今後の取組

仮に民間の貸会議室を借用して研修を実施した場合に要する費用の方が、白金台分室の年間の維

持管理経費等よりも割安となることから、民間の貸会議室等を活用することにより、白金台分室を廃止することが必要であると考えられる。

主な資産等

○ 指摘した研修施設の土地及び主な建物の資産価値の合計は、537,516千円である。

表 白金台分室の主な資産 (単位：㎡、千円)

区分	面積	資産価値
土地	950	470,245
主な建物	1,415	67,271
合計	—	537,516

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 「主な建物」欄には、延べ床面積を記載した。
 3 「資産価値」欄には、直近の国有財産台帳の現在額を記載した。

○ 民間施設等で研修を実施することにより、維持管理経費等（年間で10,088千円）を節減することが可能である。

表1-(1)-⑤

件名	研修施設を縮小することが可能とみられるもの	
研修施設名	農林水産研修所つくば館水戸ほ場	
所在地	茨城県水戸市鯉淵町 5930-1	
設置根拠	農林水産研修所の事務分掌及び組織の細目に関する規程(平成15年6月30日付け15農修第157号)第2条	
主な研修対象者	農林水産省職員、都道府県・市町村、農業団体職員等	
定員	7人	
敷地	406,108 m ²	
主な施設の設置状況	教室等	鉄筋コンクリート2階建て(建て面積:731 m ² 、延べ床面積:1,184 m ²) 鉄筋コンクリート1階建て(建て面積:647 m ² 、延べ床面積:647 m ² (閉鎖中)) 教室2室(ほか4室閉鎖中)、全天候型練習ほ場、運転コースなど
	宿泊施設	鉄筋コンクリート3階建て(建て面積:535 m ² 、延べ床面積:1,461 m ² (閉鎖中)、定員45人
	体育施設	グラウンド(10,800 m ²)
予算(平成21年度)	154,377千円	
研修実施状況(平成21年度)	研修数	25研修
	受講者数	延べ1,617人
	宿泊者数	—
	稼働率	施設全体:55.4%
[説明]		
<p>農林水産研修所つくば館水戸ほ場(以下「水戸ほ場」という。)は、農林水産省職員、都道府県、市町村及び農業団体の職員等を対象に農業機械の操作等の実技を伴う農業機械化のための研修(以下「農業機械化研修」という。)等を実施している。</p> <p>水戸ほ場の敷地面積は約40ヘクタールと広大であるが、このうち、少なくとも約11ヘクタールが現在研修では全く使用されていないほか、設置している施設についても、老朽化等に伴い全く使用されていないものもみられた。</p> <p>また、平成21年度の研修の実施状況をみると、農業機械化研修については、需要の把握を行わずに研修計画を策定しているため、受講者がおらず複数の研修が未実施となっており、また、農業機械化研修以外に実施している研修(実施研修数の52.0%、延べ受講者数の81.9%。以下「特別研修」という。)については、近隣の専門学校等一部の特定の者からの要請に応じて実施し、水戸ほ場の本来の設置目的外のものとなっている。</p> <p>以上のとおり、水戸ほ場は、広大な土地を保有し、多数の施設を設置しているものの、土地や施設の未利用が多く、非効率な状況になっていることなどから、使用されていない敷地及び施設を廃止するとともに、実施している研修について廃止を含めた抜本的な見直しを行うことにより、研修施設の規模を大幅に縮小する必要があると考えられる。</p>		
1 水戸ほ場の概要		
(1) 研修施設の設置概要		
農林水産研修所は、農林水産省組織令(平成12年政令第253号)第86条において、施設等		

機関として農林水産省本省に置くこととされ、同令第 88 条において、「農林水産省の職員並びに農林水産省の所掌事務に係る事項を担当する地方公共団体及びこれに準ずる団体の職員に対し、その職務を行うのに必要な研修（森林技術総合研修所の所掌に属するものを除く。）を行う」こととされている。また、農林水産省組織規則（平成 13 年農林水産省令第 1 号）第 142 条の規定に基づき、農業の機械化及び農業に関する普及事業についての研修を実施することとされ、これらの研修を実施するための施設として、「農林水産研修所の事務分掌及び組織の細目に関する規程」（平成 15 年 6 月 30 日付け 15 農修第 157 号）第 2 条の規定により、つくば館及び水戸ほ場が置かれている。

農林水産研修所本所は、「農林水産省職員研修要領」（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 秘第 602 号）に基づき、農林水産省職員（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和 29 年法律第 141 号）の適用者を除く。）を対象として、①計画的養成研修（職員の段階に応じて実施する研修）、②能力開発研修（農林水産行政に求められる特定の能力を向上させるための研修）を実施している。

つくば館は、①食品表示の適正化及び安全性の確保に関する技術についての研修、②農業機械化及び農業に関する普及事業についての研修、③農林漁業従事者の生活に関する知識及び技術並びに農林漁業従事者の生活に関する普及事業についての研修等を実施するための研修施設として設置され、これらのうち、農業機械の操作等の実技を伴わない座学形式の講義やグループ討議等の演習を、農林水産省職員、都道府県、市町村及び農業団体の職員等を対象として実施している。

また、水戸ほ場は、つくば館が実施する研修のうち、ほ場を活用した研修を実施するための研修施設として設置され、トラクター、田植機、コンバイン等の農業機械（以下単に「農業機械」という。）の操作等の実技を伴う研修を実施している。

(2) 水戸ほ場における研修の実施状況

水戸ほ場においては、表 1 のとおり、農業機械化研修及び特別研修の 2 種類の研修が行われている（それぞれの実施状況の詳細については、表 2 - (4) 参照。）。

表 1 水戸ほ場における研修の実施体系（平成 21 年度）

研修種類	対象者	研修内容
農業機械化研修	農林水産省職員、都道府県、市町村及び農業団体の職員等	・農業機械の操作等の実習
特別研修	独立行政法人職員、近隣の財団法人が運営する農業専門学校等の学生等	・同上 ・農業機械の分解、組立及び調整等の実習

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

農業機械化研修は、農業機械化促進法（昭和 28 年法律第 252 号）第 3 条において、国又は都道府県において積極的に行わなければならないものとされており、これに基づき、平成 21 年度においては「平成 21 年度農業機械化研修計画」（以下「研修計画」という。）を策定し実施して

いる。

平成 21 年度における農業機械化研修の実施状況をみると、年度当初の研修計画では 18 研修が計画されていたものの、実際には受講希望者が集まらなかったことから 7 研修（全体の 38.9%）が実施されていないほか、「新技術機械化体系導入研修（露地野菜作における肥料・農薬施用量削減技術導入コース）」については、募集定員 10 人に対し受講者数が 2 人と著しく少なくなっている。

これらの状況について、つくば館では、従来は、実施予定の研修について事前に都道府県等関係機関に需要調査（アンケート調査）を実施し、研修計画に反映していたが、実際には受講者が集まらなかった経緯があったため、現在、需要調査は行っていないとしている。

また、特別研修は、研修計画において、「農林水産研修所つくば館長が特に実施する必要があると認めたもの」とされているのみで、実際に実施することとするための要件、基準等に関する具体的な規定等はない。

実際の特別研修の実施状況としては、水戸ほ場において、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（茨城県つくば市）、財団法人農民教育協会鯉淵学園農業栄養専門学校（茨城県水戸市）、専修学校日本農業実践学園（茨城県水戸市）及び社団法人国際農業者交流協会（東京都大田区）の 4 団体等からの個別の依頼に応じて、当該法人等の職員、学生等一部の特定の者のみを対象として実施し、研修施設の本来の設置目的外のものとなっており、これら特別研修が水戸ほ場で実施されている研修に占める割合は、研修実施日数において 74.6%、延べ受講者数において 81.9%と太宗を占めている。

なお、農林水産省では、農業機械による事故が減少していない状況において、農作業安全対策は重要な課題となっていることから、今後、特別研修については、農作業安全の観点で、特定の者を対象とするのではなく、地域の指導者である農業者を主たる対象者として直接指導する仕組みを検討することを考えているとしている。

2 水戸ほ場の稼働状況

(1) 施設全体の稼働状況

水戸ほ場の施設全体の稼働状況（注）について、平成 21 年度の実績をみると、研修実施日数は 134 日で、施設全体の稼働率は 55.4%となっているものの、特別研修を除くと、研修実施日数は 34 日のみで、施設の稼働率は 14.0%にとどまっている。

（注） 水戸ほ場は、平成 20 年度までは「農業技術研修館」として、農業機械の操作等の実技を伴う研修だけでなく座学形式の講義等も実施し、設置されている教室及び宿泊施設が利用されていたが、21 年度から研修体系を変更し、座学形式の講義等はつくば館で実施し、水戸ほ場では農業機械の操作等の実技を伴う研修に特化することとしたことから、水戸ほ場に設置されている教室は 2 室を除いて閉鎖されている。

また、延べ受講者数は 1,617 人となっているものの、特別研修の延べ受講者数が 1,325 人で全体の 81.9%と太宗を占めており、農業機械化研修の延べ受講者数は 292 人で全体の 18.1%にとどまっている。

表2 水戸ほ場の施設の利用実績及び稼働率（平成21年度）（単位：日、%、人）

研修の種類	研修実施日数	稼働率	延べ	
			受講者数	割合
農業機械化研修	34	14.0	292	18.1
特別研修	100	41.3	1,325	81.9
合計	134	55.4	1,617	100.0

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「特別研修」の「研修実施日数」欄は、特別研修のみが実施された日数であり、同日に農業機械化研修が実施されている場合は「農業機械化研修」の「研修実施日数」に計上した。
 3 「稼働率」欄の数値は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日数（242日（平成21年度）））に対する研修で利用された日数の割合を表す。
 4 「延べ受講者数」の「割合」欄は、全研修の延べ受講者数に対する「農業機械化研修」及び「特別研修」それぞれの延べ受講者数の割合を表す。

(2) 土地・設備の利用状況

水戸ほ場は、水田ほ場、全天候型練習ほ場、トラクター運転コースなどの施設を整備し、敷地面積が約40ヘクタールあるが、このうち、友部ほ場（約2ヘクタール。湿地のため研修での利用が困難）、旭ヶ丘ほ場（約9ヘクタール。牧草地）の少なくとも約11ヘクタールについては、現在研修では全く使用していない状況となっている。

また、農業機械を操作する際の危険を実地に実体験するための施設として、傾斜路・傾斜面で農業機械の運転ができる設備を整備しており、このような設備があるのは日本国内で水戸ほ場だけであるとしているが、当該設備を使用して実施している研修は4研修にすぎず、使用日数は4日間（施設利用率1.7%（注））のみとなっており、日本国内で唯一とされている設備が遊休化している。

- (注) 施設利用率は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日数（242日（平成21年度）））に対する研修利用日数の割合を示す。

その他、研修施設の敷地内には、ガラス張りの研修温室（3棟）、牧草乾燥舎（1棟）などの施設があるが、研修温室については、設備が老朽化しており、中で作業等を行うことは危険であることに加え、現人員では同設備を利用した研修への対応ができないとして現在は使用していない。また、牧草乾燥舎については、以前は畜産関係の機械化研修を実施し、そのために牛を飼育しサイロを使用していたが、現在はこのような研修は実施しておらず、サイロも使用していない。

3 水戸ほ場の維持管理経費等

平成21年度における、水戸ほ場の維持管理経費等は、少なく見積もっても、表3のとおり、28,964千円となっている。

表3 水戸ほ場の維持管理経費等（平成21年度）（単位：千円）

人件費	維持管理経費	建物の取得額等を耐用年数で除した額	合計
0	23,876	5,088	28,964

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「人件費」欄は、職員の人件費のうち、管理人、調理人及び賄い人の人件費である。

- 3 「維持管理経費」欄は、施設を維持する費用として支出された光熱水料、警備費、清掃費等の合計額である。
- 4 「建物の取得額等を耐用年数で除した額」欄は、水戸ほ場の主な建物の取得額、模様替え等による価格増の合計額を、耐用年数（47年）で除した額である。

4 水戸ほ場の今後の取組

以上の状況を踏まえると、水戸ほ場については、使用されていない敷地及び施設を廃止するとともに、実施している研修について廃止を含めた抜本的な見直しを行うことにより、研修施設の規模を大幅に縮小する必要があると考えられる。

主な資産等

- 指摘した研修施設の土地及び主な建物の資産価値の合計は、382,096千円である。

表 水戸ほ場の主な資産 (単位：㎡、千円)

区 分	面積	資産価値
土 地	406,108	188,999
主な建物	7,343	193,097
合 計	—	382,096

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「主な建物」欄には、計上した建物の延べ床面積の合計値を記載した。
 3 「資産価値」欄には、直近の国有財産台帳の現在額を記載した。

- 水戸ほ場を大幅に縮小することにより、維持管理経費（年間で23,876千円）を削減することが可能である。

表 1 - (1) - ⑥

件名	研修施設を縮小することが可能とみられるもの	
研修施設名	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局秩父学園附属保護指導職員養成所（研修棟、宿舎棟）	
所在地	埼玉県所沢市北原町 860	
設置根拠	厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）第 672 条	
主な研修対象者	知的障害児施設における知的障害の児童の保護及び指導に当たる職員その他社会福祉に従事する職員	
定員	3 人	
敷地	91,394 m ² （施設全体）	
主な施設の設置状況	教室等	教室 7 室（定員 234 人） 建て面積 560 m ² 、延べ床面積 976 m ²
	宿泊施設	宿泊室 30 室（定員 30 人） 建て面積 624 m ² 、延べ床面積 1,033 m ²
	体育施設	—
予算（平成 21 年度）	39,191 千円	
研修実施状況（平成 21 年度）	研修数	18 研修
	受講者数	延べ 2,299 人
	宿泊者数	延べ 796 人
	稼働率	施設全体：26.0%、教室平均：7.9%、宿泊施設：14.3%
[説明]		
<p>国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局秩父学園（以下「秩父学園」という。）に附置されている附属保護指導職員養成所（以下「養成所」という。）は、知的障害児施設における知的障害の児童の保護及び指導に当たる職員その他社会福祉に従事する職員の研修を実施するに当たり、研修棟及び宿舎棟を設置している。</p> <p>研修棟の平成 21 年度の稼働状況等をみると、稼働率は 26.0%（平均で週 2 日未満）と低調となっており、また、実施している研修のほとんどは当該施設以外で実施することが可能であると考えられる。</p> <p>仮に民間の貸会議室を借用して研修を実施した場合に要する費用を試算すると 7,182 千円となり、研修棟等の年間の施設維持管理費等 8,900 千円よりも 1,718 千円安くなることから、近隣の民間の貸会議室等を活用する方が経済的であると考えられる。</p> <p>今後、平成 22 年 1 月に設置した「障がい者制度改革推進会議」における議論等により、障害児の入所施設の在り方が見直され、秩父学園において新たな施設が必要となることが想定され、研修棟等の研修施設を新たに必要となる施設の用途に変更し、研修機能を縮小することが可能であると考えられる。</p>		
1 養成所の概要		
(1) 研修施設の設置概要		
<p>秩父学園は、厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）第 649 条に基づき、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局に置かれている。秩父学園の所掌事務については、同規則第 664 条により、i) 知的障害児の保護及び指導を行うこと、ii) 全国の知的障害児施設における知的障害児の保護及び指導の向上に寄与するための事業を行うこと等とさ</p>		

れている

また、厚生労働省組織規則第 672 条第 1 項及び第 2 項において、秩父学園に養成所を置くことが規定され、養成所の所掌事務として、同条第 3 項において「知的障害児施設における知的障害の児童の保護及び指導に当たる職員その他社会福祉に従事する職員の養成及び研修を行うこと」をつかさどるとされており、このうち、研修を実施するに当たって、秩父学園の敷地内に研修棟及び宿泊棟を設置している。

(2) 養成所における研修の実施状況

養成所で平成 21 年度に実施された 18 研修の実施状況をみると、「自閉症トレーニングセミナー」(第 1 回、第 2 回)における各 1 時間 40 分の実習カリキュラム以外は、座学形式の講義やグループ討議等の演習であり、必ずしも養成所でなければ実施できない内容のものではない。

2 養成所の稼働状況

養成所の施設全体の稼働状況について、平成 21 年度の実績をみると、研修実施日数は 63 日で、施設全体の稼働率は 26.0% (平均で週 2 日未満) と低く、研修施設として非効率な利用状況となっている。

また、養成所の教室の稼働状況について、平成 21 年度の実績をみると、表 1 のとおり、教室の平均稼働率は 7.9% と低調であり、小研修室の稼働率は 1.7% となっているほか、最も稼働率が高い大研修室でも 26.0% の稼働率にとどまっており、極めて非効率な利用状況となっている。

表 1 養成所の各教室の利用実績及び稼働率 (平成 21 年度) (単位: 人、日、%)

区分	大研修室	中研修室 1	中研修室 2	小研修室 1	小研修室 2	小研修室 3	小研修室 4	平均
定員	126	30	30	12	12	12	12	—
研修利用日数	63	27	27	4	4	4	4	—
稼働率	26.0	11.2	11.2	1.7	1.7	1.7	1.7	7.9

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「稼働率」欄は、研修実施可能日数 (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日 (242 日 (平成 21 年度))) に対する研修利用日数の割合を表す。

さらに、養成所の宿泊施設の稼働状況について、平成 21 年度の実績をみると、宿泊施設の稼働率 (注) は 14.3% にとどまっているほか、年間利用可能日 (186 日) のうち宿泊者のいない日が 142 日に上っており、非効率な利用状況となっている。

なお、養成所は、宿泊施設は遠方からの研修の受講者の利便性のために設置しているもので、必ずしも当該宿泊施設に宿泊しなければならないものではないとしている。

(注) 宿泊施設の稼働率の計算は、次のとおり。

$$\text{宿泊施設の稼働率} = \text{年間宿泊人日} \div \text{年間利用可能人日} \times 100\%$$

年間宿泊人日: 平成 21 年度に当該宿泊施設に宿泊した人の延べ宿泊日数 (796 人日) (ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日 (金曜日等) に宿泊した者は除く。)

年間利用可能人日：宿泊部屋定員（30人）×186日（平成21年度）（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）を除いた日）

3 養成所の維持管理経費等

平成21年度における、養成所の維持管理経費等は、少なく見積もっても、表2のとおり、8,900千円となっている。

表2 養成所の維持管理経費等（平成21年度）（単位：千円）

人件費	維持管理経費	建物の取得額等を耐用年数で除した額	合計
0	2,231	6,669	8,900

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「人件費」欄は、職員の人件費のうち、管理人、調理人及び賄い人の人件費である。
 3 「維持管理経費」欄は、研修施設を維持するために支出された光熱水料等の合計額である。
 4 「建物の取得額等を耐用年数で除した額」欄は、研修施設の主な建物の取得額等を耐用年数（47年）で除した額である。

4 養成所以外の場所で研修を実施した場合に要する費用

養成所以外の場所で研修を実施する場合、秩父学園内の会議室や民間の貸会議室で実施するなどの方法が考えられる。

仮に民間の貸会議室を借用して研修を実施した場合に要する費用（概算）を次の①から④までの条件の下で試算すると、7,182千円の費用を要する。

- ① 平成21年度の養成所の延べ教室利用日数（室日）は、133室日
- ② 養成所の最多定員の教室は大研修室で、定員は126人。養成所で実施している研修のうち、同規模の研修室が必要なものは1研修（計2日間）のみであり、そのほかの研修は定員80人規模で実施可能。
- ③ ①、②を踏まえ、定員80人規模の民間の貸会議室を133日（1日9時間）利用
- ④ 最寄りの航空公園駅周辺には同規模の貸会議室がないため、近郊の貸会議室（川越駅徒歩1分、定員90人）を利用（1日の利用料金は54千円）

5 民間の貸会議室を利用する場合の費用との比較

平成21年度における養成所の維持管理経費等と、上記4で算出した養成所以外の場所で研修を実施した場合に要する費用を比較すると、平成21年度における養成所の維持管理経費等が少なく見積もっても8,900千円、民間の貸会議室を利用するなど養成所以外の場所で研修を実施した場合の費用の試算が7,182千円となり、民間の貸会議室を利用するなど養成所以外の場所で研修を実施する方が、年間1,718千円安くなっている。

なお、民間の貸会議室を利用するほかに、公的機関の施設を利用したり、国立リハビリテーションセンター学院（注）や近隣に所在する他府省の研修施設を活用することにより、民間の貸会議室を借用して研修を実施した場合に要する費用を節約することが可能である。

(注) 国立リハビリテーションセンター学院は、国立障害者リハビリテーションセンターに設置された部門であり、厚生労働省組織規則第695条（学院の所掌事務）で「学院は、障害者のリハビリテーションに関し、技術者の養成及び訓練を行うことをつかさどる」とされており、研修施設として、教室1

室（定員 100 人）、宿泊施設 20 室（定員 40 人）を設置しており、平成 21 年度の施設の稼働状況は、施設全体の稼働率 37.2%、教室の平均稼働率 37.2%、宿泊施設の稼働率 13.5%となっている。
 秩父学園は、平成 22 年度から国立障害者リハビリテーションセンターの組織改正により同センター自立支援局部門の内部組織に位置付けられている。

6 障害児支援施策の見直しによる秩父学園の今後の動向

上記 1 のとおり、秩父学園は、知的障害児を入所させて、その保護及び指導等を行う施設として設置されているが、近年の障害児を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成 20 年 3 月に厚生労働省に置かれた検討会において「障害児支援の見直しに関する検討会報告書」（平成 20 年 7 月 22 日）が取りまとめられ、障害児施設の一元化の方向性が示されたほか、同年 10 月に厚生労働省に置かれた検討会において取りまとめられた「国立更生援護機関の今後のあり方に関する検討会報告書」（平成 21 年 3 月 25 日）においては、秩父学園について、入所対象者の範囲を拡大するとともに、障害児支援プログラムの開発・普及等を行うべき等とされた。

今後は、平成 22 年 1 月に設置した「障がい者制度改革推進会議」における議論等を踏まえ、障害児の入所施設の在り方が見直され、秩父学園において新たな施設が必要となることが想定される。

7 養成所の今後の取組

以上の状況を踏まえると、養成所については、研修棟等の研修施設を新たに必要となる施設の用途に変更し、研修機能を縮小することが可能であると考えられる。

主な資産

○ 指摘した研修施設の建物の資産価値の合計は、260,808 千円である。

表 養成所の主な資産 (単位：㎡、千円)

区分	面積	資産価値
主な建物	2,009	260,808

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「主な建物」欄には、計上した建物の延べ床面積の合計値を記載した。
 3 「資産価値」欄には、直近の国有財産台帳の現在額を記載した。

表1-(1)-⑦

件名	研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等を行うことが可能とみられるもの		
研修施設名	情報通信政策研究所	統計研修所	
所在地	東京都国分寺市泉町2-11-16	東京都新宿区若松町19-1	
設置根拠	総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第96号 総務省組織令（平成12年政令246号）第126条	総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第96号ロ 総務省組織令（平成12年政令246号）第126条	
主な研修対象者	総務省の職員のうち、情報通信国際戦略局、情報流通行政局、総合通信基盤局、総合通信局、沖縄総合通信事務所及び情報通信政策研究所の者	国家公務員及び地方公務員	
定員	18人	51人（研修以外の業務に従事している統計図書館等の職員の分も含む。）	
敷地	14,546㎡	24,276㎡（総務省第二庁舎全体の敷地面積。統計研修所はこの敷地内に設置。宿泊施設は別地に設置）	
主な施設の設置状況	教室等	教室6室（定員143人） 建て面積2,843㎡ 延べ床面積5,752㎡	教室4室（定員165人。総務省第二庁舎別館内） 建て面積1,080㎡ 延べ床面積2,781㎡
	宿泊施設	78室（定員78人） 建て面積649㎡ 延べ床面積1,915㎡	19室（定員38人） 建て面積206㎡ 延べ床面積617㎡
	体育施設	体育館（707㎡） テニスコート1面（918㎡）	—
予算（平成21年度）	293,604千円	369,538千円（研修以外の業務に従事している統計図書館等の職員の分も含む。）	
研修実施状況（平成21年度）	研修数	29研修	23研修
	受講者数	延べ4,058人	延べ5,106人
	宿泊者数	延べ2,659人	延べ547人
	稼働率	施設全体：57.0% 教室平均：10.4% 宿泊施設：18.3%	施設全体：51.2% 教室平均：18.6% 宿泊施設：7.7%
[説明]			
<p>情報通信政策研究所（以下「情政研」という。）は、総務省の職員のうち、情報通信国際戦略局、情報流通行政局、総合通信基盤局、総合通信局、沖縄総合通信事務所及び情報通信政策研究所の者を対象として、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する事務に従事するため必要な研修を実施している。</p> <p>情政研の平成21年度の施設の稼働状況をみると、施設全体の稼働率は57.0%と極端に低くはないものの、教室の平均稼働率は10.4%と低調となっており、教室の稼働状況は非効率なものとなっていることから、効率的に教室を運用する余地があると考えられる。</p> <p>また、情政研の宿泊施設についてみると、受講者一人一泊当たり必要とする宿泊施設の維持管理経</p>			

費等と国の機関が所有する施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費の合計金額が、民間宿泊施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費よりも1,822円割高になっている。

さらに、情政研には、体育施設として体育館及びテニスコートが設置されているものの、業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施していないことから、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられる。

一方、同省の同一ブロック内に所在する統計研修所の平成21年度の施設の稼働状況をみると、施設全体の稼働率は51.2%と、教室の平均稼働率は18.6%と低調となっており、施設の稼働が非効率なものとなっている。

また、統計研修所は、「国有財産の有効活用に関する報告書」（平成19年6月15日）において、西ヶ原（東京都北区）に建設予定の共同研修所（以下単に「共同研修所」という。）に移転することとされている（共同研修所の設計は、平成22年度末から実施する予定）。

総務省においては、非効率な状況となっている情政研について、i) 教室等は、研修施設の共同利用による省内での一体的な運用を図る等により有効活用を図ること、ii) 研修を実施するに当たって必ずしも設置する必要がないと考えられる体育施設は、種類や形状を踏まえ廃止等すること、iii) 国が維持管理することが割高となっている宿泊施設は、経費の節減、他機関への施設の貸出しなどの有効活用方策を講じた上で、依然として国費の支出が割高になる場合は、宿泊施設を廃止・縮小することが必要であると考えている。

また、非効率な状況となっている統計研修所については、国の予算の効率的・効果的な執行を図る観点から、情政研への研修機能の移転等に要する経費と共同研修所への移転等に要する経費とを比較するなど、移転について総合的に比較検討する必要があると考えられる。

1 情政研

(1) 情政研の設置概要

情政研は、総務省組織令（平成12年政令246号）第130条で「総務省の職員に対して、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する事務に従事するため必要な研修を行うこと」とされ、総務省の職員のうち、情報通信国際戦略局、情報流通行政局、総合通信基盤局、総合通信局、沖縄総合通信事務所及び情政研の者を対象に情報の電磁的流通及び電波の利用に関する事務に従事するため必要な研修を実施している。

(2) 情政研の研修実績や稼働状況等

情政研は、平成21年度に年間29研修を実施し、473人が受講しており、平成16年度に東京都目黒区から現在地（国分寺市）に移転しているが、研修数及び受講者数に大幅な変化はない。

表1 情政研の研修数及び受講者数の推移

（単位：研修、人）

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	伸び率
研修数	24	28	28	30	29	120.8
受講者数	469	549	502	528	473	100.9

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「伸び率」欄は、平成17年度実績を100とした場合の21年度実績の指数である（以下同じ。）。

また、情政研で実施している研修内容をみると、座学形式や演習形式による研修を実施しているほか、情政研に設置している通信機器等を使用した実習形式による研修を実施しており、通信機器等を使用する研修については、他の施設で実施することは困難であるとしている。

情政研の平成 21 年度の教室の稼働状況をみると、教室の平均稼働率は 10.4%と低くなっており、また教室ごとの稼働率をみると、第 5 教室が 42.6%となっているものの、それ以外の教室では 0 から 13.2%と低く、研修施設として非効率な状況となっている。

なお、研修所において、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた 242 日（平成 21 年度）のうち教室を全く使用していない日は 104 日（43.0%）ある。

表 2 情政研の各研修室の利用実績及び稼働率（平成 21 年度）（単位：人、日、%）

区分	第 1 教室	第 2 教室	第 3 教室	第 4 教室	第 5 教室	視聴覚室	平均
定員	20	20	20	20	50	13	—
研修利用日数	32	0	8	8	103	0	—
稼働率	13.2	0.0	3.3	3.3	42.6	0.0	10.4

（注） 1 当省の調査結果による。

2 「稼働率」欄は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日（242 日（平成 21 年度）））に対する研修利用日数の割合を示す（以下同じ。）。

この点について情政研では、第 5 教室は 50 人程度の収容人数となっているが、これ以外の教室は収容人数が 20 人から 13 人と少なく、受講者数、研修の内容や実施方法を勘案した結果として第 5 教室（50 人程度）を多く使用するためであるとしている。

平成 21 年度の宿泊施設の稼働状況をみると、宿泊施設の稼働率（注 1）は 18.3%（実質 13.5%（注 2））と教室の稼働状況と同様に低く、研修施設として極めて非効率な利用状況となっている。さらに、一年間で最も宿泊者数が多かった日（以下「年間最多宿泊日」という。）の利用人数は、45 人（実質 42 人）であり、宿泊者率（宿泊可能人数に対する宿泊者数の割合）は 57.7%（実質 53.8%）と半分程度となっている。ちなみに年間最多宿泊日（利用人数 45 人（実質 42 人））は、8 日となっている。

（注 1） 宿泊施設の稼働率の計算は、次のとおり（以下同じ。）。

$$\text{宿泊施設の稼働率} = \text{年間宿泊人日} \div \text{年間利用可能人日} \times 100\%$$

年間宿泊人日：平成 21 年度に当該宿泊施設に宿泊した人の延べ宿泊日数（2,659 人日）（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）に宿泊した者は除く。）

年間利用可能人日：宿泊部屋定員（78 人）×186 日（平成 21 年度）（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）を除いた日）

（注 2） 宿泊している受講者のうち 3 人ないし 5 人は係員研修科（1 年間の研修）の職員であり、研修開始の 8 月上旬の 1 週間と 10 月中旬から 11 月上旬にかけての 4 週間の情政研での研修以外は実務研修として、本省で業務を実施しており、その間も公務員宿舎は貸与されず情政研の宿泊施設から千代田区霞が関へ通勤していることから、情政研が実施する研修の宿泊者数から除いて計算した。

表3 情政研の宿泊施設の稼働状況（平成21年度）（単位：人日、%、人、日）

区分	宿泊施設の稼働状況			年間最多宿泊日の状況		
	年間利用可能人日 (A)	年間宿泊人日 (B)	稼働率 (B)/(A) ×100	利用人数 (C)	利用期間	宿泊者率 (C)/78 ×100
定員 78 人	14,508	2,659	18.3	45	8	57.7
実質	14,508	1,954	13.5	42	8	53.8

(注) 当省の調査結果による。

各研修の研修対象人数や研修内容について、研修施設の基本設計当時（平成13年）の計画（基本設計書）をみると、研修実施の見込みについて定量的な記述はないものの、規模に関する大きな変更はないことから勘案すると設計段階において過剰なものとなっていたことが伺われる。

表4 情政研の基本設計書（抜粋）（単位：㎡、人）

区分	当初計画	基本設計（平成13年）	現状
事務棟（含む体育館）	5,779	5,657	5,752
宿泊棟	2,071	1,922	1,915
定員	—	78	78
計	7,850	7,579	7,667

- (注) 1 電気通信研修所基本設計書（2001年3月30日）等を基に当省が作成した。
 2 「当初計画」欄は、基本設計に記載されたものを記載した（年度不明）。
 3 基本設計段階では、研修室7室（定員146人）及び実験・試験室4室、視聴覚教室、LL教室の計13室を設置する計画となっており、現状の間取り（計12室）とは一致しない。

(3) 宿泊施設の維持管理経費等

情政研の平成21年度の宿泊施設の維持管理経費等をみたところ、受講者一人一泊あたりに要する宿泊施設の維持管理経費等と国の機関が所有する施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費1,450円との合計金額が、民間宿泊施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費5,910円よりも、約1,822円割高になっており、延べ宿泊者数（注）分で合計約7,590千円割高になっている。

(注) 「延べ宿泊者数」は、平成21年度における当該宿泊施設の延べ宿泊者数（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始に宿泊している者も含んでいる。（4,166人日））を示している。

表5 情政研の宿泊施設の維持管理経費等（平成21年度）（単位：千円、人日）

維持管理経費 (A)	宿泊施設の取得額等を耐用年数で除した額 (B)	延べ宿泊者数 (C)	一人一泊当たりの維持管理経費等 ((A+B) ÷ C)	一人一泊当たりの割高分 (D)	延べ宿泊者数における割高分 (C × D)
17,110	9,062	4,166	6.282	1.822	7,590

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「維持管理経費」欄は、宿泊施設の維持管理に要した光熱水料、警備費、清掃費等をいう。なお、宿泊施設の維持管理経費がその他の施設・設備と一体となっている場合は、宿泊施設分を按分している。
 3 「宿泊施設の取得額等を耐用年数で除した額」欄は、宿泊施設の取得額、模様替等による価格増の合計額を耐用年数（47年）で除した額を示している。
 4 「一人一泊当たりの割高分」欄は、一人一泊当たりの維持管理経費等（6,282円）と国の機関が所有する場合に支給される一泊当たりの旅費（1,450円）との合計金額から民間宿泊施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費5,910円を除いた額との差額を示している。

(4) 体育施設の設置状況等

情政研には、体育施設として体育館及びテニスコートが設置されているものの、業務の遂行に必要な不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施していないことから、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられる。また、平成 21 年度の体育施設の研修による稼働状況をみると、研修では全く利用されていなかった。

なお、体育館については講堂として研修の入所式等に利用されており、また、テニスコートについては休日に地元自治体に有料で開放している。

2 統計研修所

(1) 統計研修所の設置概要

統計研修所は、総務省組織令第 131 条で「国家公務員及び地方公務員に対する統計に関する研修を行うこと」とされ、国家公務員及び地方公務員を対象に統計に関する研修等を実施している。

(2) 統計研修所の研修実績や稼働状況等

統計研修所は、平成 21 年度に年間 23 研修を実施し、937 人（うち国家公務員 320 人）が受講しており、最近の研修数及び受講者数に大幅な変化はない。

表 6 統計研修所の研修数及び受講者数の推移

(単位：研修、人)

区分	平成 17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	
						伸び率
研修数	20	21	23	22	23	115.0
受講者数	764	961	958	982	937	122.6
うち国家公務員	311	298	308	286	320	102.9

(注) 当省の調査結果による。

また、統計研修所で実施している研修内容をみると、すべての研修が座学形式や演習形式により実施されており、必ずしも当該施設でなければ研修が実施できないものではないと考えられる。

統計研修所の平成 21 年度の教室の稼働状況をみると、教室の平均稼働率は 18.6%と低く、教室の稼働率は第 1 教室が 34.7%、第 2 教室が 23.6%となっているものの、それ以外の教室では大会議室 8.7%、演習室 7.4%と低く、教室の稼働が非効率な状況となっている。

なお、統計研修所において、土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除いた 242 日（平成 21 年度）のうち教室を全く使用していない日は 118 日（48.8%）ある。

表 7 統計研修所の各研修室の利用実績及び稼働率（平成 21 年度）

(単位：人、日、%)

区分	第 1 教室	第 2 教室	演習室	大会議室	平均
定員	36	39	10	80	—
研修利用日数	84	57	18	21	—

稼働率	34.7	23.6	7.4	8.7	18.6
-----	------	------	-----	-----	------

(注) 当省の調査結果による。

平成21年度の宿泊施設の稼働状況をみると、稼働率は7.7%と教室の稼働状況と同様に低く、宿泊施設として極めて非効率な利用状況となっている。また、研修による年間最多宿泊日の利用人数は15人であり、当該日の宿泊者率（宿泊可能人数に対する宿泊者数の割合）は39.5%となっている。ちなみに年間最多宿泊日（利用人数15人）は、4日となっている。

表8 統計研修所の宿泊施設の稼働状況（平成21年度）（単位：人日、%、人、日）

区分	宿泊室の稼働状況			年間最多宿泊日の状況		
	年間利用可能人日(A)	年間宿泊人日(B)	稼働率(B)/(A)×100	利用人数(C)	利用期間	宿泊者率(C)/38×100
定員38人	7,068	547	7.7	15	4	39.5

(注) 当省の調査結果による。

(3) 研修施設の維持管理経費等

統計研修所の平成21年度の施設の維持管理経費等は、少なく見積もっても12,067千円となっている。

表9 統計研修所の維持管理経費等（平成21年度）（単位：千円）

人件費	維持管理経費	建物の取得額等を耐用年数で除した額	合計
0	8,887	3,180	12,067

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「人件費」欄は、職員の人件費のうち、管理人、調理人及び賄い人の人件費を示している。

3 「維持管理経費」欄は、研修施設の維持管理に要した光熱水料、警備費、清掃費等の合計を示している。

4 「建物の取得額等を耐用年数で除した額」欄は、研修施設の主な建物の取得額、模様替等による価格増の合計額を耐用年数（47年）で除した額を示している。

3 共同研修所への移転計画

統計研修所は、「国有財産の有効活用に関する報告書」（平成19年6月15日）において、西ヶ原（東京都北区）に建設予定の共同研修所に移転することとされており、統計研修所以外の入居予定官署は、国家公務員研修センター、財務総合政策研究所本所、会計センター、厚生労働省白金台分室（研修機能部分）となっている。

共同研修所（平成26年度完成予定）の設計は、平成22年度末から実施する予定となっており、設計業務の中で入居予定官署へのヒアリング等を実施し状況の変化に応じて必要な見直しを行い平成23年度中に設計を完了する予定である。

そのため、共同研修所の規模を変更することは可能であると考えられる。

4 総務省の今後の取組

以上の状況を踏まえると、総務省においては、非効率な状況となっている情政研について、i) 教室等は、研修施設の共同利用による省内での一体的な運用を図る等により有効活用を図ること、ii) 研修を実施するに当たって必ずしも設置する必要がないと考えられる体育施設は、種類

や形状を踏まえ廃止等すること、iii) 国が維持管理することが割高となっている宿泊施設は、経費の節減、他機関への施設の貸出しなどの有効活用方策を講じた上で、依然として国費の支出が割高になる場合は、宿泊施設を廃止・縮小することが必要であると考ええる。

また、非効率な状況となっている統計研修所については、国の予算の効率的・効果的な執行を図る観点から、情政研への研修機能の移転等に要する経費と共同研修所への移転等に要する経費とを比較するなど、移転について総合的に比較検討する必要があると考えられる。

主な資産等

○ 指摘した研修施設の土地及び主な建物の資産価値の合計は、7,688,917 千円である。

表 指摘した研修施設の主な資産 (単位：㎡、千円)

区分		面積	資産価値
情政研	土地	14,546	4,435,390
	主な建物	7,667	1,708,572
統計研修所	土地	1,286	1,407,542
	主な建物	3,398	137,413
合計		—	7,688,917

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 「主な建物」欄には、延べ床面積を記載した。
 3 「資産価値」欄には、直近の国有財産台帳の現在額を記載した。

○ 統計研修所の研修機能を情政研等へ移転することにより、維持管理経費（年間で8,887 千円）を節減することが可能である。

表1-(1)-⑧

件名	研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等を行うことが可能とみられるもの		
研修施設名	法務総合研究所 札幌支所	仙台支所	
所在地	札幌市東区北28条東3-3-1	宮城県仙台市青葉区川内澱橋通12-5	
設置根拠	法務省組織令（平成12年政令第248号）第62条		
主な研修対象者	法務省職員（ただし、矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員は除く。）		
定員	5人（すべて兼務）	5人（すべて兼務）	
敷地	2,728㎡	3,198㎡	
主な施設の設置状況	教室等	教室3室、ゼミナール室1室（定員140人） 建て面積711㎡、延べ床面積1,836㎡	教室2室、ゼミナール室1室（定員150人） 建て面積1,376㎡、延べ床面積4,049㎡
	宿泊施設	宿泊室44室（定員44人） 建て面積604㎡、延べ床面積1,978㎡	宿泊室60室（定員60人） （研修施設と一体）
	体育施設	体育館（432㎡：研修施設と一体）	体育館（366㎡：研修施設と一体）
予算（平成21年度）	46,953千円	39,005千円	
研修実施状況（平成21年度）	研修数	3研修	7研修
	受講者数	延べ1,232人	延べ1,372人
	宿泊者数	延べ932人	延べ1,022人
	稼働率	施設全体：16.9%、教室平均：4.2%、宿泊施設：11.4%	施設全体：20.7%、教室平均：6.9%、宿泊施設：9.2%
研修施設名	法務総合研究所 名古屋支所	福岡支所	
所在地	名古屋市北区浪打町2-7-1	福岡市中央区小笹1-22-47	
設置根拠	法務省組織令（平成12年政令第248号）第62条		
主な研修対象者	法務省職員（ただし、矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員は除く。）		
定員	5人（すべて兼務）	5人（すべて兼務）	
敷地	4,398㎡	4,979㎡	
主な施設の設置状況	研修施設等	教室4室（定員105人） 建て面積350㎡、延べ床面積1,046㎡	教室2室、ゼミナール室1室（定員120人） 建て面積629㎡、延べ床面積1,241㎡
	宿泊施設	宿泊室54室（定員54人） 建て面積1,021㎡、延べ床面積3,618㎡	宿泊室37室（定員74人） 建て面積373㎡、延べ床面積1,117㎡
	体育施設	体育館（510㎡：研修施設と一体） テニスコート（656㎡）	体育館（744㎡）
予算（平成21年度）	45,446千円	39,342千円	
研修実施状況（平成21年度）	研修数	12研修	14研修
	受講者数	延べ4,798人	延べ3,511人
	宿泊者数	延べ3,609人	延べ2,484人
	稼働率	施設全体：54.5%、教室平均：21.0%、宿泊施設：35.9%	施設全体：32.6%、教室平均：12.1%、宿泊施設：18.0%

[説明]

法務省法務総合研究所（以下「法総研」という。）は、本所と8支所（札幌、仙台、牛久、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）を設け、矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く法務省職員に対して研修を実施している。各支所で行う研修（本所が定める「検察事務官研修要綱」（平成21年12月18日付け法研修2部第2007号）等の研修要綱に基づく地方研修。以下「要綱研修」という。）は、事務及び予算の効率的な実施・執行を図る観点から、各支所の施設内容や研修の実施状況等を年度ごとに勘案して本所の指示により、特定の支所に集約化して実施されている。

一方、法総研の各支所の研修施設や宿泊施設等の平成21年度の稼働状況をみると、要綱研修を集約化して実施していることにより稼働率にばらつきがみられ、単独で研修施設を設けている札幌、仙台、名古屋及び福岡の各支所においては、教室平均稼働率が20%未満と低調になっているなど、研修施設として非効率な利用状況となっている。また、単独で研修施設を設けている各支所の平成21年度の維持管理経費等と、同支所で実施している研修を民間の施設（貸会議室、宿泊施設）で行った場合に要する費用を試算し、比較すると、研修施設を維持するよりも民間施設を利用した方が国の支出全体が安くなる場合がみられた。

他方、単独で研修施設を設けている札幌、仙台、名古屋及び福岡の各支所においては、体育施設として体育館やテニスコートが設置されているものの、業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施していないことから、研修を実施するに当たって必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられる。

法務省においては、研修を実施するに当たって、必ずしも設置する必要がない法総研の各支所の体育施設について、種類や形状を踏まえて廃止等すること、また、法総研支所の研修施設について、事務及び予算の効率的な実施・執行、国有財産の有効活用を図る観点から、要綱研修の集約化の取組を推進するとともに、矯正研修所支所との共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等を行うことが必要であると考えられる。

1 各支所の研修施設の設置状況

法総研は、本所と8支所（札幌、仙台、牛久、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）を設け、矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く法務省職員に対して研修を実施している。各支所の施設の設置状況をみると、支所が単独で研修施設を設置しているものが札幌、仙台、名古屋及び福岡の各支所、合同庁舎に入所しているものが大阪、広島及び高松の各支所、研修以外の機能を有する建物等に研修を実施するための教室等を設置しているものが牛久支所となっている。

各支所とも研修施設に宿泊する施設を設置しており、このうち高松支所では矯正研修所高松支所と合同で宿泊施設を設置・運営している。

表1 各支所の研修施設の設置形態

(単位：教室、人)

支所名	研修施設の設置形態			教室数	宿泊定員	体育施設	設置形態等に関する特記事項
	単独	合庁	複合				
札幌	○			4	44	体育館	研修室、宿泊室及び体育施設が一体の施設（平成7年度竣工）
仙台	○			3	60	体育館	同上（平成13年度竣工）
牛久			○	6	80	体育館	入国管理関係の研修のみ実施 東日本入国管理センターと合築
名古屋	○			4	54	体育館 テニスコート	研修室と宿泊施設は一体の施設（平成6年度竣工）
大阪		○		2	62	体育館 グラウンド	
広島		○		1	40	—	宿泊施設は合同庁舎敷地内
高松		○		1	38	—	宿泊施設は矯正研修所高松支所と合同設置・運営
福岡	○			3	74	体育館	研修室と宿泊施設が一体の施設 体育施設は別棟（昭和63年度竣工）

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「研修施設の設置形態」欄の「単独」は支所が単独で研修施設を設置している場合、「合庁」は支所が合同庁舎に入居している場合、「複合」は研修以外の機能を有する建物等に研修を実施するための教室等を設置している場合（ただし、合同庁舎を除く。）を示す。

2 支所における研修の実施体系等

(1) 支所における研修体系

支所では、法務総合研究所組織規則（平成13年法務省令第7号）第20条に基づき、研修の実施に関する事務をつかさどることとされており、要綱研修や、各地方支分部局が独自に実施する研修を実施している。

なお、要綱研修は、研修要綱により原則として全寮制で行うこととされている。

表2 要綱研修の種類等

研修区分	研修実施根拠	左記に基づく研修				
		初等科	初任科	中等科	専修科	特別科
検察事務官研修	検察事務官研修要綱（平成21年12月18日付け法研修2部第2007号）	○	—	○	○	○
保護局関係職員研修	保護局関係職員研修要綱（平成20年5月20日付け法研修2部第893号）	○	—	—	—	—
法務局・地方法務局職員研修	法務局・地方法務局職員研修要綱（平成21年3月3日付け法研修3部第243号）	○	—	○	○	—
入国管理局関係職員研修	入国管理局関係職員研修要綱（平成22年3月29日付け法研修3部第465号）	○	○	○	—	—

(注) 当省の調査結果による。

(2) 支所における研修の集約化

要綱研修については、昭和48年度以降、順次、本所の指示により、研修及び研修事務の効率化の観点から、研修を集約して実施している（注1）。例えば、平成21年度に仙台支所管内においては、5研修（注2）の予定であったものを、3研修に集約化して他の支所で行っている。

なお、入国管理局関係職員研修については、牛久支所や浦安総合センターで実施していたが、

入国管理関係職員の採用数が増加し、両施設では手狭となったため、平成 22 年度においては、研修の一部を大阪支所で実施している。

(注 1) 検察事務官初等科研修は平成 10 年度、検察事務官中等科研修は 9 年度、検察事務官専修科研修は 14 年度、保護局関係職員初等科研修は昭和 48 年度、法務局・地方法務局職員初等科研修は平成 5 年度、法務局・地方法務局職員中等科研修は昭和 49 年度、法務局・地方法務局職員専修科研修は平成 15 年度に、本所から集約して実施するよう指示がなされている。

(注 2) 検察事務官研修の特別科、専修科、中等科及び初等科並びに法務局・地方法務局職員研修の専修科の 5 研修

表 3 地方研修の集約化状況

(単位：回)

研修区分		研修開催支所等											計
地方研修名	年度	札幌	仙台	牛久	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	関東	東京		
検察事務官研修	特別科研修	平成 20	1	1		1	1	1	1	1		1	8
		21	1	1		1	1	1	1	1		1	8
	専修科研修	20	1			1	1	1				2	6
		21				1	1					1	3
	中等科研修	20		1		1	1			1		2	6
		21	1			1	1			1		2	6
	初等科研修	20	1			1	1	1				1	5
		21		1		1	1			1		1	5
	保護局関係職員研修	初等科研修	20									1	1
			21									1	1
法務局・地方法務局職員研修	専修科研修	20		1		1	1			1		2	6
		21				1	1					2	4
	中等科研修	20										1	1
		21										1	1
	初等科研修	20											0
		21											0
入国管理局関係職員研修	中等科研修	20			3							3	
		21			3							3	
	初任科研修	20			2							2	
		21			2							2	
	初等科研修	20			4							4	
		21			4							4	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「研修開催支所等」欄は、法総研の支所名称を示す。ただし、「関東」は関東地方更生保護委員会を、「東京」は、浦安総合センターを示す。

3 単独の研修施設を有する各支所の研修施設及び宿泊施設の稼働率等

(1) 単独の研修施設を有する各支所の研修施設及び宿泊施設の稼働率

単独で研修施設を設けている札幌、仙台、名古屋及び福岡の各支所における平成 21 年度の稼働状況をみると、次のとおり、低調であり、研修施設として極めて非効率な利用状況となっている。

- i 研修実施日数でみると、札幌及び仙台的各支所が 50 日以下（平均で週 1 日未満）となっており、また、福岡支所が 79 日（平均で週 2 日未満）となっている。さらに、要綱研修だけで見ると、いずれの支所も平均で週 2 日未満となっている。
- ii 教室の平均稼働率でみると、札幌、仙台及び福岡の各支所が 20% 未満となっている。また、要綱研修だけで見ると、いずれの支所も 12% 以下となっている。
- iii 宿泊施設の稼働率をみると、札幌、仙台及び福岡の各支所が 20% 未満となっている。また、

要綱研修だけで見ると、いずれの支所も21%以下となっている。

表4 法総研の各支所の施設稼働状況（平成21年度）（単位：日、人日、%）

支所名	施設全体		教室（平均）		宿泊施設	
	研修実施日数	稼働率	延べ利用日数	稼働率	延べ利用日数	稼働率
札幌	41 (33)	16.9 (13.6)	41 (33)	4.2 (3.4)	932 (740)	11.4 (9.0)
仙台	50 (27)	20.7 (11.2)	50 (27)	6.9 (3.7)	1,022 (563)	9.2 (5.0)
名古屋	132 (75)	54.5 (31.0)	203 (111)	21.0 (11.5)	3,609 (2,059)	35.9 (20.5)
福岡	79 (56)	32.6 (23.1)	88 (56)	12.1 (7.7)	2,484 (1,900)	18.0 (13.8)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「施設全体」及び「教室（平均）」の「稼働率」欄は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日（242日（平成21年度）））に対する割合を示す。「宿泊施設」の「稼働率」は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）を除いた日（186日（平成21年度））に対する割合を示す。

3 「宿泊施設」の「延べ利用日数」欄は、年間の宿泊可能日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日並びに年末年始開始日の前日を除いた日（186日（平成21年度））を基に算出している。

4 （ ）内は、要綱研修として支所が実施すべき研修のみの値である。

(2) 単独の研修施設を有する各支所の体育施設の設置状況及び稼働状況

単独で研修施設を設けている札幌、仙台、名古屋及び福岡の各支所における体育施設の設置状況をみると、体育館を4つの支所すべてで、テニスコートを名古屋支所で設置しているが、業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施していないことから、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられる。

また、平成21年度の体育施設の研修による稼働状況をみると、テニスコートは研修では全く利用されておらず、体育館の研修での利用は、札幌支所が1日、仙台支所が4日、名古屋支所が6日、福岡支所が6日となっている。

なお、札幌、仙台及び名古屋の各支所の体育館は、研修室及び宿泊施設と構造が一体となっている。

(3) 研修施設を維持している支所における研修の実施状況及び施設の稼働状況

研修の実施状況や施設の稼働状況等について仙台支所を例に詳細にみると、次のとおりである。

ア 研修の実施状況

仙台支所の研修数及び受講者数をみると、要綱研修の集約化の影響から、研修数は2から4研修と少なく、受講者数は40人弱から100人弱と年により大幅に変化している。

表5 仙台支所の研修数及び受講者数の推移（単位：研修、人）

区分		平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
研修数	仙台支所	4	3	2	4	2
	その他機関	—	2	5	4	5

	合計	—	5	7	8	7
受講者数	仙台支所	85	98	37	97	39
	その他機関	—	66	124	109	123
	合計	—	164	161	206	162

(注) 1 当省の調査結果による。

2 仙台支所以外の研修（仙台法務局主催）も毎年、仙台支所で実施されているが、平成 17 年度実績は文書保存期間が満了しているため不明であることから「—」とした。

3 札幌、名古屋及び福岡の各支所においても本件と同様の状況がみられた。

イ 施設の稼働状況

仙台支所の平成 21 年度の各教室の稼働状況をみると、仙台支所が実施している研修のみによる教室の平均稼働率は 3.7%、その他の機関（仙台法務局）が仙台支所を利用した研修を含めても 6.9%と低く、第 1 教室及びゼミナール室は全く利用されていない等、研修施設として極めて非効率な利用状況となっている。

また、仙台支所における土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた 242 日（平成 21 年度）のうち教室を全く使用していない日は 192 日（79.3%）となっている。

表 6 仙台支所の各研修室の利用日数、稼働率等（平成 21 年度）（単位：人、日、%）

区分		第 1 教室	第 2 教室	ゼミナール室	計
教室定員		30	60	60	150
仙台支所	日数	0	27	0	27
	稼働率	0.0	11.2	0.0	3.7
その他の機関 （仙台法務局）	日数	0	23	0	23
	稼働率	0.0	9.5	0.0	3.2
合計	日数	0	50	0	50
	稼働率	0.0	20.7	0.0	6.9

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「稼働率」欄は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日（242 日（平成 21 年度）））に対する研修利用日数の割合を示す。

3 札幌、名古屋及び福岡の各支所においても本件と同様の状況がみられた。

また、宿泊施設の平成 21 年度の稼働状況をみると、仙台支所が実施する研修のみによる稼働率は 5.0%、その他の機関（仙台法務局）が研修で利用した場合を含めても 9.2%と教室の稼働状況と同様に低いものとなっている。また、平成 21 年度において研修による宿泊者数が最多となった日（年間で 7 日）の利用人数は、28 人であり、宿泊者率（宿泊可能人数 60 人に対する宿泊者数の割合）は 46.7%と半分程度となっている。

表 7 仙台支所の宿泊施設の稼働状況（平成 21 年度）（単位：人日、%、人、日）

利用機関	宿泊施設の稼働状況			宿泊者数の最多日の状況		
	年間利用可能 人日 (A)	年間宿泊 人日 (B)	稼働率 (B)/(A)×100	利用人数 (C)	利用期間	宿泊者率 (C)/60×100
仙台支所	11,160	563	5.0	28	7	46.7
その他の機関	11,160	459	4.1	27	4	45.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「稼働率」欄の計算は、表 4 による。

なお、「年間利用可能人日」欄の 11,160 人日は、宿泊部屋定員（60 人）に 186 日に乗じたものである。

3 札幌、名古屋及び福岡の各支所においても本件と同様の状況がみられた。

さらに、仙台支所では、体育館を設置しているが、研修による利用は年間4日間のみであり、稼働率は1.7%と極端に低くなっている。

表8 仙台支所の体育館の稼働状況（平成21年度）（単位：人日、日、%）

利用機関	利用可能日 (A)	年間利用日 (B)	稼働率 (B)/(A)×100	利用研修名(科目)
仙台支所	242	4	1.7	検察事務官初等科研修(体育)
その他の機関	242	0	0.0	
合計	242	4	1.7	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 札幌、名古屋及び福岡の各支所においても本件と同様の状況がみられた。

他方、仙台支所では、研修施設の有効活用のため、表5のとおり、その他の機関（仙台北務局）の研修に貸し出しており（平成21年度は年間5研修で23日利用）、さらに、会議室としての活用等も検討しているとしているが、仙台支所が庁舎（仙台高等検察庁や仙台北務局等）から離れたところに存在しているため、有効に活用されるまでには至っていないとしている。

なお、仙台支所では、宿泊研修の必要性について、法務省関係職員としての一体感を醸成するためとしている。

ウ 研修の実施内容

仙台支所で実施されている研修の内容をみると、ほとんどが座学形式の講義や演習であり、一部「体育」を実施している研修がみられるものの、必ずしも支所でなければ研修が実施できないものではない。

なお、その他の機関（仙台北務局）の研修内容（5研修）をみると、初日と最終日は仙台北務局の会議室を利用する場合もあり、研修を実施するに当たり、仙台支所の研修施設（教室）を確保しなくとも自局の会議室でも実施が可能なものとなっていると考えられる。

表9 仙台支所で実施されている研修及びその研修に係る研修会場（単位：人、日）

区分	研修名称	参加人数	研修会場利用日数			
			仙台支所	法務局会議室	その他	計
要綱研修	検察事務官初等科研修	28	※19	0	1	20
	検察事務官特別科研修	11	8	0	0	8
その他の機関 (法務局)の 研修	新任登記官研修	34	3	2	0	5
	人権実務研修	26	4	1	0	5
	戸籍・国籍実務研修	24	5	0	0	5
	測量講習会	12	11	2	2	15
	中間監督者研修	27	2	2	0	2

(注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 「検察事務官初等科研修」の「仙台支所」欄の19日のうち3日は、体育(6単位)を実施している。また、同研修の「その他」欄の1日は、施設見学である。

3 「測量講習会」の「仙台支所」欄の11日のうち4日は、法総研と実習場の双方で研修を実施している。

4 札幌、名古屋及び福岡の各支所においても本件と同様の状況がみられた。

4 各支所の研修施設に係る維持管理経費等

単独で研修施設を設けている札幌、仙台、名古屋及び福岡の各支所における施設の維持管理経

費等をみると、表 10 のとおり、おおむね 37,000 千円から 58,000 千円となっている。

表 10 支所が単独で設置している研修施設の維持管理経費等（平成 21 年度）（単位、千円、人）

支所名	人件費 A	維持管理経費 B	建物の取得額等を耐用年数で除した額 C	延べ受講者数 D	受講者一人当たりの維持管理経費等 (A+B+C)/D
札幌	0	34,053	23,867	1,232	47.0
仙台	0	26,105	13,410	1,372	28.8
名古屋	0	30,992	18,059	4,798	10.2
福岡	0	26,442	10,858	3,511	10.6

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「人件費」欄は、職員の人件費のうち、管理人、調理人及び賄い人の人件費である。

3 「維持管理経費」欄は、研修施設の維持管理に要した光熱水料、警備費、清掃費等の合計を示している（以下同じ）。

4 「建物の取得額等を耐用年数で除した額」欄は、研修施設の主な建物の取得額、模様替等による価格増の合計額を耐用年数（47年）で除した額を示している（以下同じ）。

5 法総研の各支所以外で研修を実施した場合の費用との比較

単独で研修施設を設けている札幌、仙台、名古屋及び福岡の各支所については、支所以外で研修を実施する場合、合同庁舎内の会議室や民間の貸会議室で実施するなどの方法が考えられる。

仮に支所で実施されているすべての研修を民間の貸会議室で実施した場合に要する費用（概算）と、支所で実施する場合の費用について、平成 21 年度の受講者一人当たりの維持管理経費等が最も高い札幌支所の例で比較すると以下のとおりになる。

（試算 1）

札幌支所で実施されているすべての研修を民間の貸会議室で実施した場合に要する費用（概算）を次の①から⑥までの条件の下で試算すると、15,372 千円を要する。

① 平成 21 年度の札幌支所の延べ教室利用日数（室日）は、41 室日

② 札幌支所の最多定員の教室は第 2 教室で、定員は 60 人

③ ①、②を踏まえ、60 人収容可能な民間の貸会議室を 41 日（1 日 9 時間）利用

④ 研修の準備及び研修関係資料の保管場所として貸会議室を③と同じ日数（1 日 24 時間）利用

⑤ 札幌駅徒歩 20 分圏内で貸会議室を利用（1 日の利用料金は 104 千円）

⑥ その他研修を実施する上での追加費用（パソコン賃貸料等 377 千円）

また、法務省所管内国旅費取扱規程（昭和 62 年 9 月 16 日付け会訓第 650 号）によると、札幌支所の宿泊施設を利用しなかった場合は、5,910 円の日額旅費が研修受講者に支給されることとなっている。このため、支所が設置している宿泊施設を利用した場合に支給される日額旅費（1,550 円）と比べ、4,360 円割高となり、平成 21 年度の札幌支所の延べ宿泊利用者数（1,824 人）分では、7,953 千円割高となる。

以上を基に、札幌支所を利用する場合の費用（維持管理経費等）と札幌支所以外で研修を実施した場合の費用を比較すると、次の表のとおり、札幌支所を利用する場合が少なくとも 57,920 千円、民間の貸会議室を利用するなど札幌支所を利用しない場合が 23,325 千円となり、札幌支所を利用せずに民間の貸会議室を利用の方が年間で約 34,595 千円安くなっている。

表 11 札幌支所の利用の有無による費用比較（平成 21 年度）（単位：千円）

区分	維持管理経費等	貸会議室等利用料	追加的に発生する旅費支給額	合計	差（A－B）
札幌支所利用	57,920	—	—	57,920（A）	34,595
札幌支所未利用	—	15,372	7,953	23,325（B）	

（注）1 当省の調査結果による。

2 「維持管理経費等」欄は、維持管理経費ほか、建物の取得額等を耐用年数で除した額を加えたものである（以下同じ）。

なお、民間の貸会議室を利用する場合のほかに、公的機関の施設を利用したり、庁舎の会議室を活用することにより、民間の貸会議室を借用して研修を実施した場合に要する費用の節約が可能となると考える。

一方、宿泊を伴う研修を実施するに当たって、自ら宿泊施設を設置せずに、民間の宿泊施設を活用することにより研修を実施する方法が考えられる。

仮に支所で実施されている研修の宿泊場所を民間の宿泊施設等に変更した場合における国の支出について、平成 21 年度の受講者一人当たりの維持管理経費等が最も高い札幌支所の例で比較すると以下のとおりになる。

（試算 2）

札幌支所における研修の受講者一人一泊当たりに要する宿泊施設の維持管理経費等は、次の表のとおり、14,631 円の費用がかかっており、法総研の各支所に宿泊する場合に受講者に支給される一泊当たりの旅費が 1,550 円となっていることから、札幌支所を利用した場合の宿泊施設の一人当たりの国の支出額は、16,181 円となっている。

一方、研修の受講者が民間宿泊施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費は、5,910 円（注）となっており、民間宿泊施設を利用するよりも札幌支所に宿泊する方が一人一泊当たり 10,271 円割高になっている。

（注）国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）等により、民間の宿泊施設を利用する 30 日未満の旅行行程の場合に支給している日額旅費

表 12 札幌支所の宿泊施設の一人当たりの国の支出額（単位：千円、人日）

区分	宿泊施設の維持管理経費	宿泊施設の取得額等を耐用年数で除した額	延べ宿泊者数	一人一泊当たりの維持管理経費等 (a + b) ÷ c = d	日額旅費	宿泊施設の一人当たりの国の支出額 d + e = f	民間宿泊施設に宿泊する場合の支給額との差 (f - 5.91)
	a	b	c	c = d	e	d + e = f	(f - 5.91)
札幌支所	16,693	9,994	1,824	14.631	1.550	16.181	10.271

（注）1 当省の調査結果による。

2 「宿泊施設の維持管理経費」欄は、平成 21 年度における宿泊施設の維持管理に要した光熱水料、警備費、清掃費等をいう。

3 「宿泊施設の取得額等を耐用年数で除した額」欄は、宿泊施設の取得額、模様替等による価格増の合計額を耐用年数（47 年）で除した額を示している。

4 「延べ宿泊者数」欄は、平成 21 年度における当該宿泊施設の延べ宿泊者数（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始に宿泊している者も含む。）を示している。

5 日額旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律等により、法総研の各支所の宿泊施設を利用する場合に支給している旅費を示す。

なお、民間宿泊施設に宿泊する場合に比べて、国費の支出が割高となっている支所（宿泊施設）は、次のとおりである。

表 13 国費の支出が割高となっている法総研の支所

(単位：千円、人日)

区分	宿泊施設の 維持管理経 費 a	宿泊施設の 取得額等を 耐用年数で 除した額 b	延べ宿泊者 数 c	一人1泊当 たりの維持 管理経費等 (a + b) ÷ c = d	日額旅費 e	宿泊施設の 一人当たり の国の支出 額 d + e = f	民間宿泊施 設に宿泊す る場合の支 給額との差 (f - 5.91)
仙台支所	6,047	1,212	1,448	5.013	1.550	6.563	0.653
名古屋支所	23,183	14,327	6,489	5.781	1.550	7.331	1.421

(注) 当省の調査結果による。

6 他の施設の動向

今回、調査した研修施設の中には、教室、宿泊施設等を備えた研修等を実施するための施設を設置していたが、稼働率が低調となっていたため、合同庁舎内の会議室で研修を実施することにより、当該施設を廃止又は廃止を決定しているものがみられた。

一方、法総研の各支所管内の他施設の中には、施設稼働率は一定程度あるものの、施設規模が大きいため教室の平均稼働率が低調となっており、国有財産の有効活用の観点から共同利用を積極的に推進すべき施設(注1)や、耐震工事等の大規模修繕を必要としている等、今後、施設を維持管理し使用続けるには相当程度の国費の支出が見込まれる施設(注2)もみられる。

(注1) 説明図表1-(4)-③等参照

(注2) 仙台支所と同じ市内にある法務省矯正研修所仙台支所は、昭和46年3月に竣工したものであり、近年、各所修繕を重ねてきていたが、耐震構造とはなっていないことから、仙台地方整備局営繕部による各所修繕を予定している等当該施設を維持管理し、使用し続けるには今後も相当程度の支出が必要となっている。

7 法務省の今後の取組

以上の状況を踏まえると、法務省においては、研修を実施するに当たって必ずしも設置する必要がない法総研の各支所の体育施設について、種類や形状を踏まえて廃止等すること、また、法総研の各支所において実施している要綱研修の集約化の取組を推進するとともに、矯正研修所支所との共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、法総研支所の研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等をすることが必要であると考えられる。

主な資産等

○ 指摘した研修施設の土地及び主な建物の資産価値の合計は、3,178,188千円である。

表 単独の施設となっている各支所の主な資産価値等 (単位：㎡、千円)

区分	面積	資産価値
札幌支所	土地	2,728
	主な建物	4,246
仙台支所	土地	3,198
	主な建物	4,049
名古屋支所	土地	4,398
	主な建物	4,664
福岡支所	土地	4,979
	主な建物	3,102
合計	—	3,178,188

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「主な建物」欄には、延べ床面積を記載した。

3 「資産価値」欄には、直近の国有財産台帳の現在額を記載した。

表1-(1)-⑨

件名	研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等をすることが可能とみられるもの		
研修施設名	農林水産研修所（本所）	農林水産研修所つくば館	
所在地	東京都八王子市廿里町 36- 1	茨城県つくば市榎戸 748- 1	
設置根拠	農林水産省組織令（平成 12 年政令第 253 号）第 86 条	農林水産研修所の事務分掌及び組織の細目に関する規程（平成 15 年 6 月 30 日付け 15 農修第 157 号）第 2 条	
主な研修対象者	農林水産省の職員並びに農林水産省の所掌事務に係る事項を担当する地方公共団体及びこれに準ずる団体職員		
定員	17 人	14 人	
敷地	16, 699 m ²	2, 188 m ²	
主な施設の設置状況	教室等	教室 10 室（定員 347 人） 建て面積 708 m ² 延べ床面積 1, 433 m ² （一部宿泊施設に併設）	教室 7 室（定員 100 人） 建て面積 529 m ² 延べ床面積 1, 917 m ²
	宿泊施設	50 室（宿泊定員 200 人） 建て面積 1, 239 m ² 延べ床面積 3, 317 m ²	—
	体育施設	多目的コート（1, 270 m ² ） テニスコート（806 m ² ）	—
予算（平成 21 年度）	605, 354 千円（うち耐震工事に伴う施設整備費 319, 874 千円）	152, 744 千円	
研修実施状況（平成 21 年度）	研修数	31 研修	47 研修
	受講者数	延べ 10, 037 人	延べ 3, 878 人
	宿泊者数	延べ 7, 017 人	—
	稼働率	施設全体：69. 4% 教室平均：14. 5% 宿泊施設：18. 9%	施設全体：50. 0% 教室平均：16. 6%
[説明]			
<p>農林水産研修所本所（以下「本所」という。）は、主に農林水産省職員（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和 29 年法律第 141 号）の適用者を除く。）を対象として、計画的養成研修（職員の段階に応じて実施する研修）等を実施している。</p> <p>本所の平成 21 年度の教室の稼働状況をみると、教室の平均稼働率は 14. 5%と低調であることから、効率的に教室を運用する余地があると考えられる。</p> <p>また、本所には、体育施設（多目的コート及びテニスコート）が設置されているものの、業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施していないことから、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられる。</p> <p>一方、農林水産研修所では本所とは別に、食品の表示の適正化及び安全性の確保に関する技術についての研修などを実施するための研修施設として、農林水産研修所つくば館（以下「つくば館」という。）が置かれているが、教室の稼働状況をみると、教室の平均稼働率は 16. 6%と低調となっており、研修施設を効率的に運用する余地があると考えられる。</p> <p>他方、同一ブロック内には、同一省内の複数の研修施設（植物防疫所研修センター（神奈川県横浜市）、関東農政局土地改良技術事務所（埼玉県川口市）、森林技術総合研修所（東京都八王子市）、森</p>			

林技術総合研修所林業機械化センター（群馬県沼田市）が所在しており、中には稼働率が低調となっている研修施設もみられる。

農林水産省においては、本所について、施設の一部（体育施設）の廃止や、非効率となっている同一ブロック内に所在する他の研修施設を含め、研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用などにより、研修施設の規模の縮小又は有効活用等を図る必要があると考えられる。さらに、このような取組を継続的に実施しても依然として非効率な状況となる場合は、研修施設の廃止も含めた見直しを行う必要があると考えられる。

1 農林水産研修所の設置概要及び研修の実施状況

農林水産研修所は、農林水産省組織令（平成 12 年政令第 253 号）第 88 条で「農林水産研修所は、農林水産省の職員並びに農林水産省の所掌事務に係る事項を担当する地方公共団体及びこれに準ずる団体職員に対し、その職務を行うのに必要な研修（森林技術総合研修所の所掌に属するものを除く。）を行う事務をつかさどる」とされ、農林水産省の職員及び農林水産行政を担当する地方公共団体等の職員を対象に研修を実施するため、東京都八王子市内に「本所」を設置している。

一方、農林水産研修所では本所とは別に、茨城県つくば市に農林水産省組織規則第 142 条に規定される食品の表示の適正化及び安全性の確保に関する技術についての研修などを実施するための研修施設として、「農林水産研修所の事務分掌及び組織の細目に関する規程」（平成 15 年 6 月 30 日付け 15 農修第 157 号）第 2 条の規定により「つくば館」が設置されている。

なお、農林水産省では、「国有財産の有効活用に関する報告書」（平成 19 年 6 月 15 日付け国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議）に基づき、平成 20 年度末に食料消費技術研修館を廃止し、21 年度からその機能を本所へ移転する研修施設の見直しを行なっている。

また、本所では、施設が耐震構造となっていなかったことから、平成 21 年度に大規模修繕を実施している。

（1）本所における研修の実施状況

ア 本所における研修の概要

本所で行う研修は、「農林水産省職員研修要領」（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 秘第 602 号）に基づき、主に農林水産省職員（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法適用者を除く。）を対象として、①計画的養成研修（職員の段階に応じて実施する研修）、②能力開発研修（農林水産行政に求められる特定の能力を向上させるための研修）を実施している。

イ 本所の施設の稼働状況等

i 教室の稼働状況

本所の平成 21 年度の教室の稼働状況をみると、教室の平均稼働率は 14.5%となっており、個々の教室の稼働率をみると、10%未満の教室が 6 室あり、教室の稼働が非効率なものとなっていることから、効率的に教室を運用する余地があると考えられる。

なお、第 5 教室は、研修生の集会室としているが、教室として使用することは十分可能とみられる。

表1 本所の各教室の利用実績及び稼働率（平成21年度）（単位：人、日、％）

区分	第1教室	第2教室	第3教室	第4教室	第5教室	第1演習室	第2演習室	第3演習室	第4演習室	第5演習室	平均
定員	112	48	64	24	24	15	15	15	15	15	—
研修利用日数	149	56	49	21	0	24	25	14	8	5	—
稼働率	61.6	23.1	20.2	8.7	0.0	9.9	10.3	5.8	3.3	2.1	14.5

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「稼働率」欄は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日（242日（平成21年度）））に対する研修利用日数の割合を表す（以下同じ）。

3 本所庁舎耐震工事に伴う仮庁舎使用期間（平成21年9月から22年2月まで）の教室の稼働状況は本所施設に当てはめて算出している（仮庁舎の教室名→本所の教室名：講堂→第1教室、第1教室→第2教室、第2教室→第1演習室、第3教室→第2演習室、第4教室→第4教室）。

ii 宿泊施設の稼働状況

本所は、遠方からの受講者の利便性等のために宿泊施設（宿泊室50室、定員200人）設置しており、平成21年度の宿泊施設の稼働状況をみると宿泊施設の稼働率（注）は18.9%となっている上、最多宿泊人数115人（計4日）にとどまっており、施設の稼働が非効率なものとなっていることから、効率的に運用する余地があると考えられる。

(注) 宿泊施設の稼働率の計算は、次のとおり。

$$\text{宿泊施設の稼働率} = \text{年間宿泊人日} \div \text{年間利用可能人日} \times 100\%$$

年間宿泊人日：平成21年度に当該宿泊施設に宿泊した人の延べ宿泊日数（7,017人日）
 （ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）に宿泊した者は除く。）

年間利用可能人日：宿泊部屋定員（200人）×186日（平成21年度）（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）を除いた日）

なお、本所では、一つの宿泊室に2段ベッドを2台設置し定員200人で運営していたが、2段ベッドが昭和30年代に設置されたもので老朽化しており、昇降時に危険が伴うこと等のため、現在、2段ベッドの上段を使用せずに1室2人として運用しているとしており、宿泊部屋定員を100人で計算すると、宿泊施設の稼働率は、37.7%となるとしている。

iii 体育施設の設置状況等

本所では、体育施設（多目的コート及びテニスコート）を設置しているが、業務の遂行に必要な不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施していないことから、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考える。

なお、平成21年度の体育施設の稼働状況をみると、研修では全く利用されていない。

ウ 本所の維持管理経費等

本所の平成21年度の施設の維持管理経費等は、少なく見積もっても29,095千円となっている。

表2 本所の維持管理経費等（平成21年度）（単位：千円）

人件費	維持管理経費	建物の取得額等を耐用年数で除した額	合計
0	23,331	5,764	29,095

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 「人件費」欄は、職員の人件費のうち、管理人、調理人及び賄い人の人件費を示している（以下同じ。）。
- 3 「維持管理経費」欄は、研修施設の維持管理に要した光熱水料、警備費、清掃費等の合計を示している（以下同じ。）。
- 4 「建物の取得額等を耐用年数で除した額」欄は、研修施設の主な建物の取得額、模様替等による価格増の合計額を耐用年数（47年）で除した額を示している（以下同じ。）。

（2）つくば館の研修の実施状況

ア つくば館における研修の概要等

つくば館で行う研修は、農林水産省職員、都道府県、市町村及び農業団体の職員等を対象として、農林水産省組織規則第142条に規定された①食品の表示の適正化及び安全性の確保に関する技術についての研修、②農業の機械化及び農業に関する普及事業についての研修、③農林漁業従事者の生活に関する知識及び技術並びに農林漁業従事者の生活に関する普及事業についての研修等を実施している。

つくば館の平成21年度の研修の実施状況をみると、座学形式の講義やグループ討議等の演習形式で研修が実施されており、つくば館で実施されているすべての研修は、必ずしもつくば館でなければ研修が実施できないものではないと考えられる。

なお、つくば館では、筑波農林研究団地の研究機関等や先進的な経営・技術導入に取り組む農業生産者との連携を行うため、当該地が選定された経緯があり、周囲の筑波農林研究団地等に所在する多くの研究機関から講師を呼びやすいなど、つくば館の立地が研修を実施する上で必要であるとしている。

イ つくば館の稼働状況

つくば館の平成21年度の教室の稼働状況をみると、教室の平均稼働率は16.6%となっており、個々の教室の稼働率をみると、10%未満の教室が2室あり、施設の稼働が非効率なものとなっている。

表3 つくば館庁舎の各教室の利用実績及び稼働率（平成21年度）（単位：人、日、%）

区分	講義室	情報技術 実習室	第1演 習室	第2演 習室	第3演 習室	第1研 修室	第2研 修室	平均
定員	40	40	10	10	10	10	10	—
研修利用日数	102	43	38	37	33	16	12	—
稼働率	42.1	17.8	15.7	15.3	13.6	6.6	5.0	16.6

（注） 当省の調査結果による。

つくば館は宿泊施設を設置していないが、研修の受講生は、筑波農林研究団地に所在する研究機関等が共同利用している農林水産技術会議事務局筑波事務所が管理する研修生宿泊施設を利用することができる。

なお、当該施設への宿泊を強制しているものではないとしている。

ウ つくば館の維持管理経費等

つくば館の平成21年度の施設の維持管理経費等は、少なく見積もっても22,619千円となっている。

表4 つくば館の維持管理経費等（平成21年度）

（単位：千円）

人件費	維持管理経費	建物の取得額等を耐用年数で除した額	合計
0	15,025	7,594	22,619

（注） 当省の調査結果による。

2 同一のブロック内に設置されている同一府省の研修施設の稼働状況等

本所及びつくば館の同一のブロック内には、同一省内の研修施設として、本所の近隣（約600メートル圏内）に森林技術総合研修所が所在しているほか、植物防疫所研修センター（神奈川県横浜市）、関東農政局土地改良技術事務所（埼玉県川口市）、森林技術総合研修所林業機械化センター（群馬県沼田市）が所在しており、中には稼働率が低調となっている研修施設もみられる。

表5 同一省のその他の施設の研修に係る稼働状況

（単位：日、%、室）

研修施設名	所在地	設置形態	施設の稼働率		教室数	教室平均稼働率		
			施設全体の稼働日数	施設稼働率		各教室の年間利用日数	教室平均稼働日数	教室平均稼働率
植物防疫研修センター	神奈川県横浜市	単独施設	136	56.2	2	259	129.5	53.5
関東農政局土地改良技術事務所	埼玉県川口市	合同庁舎	83	34.3	2	96	48.0	19.8
森林技術総合研修所	東京都八王子市	単独施設	233	96.3	5	588	117.6	48.6
森林技術総合研修所林業機械化センター	群馬県沼田市	単独施設	117	48.3	1	117	117.0	48.3

（注） 1 当省の調査結果による。

2 施設全体の稼働率は、研修実施可能日数（242日）に対する施設全体の稼働日数の割合を示す。

3 関東農政局土地改良技術事務所の研修室は、合同庁舎内にあることから研修以外にも会議室として利用されている。

3 他府省の研修施設の動向

今回、調査した研修施設の中には、教室、宿泊施設等を備えた研修等を実施するための施設を設置していたが、稼働率が低調となっていたため、合同庁舎内の会議室で研修を実施することにより、当該施設を廃止又は廃止を決定しているものがみられた。

他方、今回調査した研修施設のうち、同一府省が複数の研修施設を設置しているものの中には、研修施設の効率的な運用を図るため、別々の機関が同一施設に入居し、教室、宿泊室等を共同利用している例や単独の宿泊施設を共同利用しているなどの例がみられた。

4 農林水産省の今後の取り組み

以上の状況を踏まえると、農林水産省においては、本所について、施設の一部（体育施設）の廃止や、非効率となっている同一ブロック内に所在する他の研修施設を含め、研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用などにより、研修施設の規模の縮小又は有効活用等を図る必要があると考えられる。さらに、このような取組を継続的に実施しても依然として非効率な状況となる場合は、研修施設の廃止も含めた見直しを行う必要があると考えられる。

主な資産

○ 指摘した研修施設の土地及び主な建物の資産価値の合計は、1,210,488千円である。

表 指摘した研修施設の主な資産

(単位：m²、千円)

区分		面積	資産価値
本所	土地	16,699	656,699
	主な建物	4,762	150,245
つくば館	土地	2,188	46,624
	主な建物	1,917	356,920
合計		—	1,210,488

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「主な建物」欄には、延べ床面積を記載した。

3 「資産価値」欄には、直近の国有財産台帳の現在額を記載した。

表 1 - (1) - ⑩

件名	研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等をすることが可能とみられるもの		
研修施設名	国土技術政策総合研究所研修センター	関東地方整備局関東技術事務所（研修施設）	
所在地	神奈川県横須賀市神明町 1-12	千葉県松戸市五香西 6-12-1	
設置根拠	国土交通省組織令（平成 12 年政令第 255 号）第 193 条	地方整備局組織規則（平成 13 年国土交通省令第 21 号）第 140 条第 1 項	
主な研修対象者	国土交通省職員	関東地方整備局職員	
定員	2 人（うち 1 人は兼務）	1 人（兼務）	
敷地	10,014 m ²	1,044 m ² （研修施設部分）	
主な施設の設置状況	教室等	教室 4 室（定員 98 人） 建て面積 1,034 m ² 延べ床面積 2,082 m ²	教室 2 室（定員 72 人） ゼミナール棟（定員 48 人） 建て面積 793 m ² 、延べ床面積 793 m ²
	宿泊施設	38 室（定員 38 人） 建て面積 549 m ² 延べ床面積 1,390 m ²	26 室（定員 51 人） 建て面積 251 m ² 延べ床面積 903 m ²
	体育施設	テニスコート（1,444 m ² ）	—
予算（平成 21 年度）	15,852 千円	13,254 千円	
研修実施状況（平成 21 年度）	研修数	31 研修	37 研修
	受講者数	延べ 2,210 人	延べ 3,177 人
	宿泊者数	延べ 1,105 人	延べ 1,896 人
	稼働率	施設全体：40.1%、教室平均：11.8%、 宿泊施設：15.6%	施設全体：46.3%、教室平均：23.1%、 宿泊施設：20.0%
研修施設名	国土交通大学校小平本校	国土交通大学校柏研修センター	
所在地	東京都小平市喜平町 2-2-1	千葉県柏市柏の葉 3-11-1	
設置根拠	国土交通省組織令（平成 12 年政令第 255 号）第 199 条	国土交通省組織令（平成 12 年政令第 255 号）第 199 条	
主な研修対象者	国土交通省職員、国土交通行政を担う地方公共団体職員等	国土交通省職員、国土交通行政を担う地方公共団体職員等	
定員	83 人	16 人	
敷地	61,920 m ²	37,828 m ²	
主な施設の設置状況	教室等	教室 14 室（定員 810 人） ゼミ室 30 室（定員 336 人） 建て面積 2,925 m ² 延べ床面積 10,472 m ²	教室 7 室（定員 360 人） ゼミ室 6 室（定員 56 人） 建て面積 2,283 m ² 延べ床面積 4,334 m ²
	宿泊施設	352 室（定員 352 人） 建て面積 2,533 m ² 延べ床面積 11,387 m ²	170 室（定員 170 人） 建て面積 1,603 m ² 延べ床面積 4,806 m ²
	体育施設	体育館（2,059 m ² ） テニスコート（1,292 m ² ）	体育館兼講堂（1,204 m ² ） グラウンド兼調整池（5,200 m ² ） テニスコート（1,444 m ² ）
予算（平成 21 年度）	1,027,724 千円	362,705 千円	
研修実施状況（平成 21 年度）	研修数	83 研修	79 研修
	受講者数	延べ 31,430 人	延べ 13,966 人
	宿泊者数	延べ 25,439 人	延べ 10,840 人
	稼働率	施設全体：97.9%、教室平均：37.1%、 宿泊施設：38.9%	施設全体：74.8%、教室平均：30.1%、 宿泊施設：34.3%

[説明]

国土技術政策総合研究所（以下「国総研」という。）は、国土交通省の職員を対象とする港湾及び空港整備等に係る運輸行政の研修を実施するに当たり、国土技術政策総合研究所研修センター（以下「国総研研修センター」という。）を設置しており、平成 21 年度の稼働状況等をみると、施設全体の稼働率は 40.1%（平均で週 2 日程度）と低調となっており、また、実施している研修は、必ずしも国総研研修センターでなければ実施できないとは考えられず、国総研研修センターの近隣に所在する国総研の横須賀庁舎の会議室や同一ブロック内に所在する国土交通大学校等で研修を実施する余地があると考えられる。

また、国総研研修センターには、体育施設としてテニスコートが設置されているものの、業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施していないことから、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられる。

他方、関東地方整備局は、関東地方整備局の職員を対象とする階層別研修や地域性を加味した専門的・実務的な研修を実施するに当たり、関東技術事務所内に研修施設（以下「関技研修施設」という。）を設置しており、平成 21 年度の稼働状況等をみると、施設全体の稼働率は 46.3%（平均で週 2 日程度）と低調となっており、また、実施している研修のうち、関東技術事務所内の設備を用いた実習を除く研修については、関技研修施設以外で実施することが可能であり、同一ブロック内に所在する国土交通大学校等で研修を実施する余地があると考えられる。

国土交通省においては、i) 非効率な状況となっている国総研研修センターについて、施設の一部（体育施設）を廃止し、国総研横須賀庁舎や国土交通大学校等を活用するなどにより、施設の大規模修繕時等を契機として、研修施設の廃止を含めた抜本的な見直しを行うこと、ii) 非効率な状況となっている関技研修施設について、例えば、関技研修施設で実施している研修を国土交通大学校等で実施することにより、関技研修施設の規模・機能の縮小又は有効活用すること、iii) 国土交通大学校について、研修を実施するに当たって必ずしも設置する必要がないと考えられる体育施設を種類や形状を踏まえ廃止等することなど、研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うことなどにより、府省全体として、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等を行うことが必要であると考えられる。

1 国総研研修センター

(1) 国総研研修センターの設置概要

国総研は、国土交通省組織令（平成 12 年政令第 255 号）第 193 条で「国土交通省の職員に対し、法第 4 条第 57 号及び第 61 号（港湾に係るものに限る。）、第 101 号、第 102 号並びに第 109 号（空港等の整備及び保全に係るものに限る。）に掲げる事務に関する研修を行うこと」とされ、主に国土交通省の職員を対象に、港湾及び空港整備等に係る運輸行政の研修を実施しており、研修を実施するに当たり、国総研研修センターを設置している。

なお、国総研研修センターは、平成 19 年度及び 20 年度に施設の大規模修繕を実施している。

(2) 国総研研修センターの研修の実施状況

国総研研修センターの平成 21 年度の研修の実施状況をみると、座学形式や演習形式の研修に

については国総研研修センターの教室で実施しているほか、実習を伴う研修については近隣の研究所等に移動して実施していることから、国総研研修センターで実施しているすべての研修は、必ずしも当該施設でなければ研修が実施できないとは考えられない。

これに対し、国総研は、国総研研修センターで実施している研修については、i) 近隣の横須賀地区に所在する国総研及び独立行政法人港湾空港技術研究所（以下「港空研」という。）の研究者による研修、ii) 国総研及び港空研の研究施設を活用した実習、iii) 横須賀地区周辺に集積する港湾・空港インフラ（横浜港、横須賀港、東京国際空港等）を活用した研修のそれぞれを実施しているものであることから、利便性・効率性の観点から、横須賀地区で研修を行うことが望ましいとしている。しかし、国総研研修センターで実施している31研修のうち5研修については、国総研及び港空研の研究者による研修が実施されていないなどから、国総研研修センターで実施している研修については、横須賀地区でなくても十分に研修が可能であると考えられる。

(3) 国総研研修センターの稼働状況

国総研研修センターの平成21年度の施設の稼働状況をみると、研修の実施日数は97日、施設全体の稼働率は40.1%（平均で週2日程度）と低調となっている。

平成21年度の教室の稼働状況をみると、教室の平均稼働率は11.8%となっており、また、研修の受講状況をみると、受講者数が一度に30人を上回るものは2研修のみで、当該研修の実施日数は合計8日となっている。

表1 国総研研修センターの各教室の利用実績及び稼働率（平成21年度）（単位：人、日、%）

区分	第一教室	第二教室	第三教室	実習室	平均
定員	20	20	40	18	—
研修利用日数	65	11	32	6	—
稼働率	26.9	4.5	13.2	2.5	11.8

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「稼働率」欄は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日（242日（平成21年度）））に対する研修利用日数の割合を表す（以下同じ。）。

また、平成21年度の宿泊施設（宿泊室38室、定員38人）の稼働状況をみると、宿泊施設の稼働率は15.6%となっており、1日の最多宿泊者数は37人（年間2日）で、宿泊者数が30人以上の期間は年間5日のみとなっている上、宿泊者のいない日が年間利用可能日（186日）の半分程度の91日となっており、施設の稼働状況が非効率なものとなっている。

(注) 宿泊施設の稼働率の計算は、次のとおり（以下同じ。）。

$$\text{宿泊施設の稼働率} = \text{年間宿泊人日} \div \text{年間利用可能人日} \times 100\%$$

年間宿泊人日：平成21年度に当該宿泊施設に宿泊した人の延べ宿泊日数（1,105人日）（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）に宿泊した者は除く。）

年間利用可能人日：宿泊部屋定員（38人）×186日（平成21年度）（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）を除いた日）

(4) 体育施設の稼働状況

国総研研修センターには、体育施設としてテニスコートが設置されているものの、業務の遂

行に必要な不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施していないことから、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられる。また、平成 21 年度の体育施設の研修による稼働状況をみると、研修で全く利用されておらず、そもそもテニスコートの使用自体を自粛しており、研修以外でも全く利用されていない。

(5) 国総研研修センターの維持管理経費等

国総研研修センターの平成 21 年度の施設の維持管理経費等は、少なく見積もっても 15,155 千円となっている。

表 2 国総研研修センターの維持管理経費等 (平成 21 年度) (単位：千円)

人件費	維持管理経費	建物の取得額等を耐用年数で除した額	合計
0	4,481	10,674	15,155

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「人件費」欄は、職員の人件費のうち、管理人、調理人及び賄い人の人件費を示している (以下同じ)。
 3 「維持管理経費」欄は、研修施設の維持管理に要した光熱水料、警備費、清掃費等の合計を示している (以下同じ)。
 4 「建物の取得額等を耐用年数で除した額」欄は、研修施設の主な建物の取得額、模様替等による価格増の合計額を耐用年数 (47 年) で除した額を示している (以下同じ)。

(6) 予算執行調査の概要

財務省の平成 20 年度予算執行調査において、国総研研修センターについて、次のとおり、指摘されている。

表 3 予算執行調査の概要

調査結果及びその分析	今後の改善点・検討の方向性
<p>① 国土技術政策総合研究所研修センターの研修施設の稼働状況は年間70日余りにとどまっており、国土交通大学校 (本校、柏研修センター) と比較し著しく低い状況となっている。</p> <p>② また、同研修施設は未だOA化の対応が不十分など施設が古いこと、また具体的研修内容や活動実績を表すHPも未整備な状況となっている。</p> <p>③ 国土技術政策総合研究所研修センターは港湾・空港整備に特化した研修を実施する施設として国土交通大学校との住み分けがなされているが、実態としては、港湾・空港整備に係る一部の研修は国土交通大学校に</p>	<p>○ 国土交通省の研修内容の充実のため、国土交通大学校と国土技術政策総合研究所の連携を強化し、研修方針の共有化、研修計画の一本化等、横断的な体制へと見直しを図るべき。</p> <p>○ 現在の国土技術政策総合研究所研修センターの施設については将来的には廃止し、近接する国土技術政策総合研究所 (横須賀庁舎) や国土交通大学校を活用すべき。</p> <p>○ 国土交通大学校については、21年度から実施する大学校施設の管理の市場化テストも踏まえ、研修施設全体の効果的・効率的</p>

<p>においても実施されている。</p> <p>⇒ 国土技術政策総合研究所研修センターについては、港湾・空港に特化した研修施設として国土交通大学校と別個に運営する意味合いは薄れている。</p> <p>国土交通大学校（本校、柏研修センター）の稼働状況を勘案し、研修施設全体としての検討が必要。</p>	<p>活用に向けた検討を行うべき。</p>
---	-----------------------

(注) 平成 20 年度予算執行調査資料（総括調査表（平成 20 年 7 月））を基に当省が作成した。

国総研は、当該指摘を受け、国土交通大学校柏研修センターとの間に、研修方針の共有化、研修計画の一本化等、横断的な体制へと見直すための連絡会議を設け、重複した研修を実施しないなどの取組を図っているとしている。

また、国総研は、国総研研修センターの老朽化度、次期大規模修繕が必要となる時期及びそのコスト、国総研横須賀庁舎における会議室等の既存施設を活用する場合のその他業務等との調整等、横須賀地区で研修機能を確保する方法を含む将来的な研修施設の在り方について検討し、その結果を踏まえて、適切な時期に所要の措置を行うとしている。

2 関技研修施設

(1) 関技研修施設の設置概要

関東技術事務所の所掌事務は、地方整備局組織規則（平成 13 年国土交通省令第 21 号）別表第 4 で「土木工事の施工技術の改善に関する調査及び試験施工」、「建設機械類の改良に関する調査及び試験並びに試作及び修理」、「土木工食用材料及び水質等の調査及び試験」、「土木技術に関する情報の収集及び管理」、「建設機械に関する職員の研修及びその他の職員の研修（研修計画の企画及び立案を除く。）」とされ、関東地方整備局の職員を対象に、職員の各階層に必要な基礎的な能力等を習得させるための階層別研修、地域性を加味した専門的・実務的な研修を実施しており、研修を実施するに当たり、関技研修施設を設置している。

(2) 関技研修施設の研修の実施状況

関技研修施設の平成 21 年度の研修の実施状況をみると、座学形式や演習形式で実施されているものや関東技術事務所で技術に関する調査に使用している試験室等で実施される実習などがある。

関東地方整備局は、座学形式や演習形式で実施されている研修については、必ずしも関技研修施設でなければ研修が実施できないものではなく、関東技術事務所にある試験室等で実施される実習を含む研修については、他の施設で実施することは困難であるとしている。

関技研修施設で実施されている 37 研修のうち、関東技術事務所にある試験室等で実施される実習を含む研修は 9 研修で、当該研修の実施日数は合計で 26 日となっているが、実習を含む研修であっても、現地に移動して実習を実施しているものもあることから、試験室等の利用が必要な実習であっても、実習実施の際に試験室等に移動して実習を実施することが可能であると

考えられる。

なお、関東地方整備局は、一部の研修において、本局が所在しているさいたま新都心合同庁舎内の会議室や国土交通大学校小平本校を活用して、研修を実施している。

(3) 関技研修施設の稼働状況

関技研修施設の平成 21 年度の施設の稼働状況をみると、研修の実施日数は 112 日、施設全体の稼働率は 46.3%（平均で週 2 日程度）と低調となっている。

平成 21 年度の教室の稼働状況をみると、教室等の平均稼働率は 23.1%となっており、研修の受講状況をみると、受講者数が一度に 40 人を上回るものは 2 研修のみで、当該研修の実施日数は合計 5 日となっている。

表 4 関技研修施設の各教室の利用実績及び稼働率（平成 21 年度）（単位：人、日、%）

区分	第一教室	第二教室	ゼミナール棟	平均
定員	48	24	48	—
研修利用日数	104	29	35	—
稼働率	43.0	12.0	14.5	23.1

(注) 当省の調査結果による。

また、関東地方整備局は、遠方からの研修の受講生の利便性等のために宿泊施設（宿泊室 26 室、定員 51 人）を設置しており、平成 21 年度の宿泊施設の稼働状況をみると、宿泊施設の稼働率は 20.0%となっており、1 日の最多宿泊者数は 48 人（年間 1 日）で、宿泊者数が 40 人以上の日は年間 7 日となっている上、宿泊者のいない日が年間利用可能日（186 日（平成 21 年度））の半分以上の 108 日となっており、施設の稼働状況が非効率なものとなっている。

(4) 関技研修施設の維持管理経費等

関技研修施設の平成 21 年度の施設の維持管理経費等は、表 5 のとおり、少なく見積もっても約 9,433 千円となっている。

表 5 関技研修施設の維持管理経費等（平成 21 年度）（単位：千円）

人件費	維持管理経費	建物の取得額等を耐用年数で除した額	合計
0	6,115	3,318	9,433

(注) 当省の調査結果による。

3 同省のその他の施設の稼働状況

国総研修センターの近隣には、国総研修センター横須賀庁舎が所在しており、その庁舎内には研修実施可能な 50 人及び 20 人が収容できる会議室があるほか、同一ブロック内には同省の研修施設（国土交通大学校小平本校（東京都小平市）（以下「小平本校」という。）、国土交通大学校柏研修センター（千葉県柏市）（以下「柏研修センター」という。）及び気象大学校（千葉県柏市）が所在しており、例えば、以下のとおり、国土交通大学校では稼働率の低調な教室等があるなど、効率的に施設を運用する余地があるものもみられた。

(1) 小平本校の稼働状況等

ア 稼働状況

小平本校は、国土交通省の職員及びその他の者に対し、主に建設行政に係る研修を実施しており、平成 21 年度の教室の稼働状況をみると、教室の平均稼働率は 32.3%となっており、平均化すると稼働率自体は極端に低くはないものの、個々の教室の稼働率をみると 10%未満の教室が 1 室、10%以上 20%未満の教室が 3 室みられ、このほかに 30 室あるゼミ室の平均稼働率は 39.3%となっており、効率的に教室やゼミ室を運用する余地があると考えられる。

表 6 小平本校の各教室の利用実績及び稼働率（平成 21 年度）（単位：人、日、%）

区分	101 教室	102 教室	201 教室	202 教室	203 教室	204 教室	205 教室
定員	20	20	150	100	80	40	60
研修利用日数	65	215	74	54	90	51	115
稼働率	26.9	88.8	30.6	22.3	37.2	21.1	47.5

301 教室	302 教室	303 教室	304 教室	305 教室	401 教室	402 教室	平均
40	40	60	40	60	40	60	—
34	32	83	24	84	44	130	—
14.0	13.2	34.3	9.9	34.7	18.2	53.7	32.3

(注) 当省の調査結果による。

また、小平本校は、宿泊施設（宿泊室 352 室、定員 352 人）を設置しており、平成 21 年度の宿泊施設の稼働状況をみると、宿泊施設の稼働率は 38.9%となっており、稼働率自体は極端に低くはないものの、宿泊者数が 300 人以上となる日はなく、効率的に宿泊施設を運用する余地があると考えられる。

さらに、小平本校には、体育施設として体育館及びテニスコートが設置されているものの、業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施していないことから、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられる。また、平成 21 年度の体育施設の研修による稼働状況をみると、体育館及びテニスコートの稼働率は 4.5%（年間で 11 日間）しか利用されておらず、稼働率が極めて低調となっている。

イ 小平本校の維持管理経費等

小平本校の平成 21 年度の施設の維持管理経費等は、表 7 のとおり、少なく見積もっても 228,337 千円となっている。

表 7 小平本校の維持管理経費等（平成 21 年度）（単位：千円）

人件費	維持管理経費	建物の取得額等を耐用年数で除した額	合計
0	96,939	131,398	228,337

(注) 当省の調査結果による。

(2) 柏研修センター

ア 稼働状況

柏研修センターは、国土交通省の職員及びその他の者に対し、主に運輸行政（港湾・空港整備を除く。）に係る研修を実施している。平成 21 年度の教室の稼働状況をみると、教室の平均稼働率は 39.5%となっており、稼働率自体は極端に低くはないものの、このほかに 6 室あるゼミ室の平均稼働率は 19.1%となっており、効率的に教室やゼミ室を運用する余地があると考えられる。

表 8 柏研修センターの各教室の利用実績及び稼働率（平成 21 年度）（単位：人、日、%）

区分	第一教室	第二教室	第三教室	第四教室	第五教室	第六教室	OA教室	平均
定員	120	60	60	30	30	30	30	—
研修利用日数	146	134	110	84	83	74	38	—
稼働率	60.3	55.4	45.5	34.7	34.3	30.6	15.7	39.5

（注） 当省の調査結果による。

また、柏研修センターは、宿泊施設（宿泊室 170 室、定員 170 人）を設置しており、平成 21 年度の宿泊施設の稼働状況をみると、宿泊施設の稼働率は 34.3%となっており、稼働率自体は極端に低くはないものの、宿泊者数が 130 人以上となるのは 4 日のみであり、効率的に宿泊施設を運用する余地があると考えられる。

さらに、柏研修センターには、体育施設として体育館、グラウンド及びテニスコートが設置されているものの、業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施していないことから、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられる。また、平成 21 年度の体育施設の研修による稼働状況をみると、体育館が年間で 1 日のみ利用されているだけで、グラウンド及びテニスコートは、研修で全く利用されておらず、稼働率が極めて低調となっている。

なお、施設建設に当たって、千葉県流山市の要望により調整池を設置することとされ、通常時は、調整池をグラウンドとして利用している。

イ 柏研修センターの維持管理経費等

柏研修センターの平成 21 年度の施設の維持管理経費等は、表 9 のとおり、少なく見積もっても 121,679 千円となっている。

表 9 柏研修センターの維持管理経費等（平成 21 年度）（単位：千円）

人件費	維持管理経費	建物の取得額等を耐用年数で除した額	合計
0	64,460	57,219	121,679

（注） 当省の調査結果による。

4 国土交通省の今後の取組

以上の状況を踏まえると、国土交通省においては、i) 非効率な状況となっている国総研研修センターについて、施設の一部（体育施設）を廃止し、国総研横須賀庁舎や国土交通大学校等を

活用するなどにより、施設の大規模修繕時等を契機として、研修施設の廃止を含めた抜本的な見直しを行うこと、ii) 非効率な状況となっている関技研修施設について、例えば、関技研修施設で実施している研修を国土交通大学校等で実施することにより、関技研修施設の規模・機能の縮小又は有効活用すること、iii) 国土交通大学校について、研修を実施するに当たって必ずしも設置する必要がないと考えられる体育施設の種類や形状を踏まえ廃止等することなど、研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うことなどにより、府省全体として、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等を行うことが必要であると考えられる。

主な資産等

○ 指摘した研修施設の土地及び主な建物の資産価値の合計は、19,767,314千円である。

表 指摘した研修施設の土地及び主な建物の資産価値等 (単位：㎡、千円)

区分		面積	資産価値
国総研研修センター	土地	10,014	630,920
	主な建物	3,642	241,800
関技研修施設	土地	1,044	94,158
	主な建物	1,696	82,835
小平本校	土地	61,920	9,055,826
	主な建物	29,605	4,419,057
柏研修センター	土地	37,828	3,658,428
	主な建物	12,908	1,584,290
合計		—	19,767,314

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「主な建物」欄には、延べ床面積を記載した。

3 「資産価値」欄には、直近の国有財産台帳の現在額を記載した。

○ 国総研研修センターを廃止等することにより、維持管理経費(年間で4,481千円)を、関技研修施設の規模・機能を縮小等することにより、維持管理経費(年間で6,115千円)を節減することが可能である。

表 1 - (1) - ⑪

件名	研修以外の機能の移転が可能となった場合は、研修施設を廃止する必要があるもの	
研修施設名	水鳥救護研修センター	
所在地	東京都日野市南平 2 - 35 - 2	
設置根拠	油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成 18 年 12 月 8 日閣議決定）	
主な研修対象者	獣医師、ボランティア、地方公共団体等	
定員	0 人	
敷地	992 m ² （日野市から貸与）	
主な施設の設置状況	教室等	教室 1 室（定員 30 人） 建て面積 151 m ² 、延べ床面積 255 m ²
	宿泊施設	—
	体育施設	—
予算（平成 21 年度）	8,437 千円	
研修実施状況（平成 21 年度）	研修数	2 研修
	受講者数	延べ 98 人
	宿泊者数	—
	稼働率	施設全体：2.5%、教室平均：2.5%
[説明]		
<p>水鳥救護研修センター（以下「救護研修センター」という。）は、国際条約に基づく研修・危機管理機能を有する施設であり、水鳥救護のための研修の実施、情報収集、油汚染鳥の治療・リハビリの二次処理等の拠点施設（以下「危機管理施設」という。）として整備されたものである。このうち研修については、都道府県の鳥獣保護行政担当者、獣医師等を対象に油汚染事故で負傷した水鳥の救護手法等の研修を実施している。</p> <p>救護研修センターの平成 21 年度の稼働状況等をみると、施設全体の稼働率は 2.5%（年間の研修実施日数が 6 日）と極めて低調で、受講者数も毎年度減少しており、また、研修の実施方法を見直すことにより、救護研修センター以外でも研修を実施することが可能であると考えられる。</p> <p>救護研修センターは、研修以外に水鳥救護に関する情報収集及び普及啓発（以下「情報収集・普及啓発業務」という。）、危機管理施設としての機能を有している。しかし、情報収集・普及啓発業務は救護研修センター以外でも実施が可能であり、また、危機管理施設としては、施設の竣工以降、油汚染事故による水鳥への被害が発生しておらず、利用実績がない。</p> <p>救護研修センターは、研修の充実等により研修施設として有効活用を図るとともに、危機管理施設については、利用実績がないことなどを踏まえ、施設の次期大規模修繕時までには近隣他施設等への機能移転について検討し、移転が可能となった場合は、研修業務及び情報収集・普及啓発業務の実施方法を見直し、研修施設を速やかに廃止する必要があると考えられる。</p>		
1 救護研修センターの設置概要		
<p>救護研修センターは、「油による汚染に関わる準備、対応及び協力に関する国際条約」（平成 7 年条約第 20 号。通称 OPRC 条約）に基づく「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成 9 年 12 月 19 日閣議決定）（注）により、「環境庁及び水産庁等は、油汚染事件発生時に</p>		

おける環境影響調査、野生生物の保護、漁場等の保全等の対応措置が迅速かつ的確に行われるよう、各行政分野における体制の整備に努めるとともに、地方公共団体、関係団体等との連携協力体制の一層の確保に努める。」とされており、国自らが責任を持つ拠点施設の設置が体制整備の一環として必要であるとして、水鳥救護のための研修の実施、情報収集、危機管理施設として整備されたものである。

救護研修センターは、平成12年（築約10年）に東京都日野市に設置されており、治療・リハビリ活動の中心となる獣医師が所属する特定非営利活動法人、救護ボランティアを要請する野鳥の会及び当該施設のみでは収容や対応が困難な際に協力が得られる東京都野生生物保全センター（多摩動物公園内）と隣接しており、緊急時の対応の観点から、優れた立地条件であるとしている。

研修については、都道府県の鳥獣保護行政担当者、獣医師等を対象に油汚染事故で負傷した水鳥の救護手法について、研修を実施している。

（注）平成9年12月19日閣議決定の計画は廃止され、新たに18年12月8日に「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」が閣議決定されている。

2 救護研修センターの稼働状況

救護研修センターの平成21年度の研修による施設の稼働率をみると、研修は6日しか実施されておらず、施設全体の稼働率は2.5%と極めて低調となっている。

また、平成21年度の教室の稼働状況をみると、教室は1室のみで、教室の稼働率（注）も2.5%と極めて低調であり、施設の稼働が極めて非効率となっている。

（注）稼働率は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日（242日（平成21年度）））に対する研修利用日数の割合を示している。

3 救護研修センターの維持管理経費等

救護研修センターの平成21年度の施設維持管理費等は、表1のとおり、少なく見積もっても3,344千円となっている。

表1 救護研修センターの維持管理経費等（平成21年度）

（単位：千円）

人件費	維持管理経費	建物の取得額等を耐用年数で除した額	借地料	合計
0	1,979	767	598	3,344

（注）1 当省の調査結果による。

2 「人件費」欄は、職員の人件費のうち、管理人、調理人及び賄い人の人件費を示している。

3 「維持管理経費」欄は、研修施設の維持管理に要した光熱水料、警備費、清掃費等の合計を示している。

4 「建物の取得額等を耐用年数で除した額」欄は、研修施設の主な建物の取得額、模様替等による価格増の合計額を耐用年数（47年）で除した額を示している。

4 研修の実施状況

(1) 研修の受講状況等

救護研修センターは、都道府県の鳥獣保護行政担当者、獣医師等を対象に油汚染事故で負傷した水鳥の救護手法についての研修を実施しており、平成21年度の研修の実施状況をみると、当該施設で水鳥救護研修（鳥獣行政担当者向け）、水鳥救護研修（現場救護リーダー向け）の2

研修（計6日）を実施している。

このうち、水鳥救護研修（鳥獣行政担当者向け）の受講者数は、毎年度減少しており、今年度の受講率は31.7%となっている。

表2 救護研修センターの研修の実施状況

(単位：人、%)

研修名	平成19年度			20年度			21年度		
	募集 定員 (A)	受講 者数 (B)	受講率 (B÷A) ×100	募集 定員 (A)	受講 者数 (B)	受講率 (B÷A) ×100	募集 定員 (A)	受講 者数 (B)	受講率 (B÷A) ×100
水鳥救護研修 (鳥獣行政担当者向け)	60	36	60.0	60	27	45.0	60	19	31.7
水鳥救護研修 (現場救護リーダー向け)	30	29	96.7	30	26	86.7	30	30	100

(注) 当省の調査結果による。

(2) 研修内容等

救護研修センターで実施している研修内容をみると、講義形式の研修のほか、汚染鳥の洗浄法の実習が行われており、施設内には実習専用の廃液処理設備が設置されている。環境省は、油汚染鳥の洗浄法の実習で実際に油にまみれたアイガモを実習に使用しており、その際に発生する廃液を処理するための設備が必要不可欠とし、また、実習で油にまみれた水鳥を使用することの必要性について、油にまみれていない水鳥とは動きが違い、扱いが異なること、どこに油が残りやすく、油を洗浄することにどれくらいの時間と労力を要するのかを分かってもらうためとしている。

なお、油汚染鳥の洗浄法を習得するためには反復して実習を行う必要があるものの、現在実施している油汚染鳥の洗浄法の実習時間は、1コース1回(90分から120分)のみしか実施していない。

5 研修方法の代替措置の検討

救護研修センターでは、現地研修として、出張形式の水鳥救護研修を福島県や静岡県財団法人の貸会議室等において実施しているが、この内容をみると、講義形式で研修が実施されており、油汚染鳥の洗浄法の実習は実施されず、油等汚染鳥救護法のビデオを上映することで対応している例がみられる。

また、民間のボランティア団体が、民間の専門学校の教室を借りて実施している油汚染鳥救護の講習会をみると、油汚染鳥の洗浄法の実習が行われているものの、動物愛護の観点から油にまみれていない水鳥を実習に使用し、水鳥の死がいから採取した羽に廃液処理の必要のない油を付着させて実習に活用することにより対応している例がみられる。

表3 油汚染鳥救護に係る研修例

研修名	油等汚染事故対策水鳥救護研修(現地研修)	油汚染鳥救護講習会
実施機関	水鳥救護研修センター	民間ボラティア団体
実施場所	財団法人等の貸会議室	専門学校
研修内容	<p>講義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護について ・ 鳥について ・ 油汚染事故対応の事前準備 ・ 油について ・ 油等汚染鳥の救護法(ビデオ上映) 	<p>講義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 油汚染とボランティア活動 ・ 水鳥の生態 ・ 救護技術 <p>実習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 油にまみれていないアイガモを使用した洗浄実習 ・ 水鳥の死体から採取した羽に廃液処理の必要のない油を付着させた洗浄実習

(注) 当省の調査結果による。

環境省は、油汚染鳥の洗浄法の実習には油にまみれた水鳥を使用することが必要であるとしているものの、ビデオ上映による対応や油にまみれていない水鳥を使用することなどで対応している例もあり、実習に必ずしも油にまみれた水鳥を使用する必要はないと考えられる。

また、実施場所においても、実習に油にまみれていない水鳥や廃液処理の必要のない油を使用することで、必ずしも廃液処理設備を有している場所である必要はないと考えられる。

6 研修以外の業務等

(1) 情報収集・普及啓発業務等

救護研修センターは、水鳥救護の研修のほか、情報収集・普及啓発業務等を行っており、これらの業務については外部に委託している。前述の「油等汚染事故対策水鳥救護研修」以外の業務内容は、表4のとおりであり、必ずしも救護研修センターの設備等を使用しなければ実施できないものとは考えられない。

表4 平成21年度水鳥救護研修・情報整備事業委託契約の内容(業務内容)

<p>1 油等汚染事故対策水鳥救護研修</p> <p>(1) 水鳥救護研修センターにおける研修</p> <p>(2) 現地研修</p> <p>2 水鳥救護に関する情報収集及び普及啓発</p> <p>(1) 油等汚染事故に係る文献や人材等の情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外における油汚染事故及び水鳥救護に関する文献を収集し、文献目録を作成 ・ 過去の油汚染事故の際に活躍した獣医師及び環境NGO等の関係者等の一覧名簿の作成 <p>(2) 油等汚染事故発生時等の情報収集及び支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 油等汚染事故発生時に、行政機関、任意団体等から油等に汚染された鳥の種類、漂着場所等の情報収集 ・ 都道府県から水鳥救護に関する照会があった場合に、技術的助言、現場調査等、必要資機材の貸し出しを実施 <p>(3) 水鳥救護に関する普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2(1)(2)で得られた情報をとりまとめ、環境省へ報告 ・ ホームページを使って一般向けに水鳥救護に関する活動等の情報提供
--

3 水鳥救護研修運営協議会の開催
 水鳥救護研修の実施及び運営方針について検討を行うため、環境省水鳥救護研修センターで運営協議会を開催

(注) 当省の調査結果による。

なお、環境省は、油等汚染事故発生時等の情報収集及び支援等の水鳥救護に関する情報収集・普及啓発業務を実施するために、年間 230 日救護研修センターを稼働させているとしている。

(2) 危機管理施設

救護研修センターは、危機管理施設としての機能も有しており、小規模ではあるが治療・リハビリのできる設備が設置されているが、危機管理施設としては、施設の竣工以降、油汚染事故による水鳥への被害が発生しておらず、利用実績がない。

環境省によると、救護研修センター以外には、全国 12 都府県に油汚染鳥の受入れ対応可能な救護施設が所在しているとし、このうち救護研修センターの近隣に所在する東京都野生生物保全センター（多摩動物公園内）においては、油汚染鳥の受入れの支援が可能であるとしている。

7 救護研修センターの今後の取組

救護研修センターは、研修の充実等により研修施設として有効活用を図るとともに、危機管理施設については、利用実績がないことなどを踏まえ、施設の次期大規模修繕時までには近隣の他施設等への機能移転について検討し、移転が可能となった場合は、研修業務及び情報収集・普及啓発業務の実施方法を見直し、研修施設を速やかに廃止する必要があると考えられる。

主な資産等

○ 指摘した研修施設の建物の資産価値の合計は、43,709 千円である。

表 救護研修センターの主な資産 (単位：㎡、千円)

区分	面積	資産価値
土地	992	借地
主な建物	255	43,709
合計	—	43,709

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 「主な建物」欄には、延べ床面積を記載した。
 3 「資産価値」欄には、直近の国有財産台帳の現在額を記載した。

○ 救護研修センターが廃止された場合は、維持管理経費（年間で 1,979 千円）と借地料（年間で 598 千円）を節減することが可能である。

表 1 - (2) - ① - i

民間宿泊施設に宿泊する場合との費用比較の考え方

○ 研修参加の際に宿泊する場合の一泊当たりの日額旅費については、国の機関が所有する宿泊施設に宿泊する場合は 2,080 円、民間宿泊施設に宿泊する場合は 5,910 円が支給されるのが基本である。

このため、研修の受講者一人一泊当たりの維持管理経費等が両者の差額である 3,830 円を上回る場合は、民間宿泊施設に宿泊する場合に比べて、国費の支出が割高となる。

国の機関が所有する
宿泊施設に宿泊する場合

日額旅費 2,080 円

一人一泊当たりの
維持管理経費等

差額 3,830 円

国費の支出が
割高となる額

民間宿泊施設に宿泊
する場合

日額旅費 5,910 円

(注) 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）等を基に当省が作成した。

表1-(2)-①-ii

民間宿泊施設に宿泊する場合に比べて、国費の支出が割高になっている宿泊施設（平成21年度）
（単位：円、人日）

府省名	研修施設名	宿泊施設の維持管理経費(A)	宿泊施設の取得額等を耐用年数で除した額(B)	延べ宿泊者数(C)	一人一泊当たりの維持管理経費等(A+B)÷(C)	備考
内閣府	沖縄総合事務局研修所	20,031,461	1,313,039	1,888	11,305	注6
総務省	情報通信政策研究所	17,110,008	9,061,562	4,166	6,282	注6
法務省	法務総合研究所札幌支所	16,693,170	9,994,375	1,824	14,631	注6
	法務総合研究所仙台支所	6,046,702	1,212,135	1,448	5,013	注6
	法務総合研究所名古屋支所	23,183,400	14,327,386	6,489	5,781	注6
財務省	財務総合政策研究所南九州研修支所九州財務局分室	2,599,566	110,050	126	21,505	注7
農林水産省	東北農政局土地改良技術事務所	714,000	1,083,782	393	4,575	注7
	関東農政局土地改良技術事務所	2,410,000	978,423	435	7,789	
	北陸農政局土地改良技術事務所	2,011,000	635,662	420	6,302	注7
	東海農政局土地改良技術事務所	1,009,000	857,202	121	15,423	注7
	近畿農政局土地改良技術事務所	1,072,312	1,098,349	145	14,970	注7
	中国四国農政局土地改良技術事務所	1,369,000	1,224,574	197	13,165	注7
	九州農政局土地改良技術事務所	3,740,000	741,113	387	11,579	注7
経済産業省	経済産業研修所	46,425,835	16,726,835	11,668	5,412	
国土交通省	北海道開発局研修センター	14,561,696	5,432,361	2,312	8,648	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成21年度における一人一泊当たりの宿泊施設の維持管理経費等と国の機関が所有する施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費の合計金額が、民間宿泊施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費よりも割高となっているものを記載している。

なお、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）等により、国の機関が所有する宿泊施設を利用する30日未満の旅行行程の場合に支給している日額旅費2,080円、民間宿泊施設を利用する30日未満の旅行行程の場合に支給している日額旅費5,910円を基本とし、各府省の旅費規程等に基づき算出している。

3 「宿泊施設の維持管理経費」は、平成21年度における宿泊施設の維持管理に要した光熱水料、警備費、清掃費等をいう。なお、宿泊施設の維持管理経費がその他の施設・設備と一体となっている場合は、宿泊施設部分を按分している。

4 「宿泊施設の取得額等を耐用年数で除した額」は、宿泊施設の取得額、模様替等による価格増の合計額を耐用年数（47年）で除した額を示している。

5 「延べ宿泊者数」は、平成21年度における当該宿泊施設の延べ宿泊者数（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始に宿泊している者も含む。）を示している。

6 項目1(1)で廃止、縮小等することが可能と指摘したもの。

7 宿泊施設を廃止することが決定又は計画されているもの。

表 1 - (2) - ②

件名	安価な民間宿泊施設を活用することにより研修を実施していたもの
調査対象機関名	総務省大臣官房秘書課
所在地	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2
設置根拠	総務省組織令（平成 11 年法律第 91 号）第 2 条
主な研修対象者	総務省職員
体制	3 人

[説明]

総務省大臣官房秘書課（以下「秘書課」という。）は、総務省職員に対し、現在就いている官職又は将来就くことが予想される官職の職務と責任の遂行に必要な知識・技能等を修得させ、その他その遂行に必要な職員の能力、資質等を向上させることを目的に研修を実施している。

このうち、新規に採用されたⅡ種・Ⅲ種職員に対して実施する宿泊を伴う「Ⅱ種・Ⅲ種新規採用職員研修」において、研修受講者のうち通勤が困難な地方支分部局の職員の一部について、近隣の安価な民間宿泊施設（一人一泊当たりの料金は 2 人部屋で 3,500 円、3 人部屋で 3,300 円）を活用することにより研修を実施していた。

なお、平成 22 年度以降は、通勤が困難な地方支分部局の職員全員が情報通信政策研究所の宿泊施設を利用することとしている。

1 秘書課実施の研修の概要

秘書課は、「総務省職員研修実施要領」（平成 13 年 1 月 6 日付け総官秘 2 - 6 号）に基づき、総務省職員に対し、現在就いている官職又は将来就くことが予想される官職の職務と責任の遂行に必要な知識・技能等を修得させ、その他その遂行に必要な職員の能力、資質等を向上させることを目的に研修を実施している。

2 公共の宿泊施設の活用

秘書課は、総務省に新規に採用されたⅡ種・Ⅲ種職員に対して実施する宿泊を伴う「Ⅱ種・Ⅲ種新規採用職員研修」において、受講者のうち通勤が困難な地方支分部局の職員の一部について、近隣の安価な民間宿泊施設を活用していた。

なお、平成 22 年度以降は、通勤が困難な地方支分部局の職員全員が情報通信政策研究所の宿泊施設を利用することとしている。

表 公共の宿泊施設の活用状況（平成 21 年度）

事項	内容
宿泊料（一人一泊当たり）	2 人部屋 3,500 円 3 人部屋 3,300 円
宿泊期間	15 泊
宿泊人数	10 人

（注）当省の調査結果による。

表1-(3)-①

体育施設の設置状況

(単位：人)

府省名	研修施設名	業務の遂行に必要な不可欠とされる体力の向上等を目的に設置	長期間の研修の有無	うち受講者数が最多の研修の受講者数	設置体育施設	備考
内閣府	沖縄総合事務局研修所	×	×	—	テニスコート プール	
警察庁	警察大学校	○	○	255	体育館・道場 グラウンド テニスコート	
	科学警察研究所法科学研修所	○	○	13	体育館 グラウンド テニスコート	
	皇宮警察本部皇宮警察学校	○	○	19	体育館 テニスコート	
	東北管区警察学校	○	×	—	体育館 道場 グラウンド テニスコート	
	関東管区警察学校	○	○	6	体育館・道場 グラウンド	
	中部管区警察学校	○	×	—	体育館 道場 グラウンド 球技コート	
	近畿管区警察学校	○	×	—	道場・体育館 グラウンド バレー・テニス兼用コート	
	中国管区警察学校	○	×	—	体育館 グラウンド 道場	
	四国管区警察学校	○	×	—	体育館 道場 グラウンド	
	九州管区警察学校	○	×	—	体育館 道場 グラウンド	
総務省	自治大学校	×	○	153	グラウンド 体育館 テニスコート	
	情報通信政策研究所	×	×	—	体育館 テニスコート	
消防庁	消防大学校	○	×	—	体育館 グラウンド プール	
法務省	法務総合研究所浦安総合センター	×	○	135	体育館 テニスコート	
	法務総合研究所札幌支所	×	×	—	体育館	
	法務総合研究所仙台支所	×	×	—	体育館	
	法務総合研究所牛久支所	○	×	—	体育館	
	法務総合研究所名古屋支所	×	×	—	体育館 テニスコート	
	法務総合研究所大阪支所	○	×	—	体育館 グラウンド	
	法務総合研究所福岡支所	×	×	—	体育館	
	矯正研修所	○	○	64	体育館 グラウンド テニスコート	
	矯正研修所札幌支所	○	○	30	体育館	
	矯正研修所仙台支所	○	×	—	体育館 グラウンド	
	矯正研修所東京支所	○	○	38	体育館 グラウンド	
	矯正研修所名古屋支所	○	○	30	体育館 グラウンド	
	矯正研修所大阪支所	○	○	35	体育館 グラウンド	
	矯正研修所広島支所	○	○	30	体育館	

府省名	研修施設名	業務の遂行に必要な不可欠とされる体力の向上等を目的に設置	長期間の研修の有無	うち受講者数が最多の研修の受講者数	設置体育施設	備考
	矯正研修所福岡支所	○	×	—	体育館 グラウンド	
外務省	外務省研修所	×	○	135	グラウンド テニスコート	グラウンドは雨水調整池を兼ねている。
財務省	財務総合政策研究所 会計センター	×	○	136	体育館 多目的コート	
	税関研修所	○	○	69	体育館 グラウンド テニスコート プール	
国税庁	税務大学校	×	○	1,146	体育館 多目的室 卓球場 道場 プール グラウンド テニスコート	
	税務大学校札幌研修所	×	○	15	体育館 グラウンド テニスコート	体育施設の廃止が決定されている。
	税務大学校仙台研修所	×	○	56	体育館 グラウンド テニスコート	体育施設の廃止が決定されている。
	税務大学校関東信越研修所	×	○	118	グラウンド テニスコート バレーコート プール	
	税務大学校東京研修所	×	○	326	体育館 グラウンド テニスコート 卓球場 道場	
	税務大学校名古屋研修所	×	○	248	体育館 グラウンド テニスコート プール	
	税務大学校大阪研修所	×	○	72	グラウンド テニスコート バレーコート バスケットコート プール	財務省による監査の指摘を受け、施設を集約化・高層化し、体育施設を含む敷地の縮小が決定されている。また、研修実施場所の見直し等により、平成24年度から、長期間の研修のうち受講者数が最多の研修の受講者数が、200人を超える計画となっている。
	税務大学校広島研修所	×	○	23	グラウンド テニスコート バレーコート バスケットコート プール	体育施設の廃止が決定されている。
農林水産省	農林水産研修所	×	×	—	多目的コート テニスコート	
	農林水産研修所つくば館水戸ほ場	×	×	—	グラウンド	
林野庁	森林技術総合研修所	×	○	10	テニスコート	
経済産業省	経済産業研修所	×	×	—	体育館 グラウンド テニスコート	平成21年度は、耐震改修工事のため使用不可
国土交通省	国土技術政策総合研究所研修センター	×	×	—	テニスコート	
	国土交通大学校	×	○	5	体育館 テニスコート	
	国土交通大学校柏研修センター	×	×	—	体育館 グラウンド テニスコート	グラウンドは雨水調整池を兼ねている。
	航空保安大学校	×	○	146	体育館 グラウンド テニスコート	当該研修の受講者数は、通年で実施している課程の合計の受講者数となっている。

府省名	研修施設名	業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的に設置	長期間の研修の有無	うち受講者数が最多の研修の受講者数	設置体育施設	備考
	航空保安大学校岩沼研修センター	×	×	—	体育館 テニスコート	
	北海道開発局研修センター	×	×	—	体育館 グラウンド テニスコート	
気象庁	気象大学校	×	○	60	体育館 グラウンド テニスコート	当該研修の受講者数は、通年で実施している課程の合計の受講者数となっている。 文部科学省令の大学設置基準に準じて大学を設置
海上保安庁	海上保安大学校	○	○	181	体育館 グラウンド テニスコート 潜水訓練用プール 野球場	当該研修の受講者数は、通年で実施している課程の合計の受講者数となっている。 文部科学省令の大学設置基準に準じて大学を設置
	海上保安学校	○	○	252	体育館 道場 グラウンド プール	当該研修の受講者数は、通年で実施している課程の合計の受講者数となっている。
	海上保安学校門司分校	○	○	60	体育館 グラウンド	
環境省	環境調査研修所	×	×	—	グラウンド テニスコート	
防衛省	防衛大学校	○	○	1,663	体育館 屋内プール 武道館 グラウンド テニスコート 野球場 陸上競技場 弓道場 屋外プール	当該研修の受講者数は、通年で実施している課程の合計の受講者数となっている。 文部科学省令の大学設置基準に準じて大学を設置
	防衛医科大学校	○	○	418	体育館 グラウンド テニスコート 野球場 武道館 屋内プール	当該研修の受講者数は、通年で実施している課程の合計の受講者数となっている。 文部科学省令の大学設置基準に準じて大学を設置

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 長期間の研修は、3か月（研修実施日数が60日）以上の研修をいう。
3 研修の入所式や修了式等のみでの使用は、研修での利用日数から除いている。

表1-(3)-②

体育施設を廃止等することが可能とみられるもの

(単位：研修施設、%)

区分	体育施設を設置しているもの		体育施設を設置する必要がないと考えられるもの	
			体育館を設置しているもの	体育館以外を設置しているもの
研修施設数等	58	19 (1.3)	12 (2.4)	16 (0.8)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「体育施設を設置する必要がないと考えられるもの」欄の数値は、体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者（研修実施日数が60日以上かつ当該研修の最大受講者数が100人以上）を対象とした研修を実施していないなどの研修施設数を記載している。
 3 ()内の数値は、体育施設の研修による稼働率の平均を表している。
 4 研修の入所式や修了式、受講者の健康維持による課外での利用等は、研修による稼働には含めていない。
 5 体育館と体育館以外の体育施設の両方を設置している研修施設があるため、「体育館を設置しているもの」と「体育館以外を設置しているもの」の合計が「体育施設を設置する必要がないと考えられるもの」の数値とは一致しない。

表1-(3)-③

体育施設（体育館）を廃止等することが可能とみられるもの

(単位：日、%)

府省名	研修施設名	設置体育施設	竣工年度	研修での稼働状況			備考
				研修での利用可能日数(A)	利用日数(B)	稼働率(B÷A)×100	
総務省	情報通信政策研究所	体育館	平成15年度	242	0	0.0	注4
法務省	法務総合研究所札幌支所	体育館	平成7年度	242	1	0.4	注4
	法務総合研究所仙台支所	体育館	平成13年度	242	4	1.7	注4
	法務総合研究所名古屋支所	体育館	平成6年度	242	6	2.5	注4
	法務総合研究所福岡支所	体育館	平成12年度	242	6	2.5	注4
財務省 (国税庁)	税務大学校札幌研修所	体育館	昭和42年度	242	2	0.8	体育施設の廃止が決定されている。
	税務大学校仙台研修所	体育館	昭和55年度	242	3	1.2	体育施設の廃止が決定されている。
経済産業省	経済産業研修所	体育館	昭和46年度	—	—	—	平成21年度は、耐震改修工事のため使用不可
国土交通省	国土交通大学校	体育館	平成11年度	242	11	4.5	注4
	国土交通大学校柏研修センター	体育館	平成8年度	242	1	0.4	注4
	航空保安大学校岩沼研修センター	体育館	昭和53年度	242	24	9.9	
	北海道開発局研修センター	体育館	平成4年度	242	6	2.5	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 表1-(3)-②の「体育館を設置しているもの」を記載している。
 3 研修の入所式や修了式、受講者の健康維持による課外での利用等は、「利用日数」から除いている。
 4 項目1(1)で廃止、縮小等することが可能と指摘した研修施設を示している。

表1-(3)-④

体育施設（体育館以外）を廃止等することが可能とみられるもの

(単位：日、%)

府省名	研修施設名	設置体育施設	研修での稼働状況			備考
			研修での 利用可能 日数(A)	利用日数 (B)	稼働率 (B÷A) ×100	
内閣府	沖縄総合事務局研修所	テニスコート	242	0	0.0	注4
		プール	190	0	0.0	
総務省	情報通信政策研究所	テニスコート	242	0	0.0	注4
法務省	法務総合研究所名古屋支所	テニスコート	242	0	0.0	注4
財務省 (国税庁)	税務大学校札幌研修所	グラウンド	242	1	0.4	体育施設の廃止が決定されている。
		テニスコート	242	0	0.0	
	税務大学校仙台研修所	グラウンド	242	3	1.2	体育施設の廃止が決定されている。
		テニスコート	242	3	1.2	
		グラウンド	242	3	1.2	
		テニスコート	242	2	0.8	
		バレーコート	242	1	0.4	
		バスケットコート	242	1	0.4	
プール	閉鎖中	—	—	—		
農林水産省	農林水産研修所	多目的コート	242	0	0.0	注4
		テニスコート	242	0	0.0	
	農林水産研修所つくば館水戸ほ場	グラウンド	242	0	0.0	注4
林野庁	森林技術総合研修所	テニスコート	242	0	0.0	
経済産業省	経済産業研修所	グラウンド	—	—	—	平成21年度は、耐震改修工事のため使用不可であったが、研修での利用予定はない。
		テニスコート	—	—	—	
国土交通省	国土技術政策総合研究所研修センター	テニスコート	242	0	0.0	注4
	国土交通大学校	テニスコート	242	11	4.5	注4
	国土交通大学校柏研修センター	グラウンド	242	0	0.0	注4 グラウンドは雨水調整池を兼ねている。
		テニスコート	242	0	0.0	
	航空保安大学校岩沼研修センター	テニスコート	242	24	9.9	
	北海道開発局研修センター	グラウンド	242	2	0.8	
テニスコート		242	0	0.0		
環境省	環境調査研修所	グラウンド	242	0	0.0	
		テニスコート	242	0	0.0	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 表1-(3)-②の「体育館以外を設置しているもの」を記載している。
 3 研修の入所式や修了式、受講者の健康維持による課外での利用等は、「利用日数」から除いている。
 4 項目1(1)で廃止、縮小等することが可能と指摘した研修施設を示している。

表 1 - (3) - ⑤

件名	利用実績が低くなっており、外部の体育施設で研修を実施することにより、体育施設を廃止したもの	
研修施設名	税務大学校熊本研修所	
所在地	熊本県熊本市東本町 16-1	
設置根拠	財務省組織規則（平成 13 年財務省令第 1 号）第 438 条	
主な研修対象者	熊本国税局管内の職員	
定員	14 人	
敷地	14,297 m ²	
主な施設の設置状況	教室等	7 教室（収容人数 344 名） 建て面積 712 m ² 、延べ床面積 2,186 m ²
	宿泊施設	93 室（定員 210 人） 建て面積 1,670 m ² 、延べ床面積 4,636 m ²
	体育施設	平成 21 年 11 月に廃止 グラウンド（ソフトボール場）：1 面、バレーコート：1 面、バスケットコート：1 面、テニスコート：2 面、プール：25m×7 コース （計 18,217 m ² ）
予算（平成 21 年度）	177,708 千円	
研修実施状況（平成 21 年度）	研修数	53 研修
	受講者数	延べ 11,870 人
	宿泊者数	延べ 3,419 人
	稼働率	施設全体：74.4%、教室平均 46.6%、宿泊施設 17.5%

〔説明〕

税務大学校熊本研修所（以下「熊本研修所」という。）は、外部の体育施設で研修を実施することにより、利用実績が低くなっていた体育施設を廃止し、研修施設の効率的な運用を図っている。

1 税務大学校地方研修所の設置状況等

税務大学校は、財務省組織令（平成 12 年政令第 250 号）第 95 条第 1 項に基づき、国税庁の施設等機関として設置されており、同条第 2 項において、財務省の職員に対して、国税庁の所掌事務に従事するため必要な研修を行うこととされている。また、同条第 3 項において、財務大臣は、税務大学校の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、税務大学校の地方研修所を設けることができるとされており、これに基づき、財務省組織規則（平成 13 年財務省令第 1 号）第 438 条において、札幌研修所（札幌市）、仙台研修所（仙台市）等 12 か所の地方研修所が設置されている。

税務大学校で実施する研修については、税務大学校研修要綱（昭和 40 年国税庁訓令第 6 号）において、その種類、目的、研修期間等が定められ、研修を実施するに当たっての運営方法等については、税務大学校において、税務大学校研修実施規程の制定について（昭和 41 年税務大学校訓令第 1 号）を定めており、税務大学校本校及び地方研修所においては、これらの規程に基づき研修を実施している。

2 熊本研修所の施設の概要等

熊本研修所は、32,514 m²の敷地内に、校舎（教室、研修所の事務室等が置かれている棟）や学寮とともに、体育施設を設置していたが、平成 14 年度以降、普通科（国家公務員採用Ⅲ種試験（税務）採用者に対する新規採用時研修）の受講者を名古屋研修所において受講させることとなった

ことから、これらの体育施設をほとんど使用しない見込みのため廃止することとし、平成 21 年 11 月に九州財務局への引継ぎを行っている。

また、熊本研修所では、「普通科第一コース」及び「普通科第二コース」のそれぞれの研修の最後の 1 か月間の課程を実施しており、そのカリキュラムの中には「体育・文化活動」が 3 日間（各 2 時間）含まれているが、この時間帯のみ近隣の民間体育施設を借りることにより対応している（平成 21 年度の利用料金は合計 13,440 円）。

3 その他の地方研修所における体育施設の廃止状況

今回、調査を行った熊本研修所のほか、税務大学校の札幌研修所、仙台研修所及び広島研修所においても、利用実績が低くなった体育施設の廃止を行うことにより、研修施設の効率的な運用を図っている。

主な資産

○ 廃止した熊本研修所の体育施設部分の土地（18,217 m²）の資産価値（注）は、1,391,579 千円である。

（注） 資産価値は、直近の国有財産台帳の現在額を記載した。

表 その他の地方研修所における体育施設の資産価値（参考）

（単位：m²、%、千円）

区 分	体育施設部分の 土地の面積	資産価値
札幌研修所	22,483 (64)	1,084,578
仙台研修所	6,202 (57)	387,618
広島研修所	11,307 (69)	1,071,897

（注） 1 当省の調査結果による。

2 「体育施設部分の土地の面積」欄の（ ）内は、敷地全体の面積に対する体育施設部分の土地の面積の割合を記載している。

3 「資産価値」欄には、直近の国有財産台帳の現在額を記載した。

表 1 - (3) - ⑥

件名	研修で利用していなかった体育施設を廃止したものの、跡地が効率的に活用されておらず、これを処分する必要のあるもの	
研修施設名	東北地方整備局東北技術事務所	
所在地	宮城県多賀城市桜木3丁目6-1	
設置根拠	地方整備局組織規則（平成13年国土交通省令第21号）第140条第1項	
主な研修対象者	東北地方整備局職員	
体制	5人	
敷地	42,071 m ² （東北技術事務所全体の敷地）	
主な施設の設置状況	教室等	教室2室（定員60人） 建て面積828 m ² 、延べ床面積1,456 m ² （宿泊施設と一体）
	宿泊施設	30室（定員60人） （教室等と一体）
	体育施設	（平成20年度にテニスコート（1,300 m ² ）を廃止）
予算（平成21年度）	404,422千円	
研修実施状況（平成21年度）	研修数	56研修
	受講者数	延べ3,896人
	宿泊者数	延べ2,853人
	稼働率	施設全体：64.0%、教室平均：50.0%、宿泊施設：25.6%
[説明]		
<p>東北地方整備局東北技術事務所（以下「東北技術事務所」という。）では、研修に利用していなかったことから、体育施設としてのテニスコートを廃止し、テニスコートの跡地（以下「旧テニスコート」という。）に平成22年6月より体験型土木構造物実習施設を設置している。</p> <p>しかしながら、東北技術事務所敷地内には、ほかに空きスペースが多くみられ、必ずしも旧テニスコートに当該体験型土木構造物実習施設を設置しなければ研修を実施できないとは考えられず、旧テニスコートが効率的に活用されていないことから、旧テニスコートについては処分する必要があると考えられる。</p>		
1 東北技術事務所の所掌事務		
<p>東北技術事務所の所掌事務は、地方整備局組織規則（平成13年国土交通省令第21号）別表第4で「土木工事の施工技術の改善に関する調査及び試験施工」、「建設機械類の改良に関する調査及び試験並びに試作及び修理」、「土木工食用材料及び水質等の調査及び試験」、「土木技術に関する情報の収集及び管理、建設機械に関する職員の研修及びその他の職員の研修（研修計画の企画及び立案を除く。）」とされ、東北地方整備局の職員を対象に、職員の各階層に必要な基礎的な能力等を習得させるための階層別研修、地域性を加味した専門的・実務的な研修を実施している。</p>		
2 テニスコートの廃止		
<p>東北技術事務所は、研修を実施するために研修・宿泊棟（鉄筋コンクリート2階建て）を所有しているが、平成19年度まではこのほかに体育施設として、研修・宿泊棟の前面にテニスコート（1,300 m²）を所有していた。しかし、同研修施設での研修は、短期の宿泊による集合研修であり、研修で利用しないことなどを理由に、テニスコートを廃止している。</p>		

3 旧テニスコートの利用状況

東北技術事務所では、工事監督・検査における対応技術の向上等を目的として、「見て・触って・考えてもらう」ために、体験型土木構造物実習施設を専用の設置場所2か所と試験棟の横の空いているスペースに設置している。

今後、これとは別に、新たに劣化構造物の体験型土木構造物実習施設を設置することを予定しており、当該劣化構造物を設置するスペースがないとして、順次、旧テニスコートに設置することを予定している。その際、研修の効率的な実施の観点から、体験型土木構造物実習施設の集約化を図るために、試験棟の横の空いているスペースに設置されていた体験型土木構造物実習施設を旧テニスコートに設置し、平成22年6月からは旧テニスコートで研修を実施している。

しかしながら、東北技術事務所敷地内には、ほかにも空きスペースが多くみられ、必ずしも旧テニスコートに当該体験型土木構造物実習施設を設置しなければ研修を実施できないとは考えられず、旧テニスコートが効率的に活用されていないことから、旧テニスコートについては処分する必要があると考えられる。

主な資産	○ 指摘した旧テニスコート（1,300 m ² ）の土地の資産価値（注）は、59,541 千円である。 （注） 直近の国有財産台帳の現在額から、当該部分を按分して算出している。
------	--

表1-(4)-①

件名	同一府省の異なる研修機関が施設を共同利用しているもの		
研修施設名	財務総合政策研究所	会計センター	
所在地	東京都新宿区市谷本村町8-1		
設置根拠	財務省組織令（平成12年政令第250号）第66条		
主な研修対象者	財務省職員	国の職員（政府関係機関の職員を含む。）	
定員	7人	8人	
敷地	10,813 m ²		
主な施設の設置状況	教室等	教室8室（定員734人） 建て面積1,272 m ² 、延べ床面積4,932 m ²	
	宿泊施設	138室（定員372人） 建て面積1,190 m ² 、延べ床面積5,856 m ²	
	体育施設	体育館（576 m ² ） 多目的コート（965 m ² ）	
予算（平成21年度）	201,418千円	145,645千円	
研修実施状況（平成21年度）	研修数	75研修	7研修
	受講者数	延べ16,908人	延べ22,048人
	宿泊者数	延べ8,085人	延べ6,961人
	稼働率	施設全体：62.0% 教室平均：17.1% 宿泊施設：21.7% （単独利用11.7%）	施設全体：57.9% 教室平均：27.5% 宿泊施設：21.7% （単独利用10.1%）

〔説明〕

財務省総合政策研究所は、財務省又は財務局の職員に対し、所掌事務に従事するために必要な研修を実施しており、また、会計センターは、国の職員（政府関係機関の職員を含む。）に対して、会計事務に従事するために必要な研修を実施している。

両機関は、本館（研修棟）、セミナー棟、管理棟、寄宿舍（北棟及び南棟）及び体育施設を有した施設内に同居し、本館1階に事務室を置き、本館2階から5階までの教室及び会議室は各機関に割り当てて利用するとともに、セミナー棟、管理棟、寄宿舍及び体育施設は共同で利用している。

表 施設の概要

建物	概要
本館（研修棟）	教室8室（定員734人） 地上5階（建て面積1,272 m ² 、延べ床面積4,932 m ² ）
セミナー棟	セミナー室等11室（定員228人） 地上2階地下1階（建て面積511 m ² 、延べ床面積1,584 m ² ）
管理棟	体育室、食堂 地上3階（建て面積734 m ² 、延べ床面積2,186 m ² ）
寄宿舍	北棟：68室（定員204人） 南棟：70室（定員168人） 地上5階（建て面積1,190 m ² 、延べ床面積5,856 m ² ）

（注） 当省の調査結果による。

表 1 - (4) - ②

件名	同一府省の異なる研修機関が宿泊施設を共同利用しているもの		
研修施設名	法務総合研究所高松支所	矯正研修所高松支所	
所在地	香川県高松市丸の内 1 - 1 高松法務合同庁舎		
設置根拠	法務省組織令（平成 12 年政令第 248 号）第 62 条 法務総合研究所組織規則（平成 13 年法務省令第 7 号）第 19 条	法務省組織令（平成 12 年政令第 248 号）第 63 条 矯正研修所組織規則（平成 13 年法務省令第 8 号）第 6 条	
主な研修対象者	法務省職員（ただし、矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員は除く。）	法務省職員（ただし、高松矯正管区所管の矯正の事務に従事する職員）	
定員	6 人（すべて兼務）	2 人	
敷地	972.9 m ² （宿泊施設分）		
主な施設の設置状況	教室等	教室 1 室（定員 28 人） （高松法務合同庁舎内）	教室 2 室（定員 30 人） （高松法務合同庁舎内）
	宿泊施設	19 室（定員 38 人） 建て面積 223.8 m ² 、延べ床面積 659.5 m ²	
	体育施設	—	
予算（平成 21 年度）	16,856 千円	—（予算は、矯正研修所本所において、一括で計上）	
研修実施状況（平成 21 年度）	研修数	10 研修	24 研修
	受講者数	延べ 634 人	延べ 3,580 人
	宿泊者数	延べ 305 人	延べ 2,452 人
	稼働率	施設全体：14.9% 教室平均：14.9% 宿泊施設：39.0% （単独利用 4.3%）	施設全体：61.6% 教室平均：36.8% 宿泊施設：39.0% （単独利用 34.7%）

〔説明〕

法務総合研究所高松支所は、法務省職員のうち矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く職員に対して、矯正研修所高松支所は、法務省職員のうち矯正の事務に従事する職員に対して研修を実施しているが、両機関では双方の研修の受講者の宿泊のために、宿泊施設を共同で利用している。

表 宿泊施設の概要

名称	法務総合研究所高松支所及び矯正研修所高松支所寮		
所在地	香川県高松市高松町 2106-20	竣工年度	昭和 52 年 11 月
土地	972.9 m ²	建物	鉄筋コンクリート 3 階建 建て面積 223 m ² 、延べ面積 659 m ²
宿泊定員	38 人	稼働率	39.0%（うち法務総合研究所高松支所分 4.3%、うち矯正研修所高松支所分 34.7%）
施設管理	法務総合研究所高松支所（高松高等検察庁）	宿泊施設から研修所まで時間等	J R 古高松南駅から高松駅まで乗車して、徒歩を含め 30 分程度を要する。

（注）当省の調査結果による。

法務総合研究所高松支所及び矯正研修所高松支所では、昭和 52 年以前に別々に研修施設を所有し

ていたものを現在地（高松市高松町）へ移転するに当たり共同で設置しているが、設置経緯については不明であるとしている。

施設の維持・補修や各種契約関係事務は、法務総合研究所高松支所（注）が実施し、施設の運営・管理は当該施設を主に利用する矯正研修所高松支所が行っている。

（注） 法務総合研究所高松支所は、会計機関がないため併設されている高松高等検察庁（検事長が支所長を兼務）が契約等を実施

表1-(4)-③

同一ブロック内の研修施設の設置状況

府省名	所在地									
	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
総務省			○情報通信政策研究所 ○統計研修所 ○自治大学校 ○消防大学校							
法務省	○法務総合研究所札幌支所 ○矯正研修所札幌支所	○法務総合研究所仙台支所 ○矯正研修所仙台支所	○法務総合研究所牛久支所 ○矯正研修所東京支所 ○公安調査庁研修所 ○矯正研修所 ○法務総合研究所浦安総合センター ○法務総合研究所		○法務総合研究所名古屋支所 ○矯正研修所名古屋支所	○法務総合研究所大阪支所 ○矯正研修所大阪支所	○法務総合研究所広島支所 ○矯正研修所広島支所	○法務総合研究所高松支所 ○矯正研修所高松支所	○法務総合研究所福岡支所 ○矯正研修所福岡支所	
財務省	○税関研修所函館支所 ○税務大学校札幌研修所	○財務総合政策研究所東北研修支所 ○税務大学校仙台研修所	○税関研修所横浜支所 ○財務総合政策研究所関東研修支所 ○財務総合政策研究所 ○税関研修所東京支所 ○税関研修所 ○会計センター ○税務大学校関東信越研修所 ○税務大学校 ○税務大学校東京研修所		○財務総合政策研究所東海研修支所 ○税関研修所名古屋支所 ○税務大学校名古屋研修所	○税関研修所神戸支所 ○税関研修所大阪支所 ○財務総合政策研究所近畿研修支所 ○税務大学校大阪研修所	○財務総合政策研究所中国研修支所 ○税務大学校広島研修所		○税務大学校福岡研修所 ○税関研修所門司支所 ○税関研修所長崎支所 ○税務大学校熊本研修所	
厚生労働省			○国立きぬ川学院(研修棟) ○秩父学園附属保護指導職員養成所(研修棟、宿舍棟) ○国立児童自立支援施設国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 ○国立障害者リハビリテーションセンター学院 ○国立保健医療科学院							

府省名	所在地									
	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
農林水産省			○農林水産研修所つくば館水戸ほ場 ○農林水産研修所つくば館 ○農林水産研修所 ○関東農政局土地改良技術事務所 ○森林技術総合研修所 ○森林技術総合研修所林業機械化センター ○植物防疫所研修センター							
国土交通省		○航空保安大学校岩沼研修センター ○東北地方整備局東北技術事務所 ○海上保安学校宮城分校	○国土技術政策総合研究所研修センター ○関東地方整備局関東技術事務所 ○気象大学校 ○国土交通大学校 ○国土交通大学校柏研修センター			○近畿地方整備局近畿技術事務所 ○航空保安大学校 ○海上保安学校	○中国地方整備局中国技術事務所 ○海上保安大学校		○九州地方整備局九州技術事務所 ○海上保安学校門司分校	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 同一府省の複数の研修機関が同一ブロック内に研修施設を設置している場合にこれらの研修施設名を記載している。ただし、同一ブロック内に設置しているすべての研修施設の教室の平均稼働率が50%以上となっているものは除いている。
 3 項目1(1)で廃止することが可能と指摘したものと及び研修専用の教室等を設置せずに会議室等で研修を実施しているものは記載していない。
 4 各欄は、教室の平均稼働率が低い研修施設から順に記載している。
 なお、教室の稼働率は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日（242日（平成21年度）））に対する研修利用日数の割合により算出した。

表1-(4)-④

件名	近隣に所在する研修施設等との施設の共同利用を推進する余地があるもの		
研修施設名	環境調査研修所	国立障害者リハビリテーションセンター学院	
所在地	埼玉県所沢市並木3-3	埼玉県所沢市並木4-1	
設置根拠	環境省組織令（平成12年政令第256号）第42条	厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第149条	
主な研修対象者	環境省の職員、地方公共団体等の職員	障害者のリハビリテーションに関する事業に従事している各種専門職員	
定員	18人	3人	
敷地	20,000 m ²	8,421 m ²	
主な施設の設置状況	教室等	教室8室（定員382人） 実験室6室（分析研修専用の教室） 建て面積2,972 m ² 延べ床面積8,025 m ²	教室1室（定員100人） 建て面積2,468 m ² 延べ床面積8,421 m ²
	宿泊施設	122室（定員122人） 建て面積982 m ² 延べ床面積4,300 m ²	20室（定員40人） 建て面積794 m ² 延べ床面積1,385 m ²
	体育施設	グラウンド（2,214 m ² ） テニスコート（875 m ² ）	—
予算（平成21年度）	466,346千円	73,728千円	
研修実施状況（平成21年度）	研修数	47研修	23研修
	受講者数	延べ9,905人	延べ4,985人
	宿泊者数	延べ7,379人	延べ1,007人
	稼働率	施設全体：69.0% 教室平均：10.2%（分析研修（17研修）専用の教室（実験室）6室を除く。以下同じ。） 宿泊施設：32.5%	施設全体：37.2% 教室平均：37.2% 宿泊施設：13.5%
[説明]			
<p>環境調査研修所は、環境省の職員、他省庁及び地方公共団体等の職員を対象に、職務遂行に必要な専門的知識及び技術を習得させるとともに、行政的視野の拡大及び行政的識見の向上を図るための研修を実施している。</p> <p>環境調査研修所の平成21年度の稼働状況をみると、施設全体の稼働率は69.0%あるものの、教室の平均稼働率は10.2%、宿泊施設の稼働率は32.5%となっており、研修施設を効率的に運用する余地があることから、近隣に所在する研修施設等との施設の共同利用を推進する余地があると考えられる。</p>			
1 環境調査研修所の設置概要			
<p>環境調査研修所は、環境省組織令（平成12年政令第256号）第42条第2項第1号で「環境省の所掌事務に係る事務を担当する職員その他これに類する者の養成及び訓練を行うこと。」とされ、環境省の職員、他省庁及び地方公共団体等の職員を対象に、職務遂行に必要な専門的知識及び技術を習得させるとともに、行政的視野の拡大及び行政的識見の向上を図るため、行政研修、国際研修、分析研修及び職員研修を実施している。</p>			

2 環境調査研修所の稼働状況

環境調査研修所の平成 21 年度の稼働状況をみると、施設全体の稼働率は 69.0%あるものの、教室の平均稼働率は 10.2%と低調となっており、個々の教室の稼働率をみると、稼働率が 10%未満の教室が 5 室あり、教室の稼働状況が非効率なものとなっていることから、効率的に教室を運用する余地があると考えられる。

なお、第 6 教室と中セミナー室は、O A 室となっており、受講者がレポートの取りまとめ等のために利用しており、研修の講義等には利用していないとしているが、教室として使用することが十分可能とみられる。

表 1 環境調査研修所の各研修室の利用実績及び稼働率（平成 21 年度）（単位：人、日、%）

区分	講堂	第 1 教室	第 4 教室	第 5 教室	第 6 教室 (O A 室)	大セミナー室	中セミナー室 (O A 室)	小セミナー室	平均
定員	120	60	20	20	50	72	20	20	—
研修利用日数	77	43	35	10	0	22	0	10	—
稼働率	31.8	17.8	14.5	4.1	0	9.1	0	4.1	10.2

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「稼働率」欄は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日（242 日（平成 21 年度）））に対する研修利用日数の割合を表す。

3 分析研修（17 研修）専用の教室（実験室）6 室は記載していない。

一方、環境調査研修所は、遠方からの受講者の利便性等のために宿泊施設（宿泊室 122 室、定員 122 人）を設置しており、平成 21 年度の宿泊施設の稼働状況をみると、宿泊施設の稼働率（注）は、32.5%となっている。また、宿泊人数が 100 人を上回るのは年間 7 日にとどまっており、宿泊施設を効率的に運用する余地があると考えられる。

(注) 宿泊施設の稼働率の計算は、次のとおり。

宿泊施設の稼働率 = 年間宿泊人日 ÷ 年間利用可能人日 × 100%

年間宿泊人日：平成 21 年度に当該宿泊施設に宿泊した人の延べ宿泊日数（7,381 人日）（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）に宿泊した者は除く。）

年間利用可能人日：宿泊部屋定員（122 人）× 186 日（平成 21 年度）（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）を除いた日）

3 環境調査研修所の施設の貸出し状況

環境調査研修所は、他の機関に自施設を貸し出すことについて、研修の実施に支障がなければ問題がないとしているが、他の機関に貸し出した実績はないとしている。

また、近隣に所在する国立障害者リハビリテーションセンター学院は、「サービス管理責任者指導者養成研修会」の開催に当たって、研修会場が不足する可能性があったため、環境調査研修所に借用の可否について問い合わせたが、環境調査研修所は、貸出しのための環境整備がなされなかったことを理由に、自施設の貸出しをしていない。

4 国立障害者リハビリテーションセンター学院の設置概要

国立障害者リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第149条第1項第1号で「技術者の養成及び訓練を行うこと。」とされ、センターに置かれる学院については、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第695条で「学院は、障害者のリハビリテーションに関し、技術者の養成及び訓練を行うことをつかさどる。」とされている。

5 国立障害者リハビリテーションセンター学院の稼働状況

国立障害者リハビリテーションセンター学院の平成21年度の施設の稼働状況をみると、受講者数が一度に教室の定員100人を上回るものが3研修あり、同学院の教室で研修の実施が困難な場合は、センター内の養成部門で使用している教室等を使用することもあるとしている。

また、国立障害者リハビリテーションセンター学院では、受講者が一度に同学院の宿泊施設の定員40人を上回る研修が8研修あるが、宿泊については、事前に宿泊施設への宿泊希望を確認し、希望者が40人を超える場合は抽選により選出しており、抽選に外れた受講者は近隣のホテル等を探してもらっているとしている。

表2 国立障害者リハビリテーションセンター学院の受講者数の状況（平成21年度）

受講者数	研修数
100人超	3
40人超～100人	5
40人以下	15
合計	23

(注) 当省の調査結果による。

6 他府省の動向

国家公安委員会（警察庁）及び防衛省においては、研修施設等の貸出しに係る規程等を整備するなどし、他府省との間で研修施設の共同利用を行っているものの、これら以外の府省にあっては、府省全体として、他府省との間で研修施設の共同利用を行っているものはみられなかった。

(注) 内閣府においては、項目1(1)で廃止することが可能とみられると指摘した沖縄総合事務局研修所のほかに、主として研修を実施するための教室を設置している研修施設はない。

表1-(5)

地方研修支所等の研修担当職員の業務実施体制等

(単位：人、日)

府省名	地方研修支所等	地方支分部局等	専任職員数	兼務職員数	研修実施日数	平均研修実施日数
警察庁	東北管区警察学校	東北管区警察局	19	1	212	212.9
	関東管区警察学校	関東管区警察局	34	0	242	
	中部管区警察学校	中部管区警察局	20	0	223	
	近畿管区警察学校	近畿管区警察局	21	0	222	
	中国管区警察学校	中国管区警察局	17	1	208	
	四国管区警察学校	四国管区警察局	19	0	168	
	九州管区警察学校	九州管区警察局	20	0	215	
法務省	法務総合研究所札幌支所	札幌高等検察庁等	0	5	41	81.0
	法務総合研究所仙台支所	仙台高等検察庁等	0	5	50	
	法務総合研究所牛久支所	東日本入国管理センター	0	11	148	
	法務総合研究所名古屋支所	名古屋高等検察庁等	0	5	132	
	法務総合研究所大阪支所	大阪高等検察庁等	0	5	128	
	法務総合研究所広島支所	広島高等検察庁等	0	5	35	
	法務総合研究所高松支所	高松高等検察庁等	0	6	36	
	法務総合研究所福岡支所	福岡高等検察庁等	0	5	78	182.1
	矯正研修所札幌支所	札幌矯正管区	0	3	200	
	矯正研修所仙台支所	仙台矯正管区	0	3	180	
	矯正研修所東京支所	東京矯正管区	0	5	210	
	矯正研修所名古屋支所	名古屋矯正管区	0	2	201	
	矯正研修所大阪支所	大阪矯正管区	0	3	201	
	矯正研修所広島支所	広島矯正管区	0	2	148	
財務省	財務総合政策研究所北海道研修支所	北海道財務局	1	3	51	47.8 (51.6)
	財務総合政策研究所東北研修支所	東北財務局	1	3	56	
	財務総合政策研究所関東研修支所	関東財務局	2	2	51	
	財務総合政策研究所北陸研修支所	北陸財務局	1	3	39	
	財務総合政策研究所東海研修支所	東海財務局	2	2	53	
	財務総合政策研究所近畿研修支所	近畿財務局	2	2	70	
	財務総合政策研究所中国研修支所	中国財務局	2	2	68	
	財務総合政策研究所四国研修支所	四国財務局	1	3	43	
	財務総合政策研究所北九州研修支所	福岡財務支局	1	3	40	
	財務総合政策研究所南九州研修支所	九州財務局	1	3	45	
	財務総合政策研究所沖縄研修支所	内閣府沖縄総合事務局財務部	0	3	10	100.4
	税関研修所函館支所	函館税関本関	1	2	105	
	税関研修所東京支所	東京税関本関	1	24	146	
	税関研修所横浜支所	横浜税関本関	1	24	92	
	税関研修所名古屋支所	名古屋税関本関	1	35	81	
	税関研修所大阪支所	大阪税関本関	1	13	99	
	税関研修所神戸支所	神戸税関本関	1	25	91	
	税関研修所門司支所	門司税関本関	1	21	148	
	税関研修所長崎支所	長崎税関本関	1	2	78	
	税関研修所沖縄支所	沖縄税関本関	1	2	64	
国税庁	税務大学校札幌研修所	札幌国税局	7	0	153	156.6
	税務大学校仙台研修所	仙台国税局	7	0	171	
	税務大学校関東信越研修所	関東信越国税局	9	5	228	
	税務大学校東京研修所	東京国税局	11	17	227	
	税務大学校金沢研修所	金沢国税局	3	1	83	
	税務大学校名古屋研修所	名古屋国税局	10	10	230	
	税務大学校大阪研修所	大阪国税局	10	3	230	
	税務大学校広島研修所	広島国税局	8	0	165	
	税務大学校高松研修所	高松国税局	3	1	74	
	税務大学校福岡研修所	福岡国税局	3	1	70	
農林水産省	東北農政局土地改良技術事務所	東北農政局	0	3	76	54.6
	関東農政局土地改良技術事務所	関東農政局	0	3	83	
	北陸農政局土地改良技術事務所	北陸農政局	0	3	38	
	東海農政局土地改良技術事務所	東海農政局	0	3	31	
	近畿農政局土地改良技術事務所	近畿農政局	0	3	37	
	中国四国農政局土地改良技術事務所	中国四国農政局	0	3	63	
	九州農政局土地改良技術事務所	九州農政局	0	3	54	

府省名	地方研修支所等	地方支分部局等	専任職員数	兼務職員数	研修実施日数	平均研修実施日数
国土交通省	北海道開発局研修センター	北海道開発局	7	0	106	133.3 (136.0)
	東北地方整備局東北技術事務所	東北地方整備局	5	0	155	
	関東地方整備局関東技術事務所	関東地方整備局	0	1	112	
	北陸地方整備局北陸技術事務所	北陸地方整備局	1	0	136	
	中部地方整備局中部技術事務所	中部地方整備局	1	0	129	
	近畿地方整備局近畿技術事務所	近畿地方整備局	1	0	167	
	中国地方整備局中国技術事務所	中国地方整備局	2	0	141	
	四国地方整備局四国技術事務所	四国地方整備局	4	0	121	
	九州地方整備局九州技術事務所	九州地方整備局	3	0	133	

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 「専任職員数」欄は、地方研修支所等に配置された専任の研修担当職員(受講者の教授等を行う教官等を除く。)の人数を示す。
- 3 「兼務職員数」欄は、地方研修支所等に配置された兼務の職員(受講者の教授等を行う教官等を含む。)の人数を示す。
- 4 「研修実施日数」欄は、地方研修支所等が実施した研修の実日数を示す。
- 5 「平均研修実施日数」欄は、それぞれの地方研修支所等の研修実施日数の平均を示す。なお、()内の数値は、専任職員がいない地方研修支所等を除く平均研修実施日数を示す。